

長崎県

対馬歴史研究センター所報

Bulletin of Nagasaki Prefectural Research Center for History of Tsushima

No.3
2023.3



開館記念シンポジウム特集

対馬博物館開館記念シンポジウム

基調講演①

宗家文書との出会い—56年間の歴史探訪— 田代 和生

基調講演②

対馬宗家文書との出会い 李 薫

パネルディスカッション

対馬宗家文書の可能性 佐伯 弘次・地主 智彦・藤井 良昭・須田 牧子・荒木 和憲

研究論文

「元禄～宝永期における対馬藩の在村鉄砲と「猪鹿逐詰」 丸山 大輝

科学研究費シンポジウム

広がる!対馬歴史研究—対馬藩から見る江戸時代の日本—

令和4年度企画展

「修理のあゆみ～対馬宗家文書修理30年の歴史～」概要報告 山口 華代

表紙写真について

多久頭魂神社は、対馬独特の信仰として知られる「天道信仰」の拠点である。社殿の傍には対馬最大とされる大楠がご神木としてそびえており、地元の人々からは「お堂のクス」と呼ばれて大切にされている。

(写真は横堀朋秀様よりご提供いただきました)

長崎県

対馬歴史研究センター所報 3号



金鼓きんこ
(多久頭魂神社所蔵 対馬歴史研究センター寄託)

金鼓とは、仏教儀礼に用いられる梵音具の一種である。高麗の高宗三二年(一二四五)に慶尚南道の晋州で制作されたと考えられており、後に対馬へ渡って、正平一二年(一二三五七)には多久頭魂神社(現対馬市厳原町豆つ酸)に奉懸された。同資料は外来形式の梵音具として日本最大のもので、朝鮮半島にも例のない大作である。昭和五〇年(一九七五)国の重要文化財に指定された。

(外径八一・二cm 総厚二〇・〇cm 重量九九・五kg)

発刊にあたって



長崎県対馬歴史研究センター
所長 外園利之

このたび『長崎県対馬歴史研究センター所報 NO.3』を発刊する運びとなりました。

対馬歴史研究センターは、国の重要文化財に指定されている「対馬宗家関係資料」をはじめとする貴重な資料を次世代に継承していくために、修理事業等を行いながら資料を適正に保存管理するとともに、調査研究を推進し、資料の価値をさらに顕在化させることを目指して、令和2年4月に開所した機関であります。

当センターが所蔵する「宗家文庫史料」は、対馬藩宗家伝来の総数約8万点におよぶ資料群で、現存する大名家文書の中でも国内最大規模を誇ります。

また、対馬藩が朝鮮国との外交・貿易に従事していたことから、江戸時代の日朝関係史を知るうえで欠かすことができない資料と評価されており、平成24年と平成27年には、「宗家文庫史料」のうち、51,946点が国の重要文化財に指定されています。

このたびの『長崎県対馬歴史研究センター所報』は、当センターの活動を多くの方に理解していただけるよう発刊いたしました。

令和4年4月には、当センターと一体的に整備を進めてきました「対馬博物館」が開館し、その開館を記念して、当センターでは開館記念シンポジウムやワークショップを開催いたしました。

また、本県が平成4年度から取り組んできた古文書の修理の成果等について展示し、来館者に文化財修理の必要性等を感じていただくために、令和4年7月から9月にかけて、「修理のあゆみ～対馬宗家文書修理30年の歴史～」の企画展を開催いたしました。

今回の所報には、本センター職員の研究論文等に加え、開館記念シンポジウムの講演内容や企画展の概要等についても掲載しておりますので、多くの皆様に読んでいただければ幸いです。

最後になりましたが、当センターの活動に御理解、御協力いただいている皆様にお礼を申し上げますとともに、今後とも当センターの様々な活動について、御指導、御支援をいただきますようお願いします。

目次

概要

基本理念と主要事業・概念図・職員名簿	6
沿革	7

対馬博物館開館記念シンポジウム特集

対馬博物館開館記念シンポジウム概要報告	8
基調講演①	
宗家文書との出会い—56年間の歴史探訪— 慶應義塾大学名誉教授 田代 和生	9
基調講演②	
対馬宗家文書との出会い 韓国翰林大学国際問題研究所研究教授 李 薫	23
パネルディスカッション	
対馬宗家文書の可能性 佐伯 弘次・地主 智彦・藤井 良昭・須田 牧子・荒木 和憲	31

I 調査研究

資料閲覧室の利用について	62
研究入館者・資料貸出・寄託/寄贈/購入・資料調査・レファレンス・展示実績	64
研究論文	
「元禄～宝永期における対馬藩の在村鉄砲と「猪鹿逐詰」 丸山 大輝	66-84

II 保存修復

維持管理行為	86
本格修理	88

III 国内外の研究機関との連携

科学研究費シンポジウム	
「広がる！対馬の歴史研究 - 対馬藩から見る江戸時代の日本 -」 概要報告	92

IV 情報発信

令和4年度企画展	
「修理のあゆみ～対馬宗家文書修理30年の歴史～」 概要報告 山口 華代	96
ワークショップ概要報告	110
出前講座/研修・体験等受け入れ/視察・見学・展示解説など	112
取材協力・掲載分	114
寄贈図書	115

概要

対馬歴史研究センター 基本理念と主要事業

調査研究

「対馬宗家関係資料」など、対馬に関する歴史資料の調査研究を推進し、新たな歴史的事実の把握に努める。

基本理念

地元対馬の宝であり、国の重要文化財でもある「対馬宗家関係資料」を中心とした貴重な歴史資料を適正に保存管理し、人類共有の遺産として次世代に継承するとともに、調査研究を推進することで、資料の価値をさらに顕在化させ、人々に正確な歴史的事実を伝えていく。

保存修復

「対馬宗家関係資料」など貴重な歴史資料を安全かつ安定的に保存管理するとともに、修理等を実施し、次世代へ継承していく。

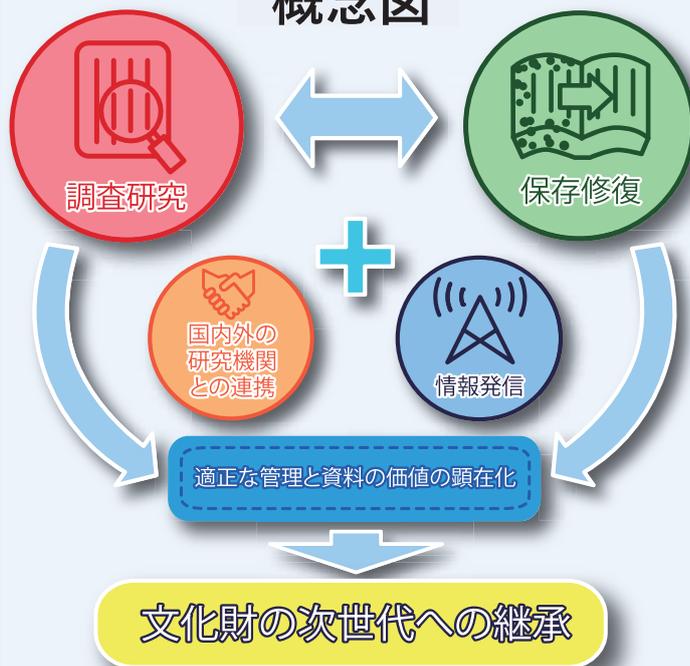
国内外の研究機関との連携

国内外の研究機関及び研究者と学術ネットワークを構築し、国内外の研究者が集う研究調査の交流拠点を目指す。

情報発信

収蔵資料及び研究成果のデータベース化、デジタル画像の公開など、ホームページ等を活用した国内外への情報公開を促進する。

概念図



令和4年度 職員名簿

所長	外園 利之
課長	大浦 隆司
係長	山口 華代
学芸員	丸山 大輝
事務員	秋永 千代子
事務補助員	山下 恭子
事務補助員	若松 香織
事務補助員	小島 成美
史料調査補助員	浦田 良美
史料調査補助員	小島 利恵子
史料調査補助員	権藤 安子

対馬歴史研究センターのあゆみ

1977
S52

対馬歴史民俗資料館設置



2019
R1

博物館ゾーン建設工事完了
対馬歴史民俗資料館閉館



2020
R2

対馬歴史研究センター開設



2022
R4

- 4月 対馬博物館開館記念シンポジウム開催
 - 5月 宗家文書ワークショップ開催
 - 7月 企画展「修理のあゆみ～対馬宗家文書修理 30年の歴史～」開催
 - 12月 科学研究費シンポジウム
- 「広がる！対馬歴史研究 - 対馬藩から見る江戸時代の日本 -」開催



対馬博物館開館記念シンポジウム

令和4年4月30日（土）の対馬博物館開館を記念して、対馬歴史研究センターではシンポジウムを開催しました。新型コロナウイルス感染症が拡大していたにもかかわらず、当日は島内外から150名を超える方々にご参加をいただきました。

【シンポジウムの概要】

- 1 日時 令和4年4月30日（土）10：00～15：30
- 2 会場 対馬市交流センターイベントホール
- 3 主催 長崎県対馬歴史研究センター
- 4 参加者数等 115名＋ライブ配信視聴者
※アーカイブ映像は研究センターHPからご視聴いただけます。
- 5 会次第
 - 【午前の部】
 - 10：00～10：10 あいさつ 外園利之（対馬歴史研究センター所長）
 - 10：10～11：10 基調講演①
「宗家文書との出会い—56年間の歴史探訪—」
田代和生（慶應義塾大学名誉教授・日本学士院会員）
 - 11：20～12：20 基調講演②
「対馬宗家文書との出会い」
李薫（韓国翰林大学国際問題研究所研究教授）
 - 【午後の部】
 - 13：30～15：30 パネルディスカッション「対馬宗家文書の可能性」
コーディネーター
佐伯弘次（九州大学名誉教授）
パネリスト
地主智彦（文化庁参事官（文化創造担当）付地方展開企画調整官）
藤井良昭（修理工房宰匠株式会社 代表取締役）
須田牧子（東京大学史料編纂所 准教授）
荒木和憲（九州大学大学院人文科学研究院 准教授）
 - 15：30 閉会



【基調講演①】

宗家文書との出会い—56年間の歴史探訪—

慶應義塾大学名誉教授・日本学士院会員 たしろ かずい 田代 和生



ただいまご紹介に預かりました田代です。

私が初めて対馬に参りましたのは昭和43年(1968)で、今から54年前のことです。全く対馬に縁がなかった私ですが、なぜ対馬にこれほど長く通う運命にあったのか、というそれは宗家文書に出会ってしまったためです。萬松院御文庫との出会いが、対馬との縁の始まりでした。宗家文書は対馬だけではなく、東京にも、韓国にもあります。それらとの出会いのおかげで、新しい歴史像を明らかにすることができました。今日はその出会いの歴史を、体験談を交えてお話ししたいと思います。後半は、私の研究の柱になっております対馬藩による銀貿易のことについてお話していきたいと思っています。

1. 様々な出会い

①「人參往古銀」との出会い

まず最初に、私が歴史を深く勉強したいと思ったのは、かなり早い時期でして、昭和41年(1966)のことです。そのころ中央大学の学部2年生で、史料講読で新井白石が書いた『折たく柴の記』をテキストとして講読したことに始まります。新井白石という人物は、第六代将軍の徳川家宣に仕えた有名な儒学者です。この『折たく柴の記』は白石の自叙伝ですので、初めのうちは彼の生い立ちだとか、それから将軍にどうやって仕えるようになったか、或いは

後に「正徳の治」と言われる政治改革で実行した儀礼のことなどが中心に書かれています。しかし後半になりますと、内容が、私にとりましてはですけれども、すごく面白くなります。それというのも、白石は当時の勘定方の荻原重秀の政策に反対し、激しいバトルを繰り返すなかで、たとえ江戸城内で刺し違えてもいいから、この人物は除かなければならないといった激しい言葉で批難しています。この両者のバトルの中から、当時かかえていた江戸時代の貨幣の様々な問題点が浮かび上がってきました。

荻原重秀という人物は、歴史上は悪役的な存在で知られております。そのためでしょうか、きちんと描かれた肖像画が残っておりません。(図1)左側の新井白石画像は、衣冠束帯で素晴らしく、堂々とした風貌の肖像画がよく知られております。しかし右側の荻原重秀の画像は、長崎への巡見使として派遣



図1

され、そこでカピタン（出島の商館長）と会った時のスケッチ図「出嶋絵図」（東京大学史料編纂所所蔵）に描かれたものしか残っておりません。両者は生まれた時期が1年しか変わらないのですが、かたや悪役、かたや清廉潔白な政治家といった感じで歴史に登場します。

荻原重秀がやってのけたのは、貨幣改鑄です。江戸時代の貨幣は、金貨は小判、銀貨は丁銀と豆板銀という二つの本位貨幣がありました。江戸の初期、小判の品位は84%、銀貨は80%と、とても良かったのですが、これを荻原重秀が元禄8年（1695）に、小判を57%へ、そして銀貨を64%へ落としました。つまり悪鑄です。この悪鑄の状態ですが、例えば金貨ですと、ちょっと黒みがかかった感じがして、いかにも悪鑄だと分かりますが、銀貨の方は色からはあまり分かりません。けれども、その表面から悪鑄か否かが判断できます。銀は鑄造するとき高温で溶か

されますが、それが空中に出されると、今まで吸い込んでいた酸素を一気に吐き出します。これをスピッチング（spitting = つばを吐く）と言います。銀の含有量が多ければ多いほど、このスピッチングは激しくなります。だから、質のよい銀貨ほどデコボコしたり、時には穴があきます。幕府は改鑄した金銀貨の品位を一切公表しませんが、両替屋など貨幣に携わる人々は、これが悪鑄であるかどうかを表面から見抜いていきます。（図2）これを丁銀ごとにみていきますと、元禄銀は品位が少しだけ悪くなったため、まだデコボコ状態が残っていますが、右の方の宝永二ツ宝銀、宝永永字銀、三ツ宝銀、四ツ宝銀は、宝永期に入ってから改鑄で、それも丁銀だけに集中した貨幣改悪です。荻原重秀によって、凄まじい勢いで貨幣の質がどんどんと劣悪なものになっていきます。初期に鑄造された慶長銀貨の品位は80%でしたが、一番最後の宝永四ツ宝銀になると、たった20%しかあり

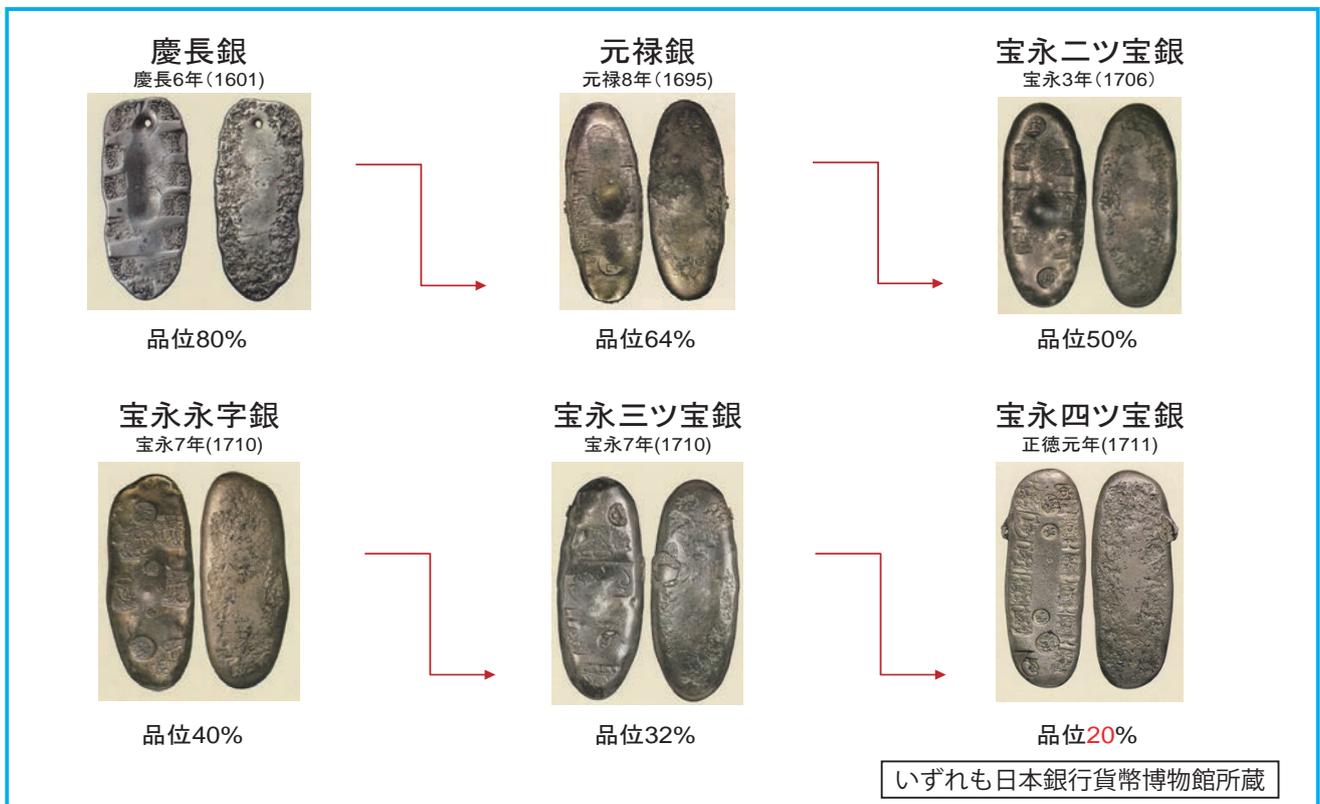


図2

ません。銀貨は銅と抱き合わせて鑄造していきますので、宝永四ツ宝銀は銀が20%、銅が80%で、これを銀貨などというのはおこがましい限りです。三ツ宝とか四ツ宝とかというのは、重秀が改悪するたびに「宝」という字を上極印(スタンプ)したもので、皮肉なことに「宝」という字が多くなればなるほど、劣質な貨幣になっていきます。しかも宝永永字銀ですが、これが作られたのは宝永7年(1710)3月でした。それが次の三ツ宝銀は翌月の4月に発行されています。そして四ツ宝銀は、その次の年(正徳元年、1711)の8月に発行されました。つまりわずか1年5ヶ月の間に、3度も貨幣改悪しているのです。白石が一番気に入らなかったのは、こうした改悪をするということの報告を誰にもしない、つまり幕府の正式な許可を得ないで(もちろん将軍も知らないうちに)、これをやってのけたということです。重秀によれば、国内に金貨・銀貨の原材料がなくなってきたので、貨幣の品位を落とせば大量の通貨を鑄造することができるということです。問題は、銀貨を鑄造する銀座人と結託していたことです。もちろん銀座人は、銀一枚を作るとに手数料が入りますが、その一部を賄賂の形で重秀に差し出していたということも白石の怒りを買っていました。白石はこのバトルの最後で重秀を牢屋に入れて、自分の理想とする慶長期と同じ品位の金銀貨(正徳金銀)、つまり小判84%、銀貨80%といった以前の良い品位の通貨に戻しました。こうしたことが『折りたく柴の記』の中に書かれていて、歴史の面白さ、とくに貨幣史の面白さを実感して、卒業論文はぜひ江戸時代の貨幣をテーマにしてみたいと考えておりました。

しかしながら、貨幣史というのは奥が深く、かつ難しいものです。とりわけ文学部に入った私にとりましては、貨幣の法則じたい、なかなか理解することができません。例えば、よく聞く「悪貨は良貨を駆逐する」

というグレッシャムの法則というのがあります。現実の問題として、元禄金銀貨が大量に鑄造されると、良質な慶長期の金銀貨は市場から姿を消していきます。これは非常にわかりやすい法則なのですが、これが貨幣数量説になってきますと、やや難しくなります。 $MV = PT$ という、フィッシャーの方程式があります。Mは貨幣数量(Money)、Vは流通速度(Velocity)、Pは物価(Price)、Tは取引量(Trade)で、MかけるVは、PかけるTに等しい、という数式です。このうち流通速度というのは、貨幣が人々の間をどのぐらいの速度でかけわたるかというものです。例えば、バイトしてお金を稼いで貨幣を渡されます。それをすぐに銀行へ持って行って貯蓄すれば、その貨幣の流通速度は遅くなります。逆に借金があって、稼いだお金をすぐに返済に回す、あるいは何か物を購入すれば、その流通速度は速いことになります。ですから流通速度には個人差があって、一般化して速度を計測するのは困難です。そこで原則としてV(流通速度)は一定であるとして、M(貨幣数量)が変数として動けば、そのことがP(価格)とT(取引量)にどれほどの影響を与えるのかをみたのが、 $MV = PT$ の方程式です。これを荻原重秀の貨幣改鑄に当てはめると、貨幣の品位を落として発行数量が多くなりました。つまりMの部分が、ぐっと上がったのです。そうすると流通速度Vは一定ですから、イコールで結ばれたPTが上がります。ただしT(取引量)というのはいきなり増加するものではないため、短期的な上昇はP(価格)のほうへ強く反映されます。つまり貨幣数量の急激な増大は、物価高(インフレ)を招くことになります。白石は重秀を牢屋に入れた後、質の良い正徳金銀貨を作りました。そうしますと貨幣数量が収縮(減少)せざるをえないため、逆の現象が起きます。取引量(T)が急激に増加しない限り、価格(P)は急激に下がり、つまり物価安

(デフレ)を招くのです。日本経済史の人は、これを「白石デフレ」と言っています。このデフレ現象は白石が政界を引退した後も変わらず、特に米の値段に影響していきます。次の八代将軍徳川吉宗は、「白石デフレ」によって引き起こされた米価安と闘います。武士は米で給料をもらっておりますので、これが上がらないと給料が減額されたことになってしまいます。吉宗は、それを何とか上げようと日夜努力を重ね、「米将軍」とあだ名されたほどです。結局、吉宗は貨幣の発行数が鍵だと気がつきます。やがて20年間白石の水準を保った良質な貨幣を、元文期(1736～41年)に再度悪鑄金銀貨に戻し、やっと米価をあげることができました。したがって、貨幣発行数というのは物価にすごい影響を及ぼすものである、というのがひとつの貨幣理論です。

ところが江戸時代の貨幣というのは、実はすごく複雑で、理論通りに説明ができない部分が多くあります。いまは幕府の発行した金銀貨だけ、それも近世前半のことを説明しましたが、発行された貨幣にはこれ以外に銭貨があります。近世後半になりますと藩札や私札が、特に西日本地域で盛んに出回りますが、これが鑄造貨幣の発行数にあわせてどのように影響するのか。この先、貨幣数量理論をどう理解したらよいのか、文学部の学生にとっては、しだいにお手上げ状態になっていきました。

そのころ、経済史研究を専門とする田谷博吉先生が、昭和38年(1963)に出版された『近世銀座の研究』(吉川弘文館)という本に出会いました。銀貨の鑄造所である銀座についての専門書ですが、読み進みますと第3章「元禄宝永期の銀座」の次の章に、今まで知らなかった銀貨についての説明が突然出てきます。第4章「対州渡し人參代往古銀」という章です。この「対州渡し人參代往古銀」とは一体何か?と思って読んでいきましたところ、品位20%という近世貨

幣史上最悪の銀貨である宝永四ツ宝銀を発行した同じ年、朝鮮人參を輸入するためだけに、特別な銀貨、つまり慶長期と同じ特鑄銀貨(品位80%)を、京都の銀座で鑄造し、四ツ宝銀と等価交換で対馬藩へ渡したというのです。人參代往古銀という名前は、貴重薬の朝鮮人參を輸入する目的のため、往古、つまり昔の良質な慶長期の銀貨と同じ品位を持つ、という意味です。しかもこれを許可したのが、日本国内の流通貨幣を悪鑄した張本人の荻原重秀です。重秀は、貨幣の悪鑄によって朝鮮貿易で輸入していた薬用人參が手に入らなくなった、という対馬藩の言い訳をそのまま聞き入れてしまいます。朝鮮人參というのは、貴重薬の代名詞のようなもので、現代流に言いますとガンとかコロナの特効薬という感じで使われていました。先ほど、重秀は長崎への巡見使として派遣されたと申し上げましたが、それは貿易状態を調べるためです。当時、貿易の中心地であった長崎から、たくさんの銀が海外へ流出しておりましたので、これを抑制する政策を実施するために出張していたのです。ですから、当時の国内の貨幣政策と、貿易政策の両面から逸脱し、矛盾した銀貨が人參代往古銀だ、ということになります。このように訳の分からない銀貨のことが研究書に書かれており、これは面白い、対馬という所は一体どのような島なのかと、俄然興味をひかれた次第です。

貨幣史からも、貿易史からも逸脱したこの変な人參代往古銀について、もう少し調べてみたいと考え、ほかに参考文献がないかと思いましたが、結局、田谷先生が書いた本にしか出てきません。すると幸運なことに、昭和42年(1967)、田谷先生が東京に出てきて調査をするので、その助手を務めてくれないかと指導教授の中田易直先生から言われました。これは人參代往古銀のことを質問できる絶好の機会到来だと、すぐにお引き受けしました。待ち合わせ場所は、

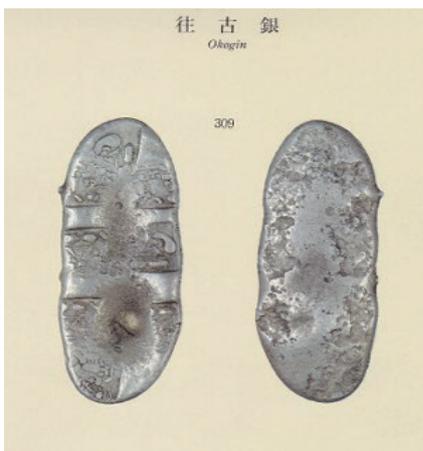
日本銀行でした。当時、日銀の地下に標本貨幣室という所があり、日本国内で使われた貨幣の、総ての標本が展示されている部屋で、古文書を写真撮影するから手伝って欲しいとのことでした。私の仕事は、古文書を広げて、動かないように上から押さえる役でした。それを何日間か務めさせていただきましたが、もちろんご奉公で、バイト代はありません。しかし、バイト代なしでよかったのです。この時の経験は、後ですばらしい二つの出会いを私に与えて下さいました。

出会いの一つ目は、何と本物の人参代往古銀(図3)が目の前に現れたことです。調査が終わるころ、標本貨幣室の郡司勇夫さんという方が1枚の銀貨を持ってこられて、これは多分、人参代往古銀じゃないかと思えますと仰ったんです。たった1枚だけ現存していた人参代往古銀。これは現在、日本銀行の貨幣博物館に展示されております。なぜ、これが人参代

往古銀なのかといいますと、銀貨の表に捺された極印から分かります。荻原重秀は宝永期の貨幣改鋳をするとき、銀座の長官(代々大黒常是家が務めていました)の5代目(常栄)をクビにし、かわりに関久右衛門という台所頭を長官に据えて、極印を打たせました。これを「関吹き銀貨」と言います。宝永三ツ宝銀、四ツ宝銀といった宝永期の悪質な銀貨は、全部この関吹きです。そのため「常是」という極印が、関吹きのものには全くありません。この印は、大黒常是家が私有するプライベートなものだからです。大黒常栄はクビになったときに、この私印「常是」を一緒に持って出て行ってしまったので、関吹きにはこれを打つことができないのです。つまり関吹き銀貨には「常是」の極印がなく、かつ品位がものすごく悪いという特徴がみられます。ところが関吹きにもかかわらず、80%という高い品位の銀貨が例外的に鋳造され、これが人参代往古銀だということ

たった一枚だけ現存していた

人参代往古銀

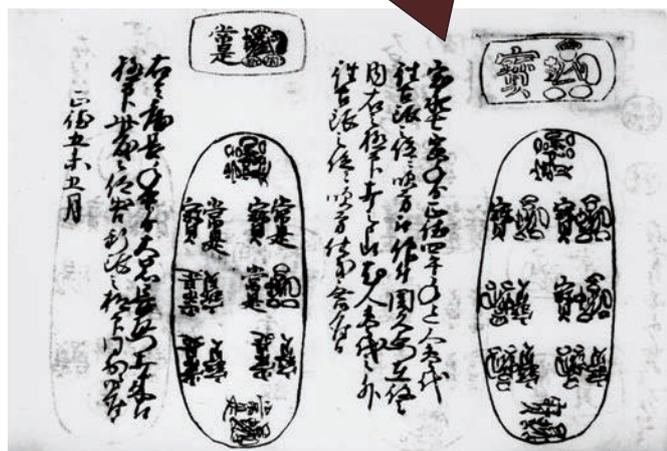


日本銀行貨幣博物館所蔵

五代目大黒常栄をクビにして鋳造した銀貨(永字・三ツ宝・四ツ宝)と同じ関吹き(関久右衛門)銀貨

正徳銀

人参代往古銀



『銀座書留』(国立国会図書館所蔵)

※請求番号は 199-371

図3

が『銀座書留』という銀座側の記録に説明されています。

こうした特徴を総て備えた人参代往古銀が目の前に出てきて、「これは確かに人参代往古銀だ。僕も見ただことないよ」と、この時田谷先生も初めてご覧になったそうです。私はまだ学部学生の3年生でしたが、このように素晴らしいものを見させていただいて良いのかと思いましたが、とにかくすごい出会いがありました。このおかげで、その後宗家文書と出会うことができましたのです。理論が難しく頭が混乱していた貨幣史よりも、人参代往古銀を追いかけよう、それには対馬だ、と思いました。この日を境に、卒業論文のテーマが決まりました。「銀と人参」です。対馬藩の記録である宗家の文書が東京にあったので、とりあえずそれに当たって調べてみることにしました。3年生のときに古文書演習を履修したおかげで、少しずつですが古文書が読めるようになってきたこ

ろでした。

②「宗家文書」との出会い

初めに行った所は、永田町の国会議事堂の側にある国立国会図書館です。ここには朝鮮釜山にあった倭館の記録、それと対馬の江戸藩邸の記録の一部が宗家の菩提寺養玉院に伝わっており、これらの記録類が保管されていました。二系統から成る古文書の流れ(図4)をみると、国立国会図書館には昭和36年(1961)にこれらの史料が入ってきたのが分かります。大変綺麗に製本し直して整理されておりましたので、倭館の館守日記やその他貿易関係の記録など、様々な貿易実態を記録したものを見ることができました。最初のころ、古文書を解読するのは大変だったのですが、宗家文書はとても綺麗に書いております。それに貿易帳簿などは数字が中心ですから、品目名さえ分かればこれも簡単です。宗家文書のおか

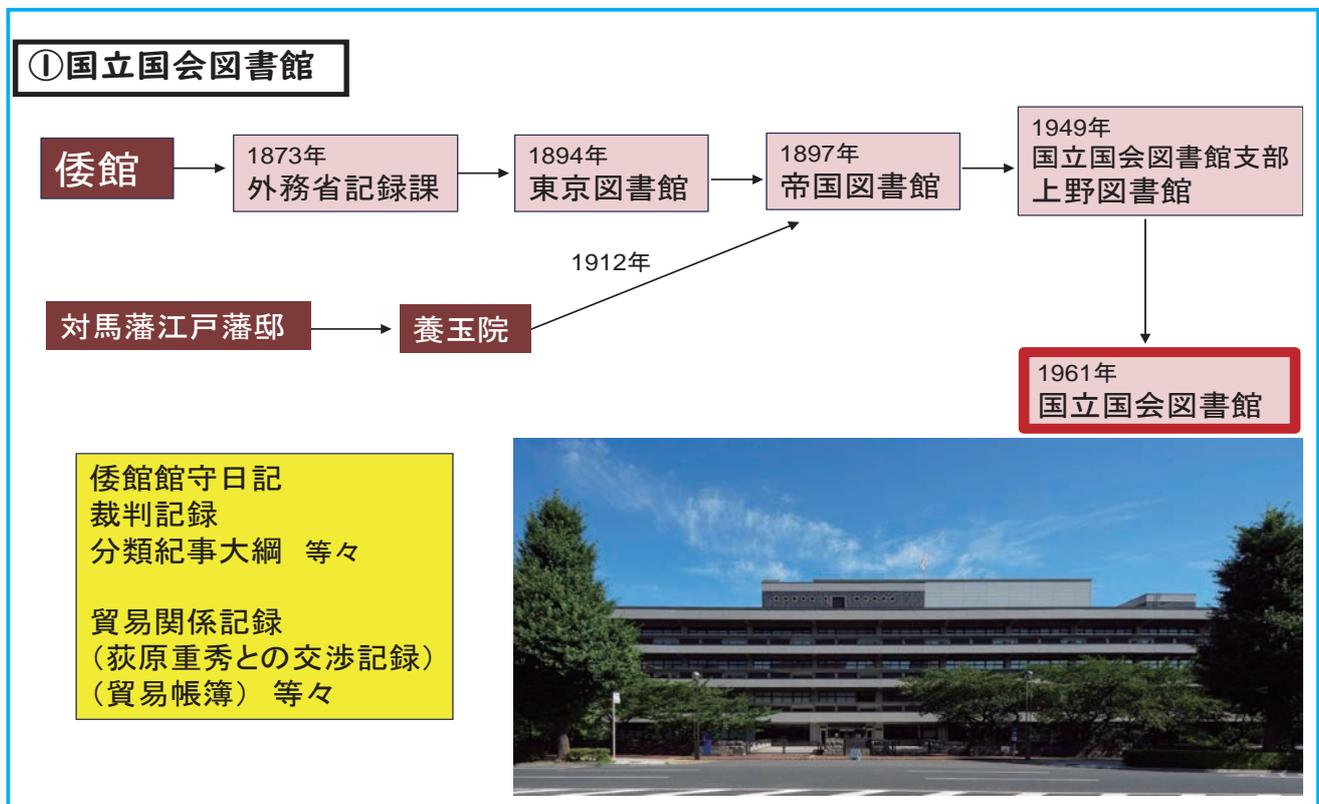


図4

げで、少しずつ古文書の解読能力を上げていくことができました。

東京には宗家文書の所蔵先が、あと2ヶ所ありました。東京大学史料編纂所と、慶應義塾大学図書館で、どちらも先ほどの国立国会図書館に入ったものと同じ江戸藩邸記録を中心としています。しかし困ったことに両所とも未整理の状態で、目録もなく、その時、目についたものをやたらに筆写するという作業を繰り返すしか方法がありませんでした。この閲覧のために多くの先生にお世話になりましたが、とりわけ東京大学史料編纂所の田中健夫先生のご恩を忘れることができません。田中先生は中世の日明・日朝関係史のご専門で、閲覧室では見ることのできない未整理の宗家文書を、ご自分のお部屋に借り出して下さり、そこでその古文書を見せていただきながら、厳しいご指導を仰ぐという光栄にも浴しました。

③「萬松院御文庫」との出会い

卒業論文は、東京にある宗家文書を利用することで書き上げましたが、歴史研究の面白さを知るにつれ、これではまだまだ不十分で、もっと研究を深化させたいと思い、大学院に進学することにいたしました。そのころ、中央大学で中世史を担当されていた森克己先生が、九州大学におられた時、九学会の調査のため対馬へ行かれたそうで、そこに宗家の史

料を収蔵した文庫があり、「確か絵描きさんがその鍵を持っているよ」という情報をいただきました。そこで、とにかく東京の史料だけではなく、対馬に行ってみるしかないと思ひまして、大学院に進学したその年の夏、バイト代を貯め込んで対馬行きを決心しました。

その頃、新幹線はまだ大阪までしか行っていませんでした。大阪で夜行列車に乗り換えて福岡まで行き、早朝に博多築港から船で対馬へ向かいました。(図5) 昔このような船が通っていたことは、皆様のご記憶にあると思います。これは対州丸で、厳原から出航する時の様子です。色々なテープを投げ合せて、別れを惜しんでいます。対馬へ来てみてその気持ちが良く分かりました。当時は博多から対馬まで6時間かかりました。途中、壱岐につきますと、船にいた方のほとんどが降りてしまいます。観光客はほとんどおらず、残ったのは漁師さんとか地元の方ばかりでした。ヨソ者は見回したところ私一人で、しかも壱岐を出たとたんすごい揺れです。へとへとになって厳原港にたどり着きました。

宗家文書は、萬松院の御文庫に収蔵されていると聞いておりました。皆さんよくご存じの萬松院は、小道を行ったつきあたりにありますが、その左側に木造の御文庫がありました。(図6) 写真で、木に隠れております所です。横に小さい門があり、そこから



図5



図6

入っていくと入口に鍵がかかっておりました。森先生からお聞きした通り、鍵を開けてくださったのが津江篤郎画伯つゑとくろうです。このとき津江さんが鍵を開けてくださらなかったら、私は一生御文庫の宗家文書に出会うことができませんでした。翌年、宗武志先生そうたけゆきが対馬においでになり、斎藤定樹さんのお宅に泊まっていたので、そこで宗先生を御紹介いただき、御文庫の中で古文書の調査をしても宜しいというご許可を直接いただくことができました。対馬での調査の総ては、津江先生のおかげです。

当時の御文庫の様子ですが、東側の入り口に雨戸があり、その前の石段に乗ってから入ってゆきます。北側は窓だけで、ここも雨戸で閉められていました。さて、文庫の中に入りましたところ、もうびっくりです。図書館の収蔵庫は見たことがありますが、後にも先にもこのような古文書専門の収蔵庫というのを見たことがありません。中に入ると、目の前に急な階段があって、天井を押し上げて2階に上がることができました。古文書は、まさに積み上げられているという状態で、目録などという便利なものは全くありません。昭和50年(1975)に、田谷博吉先生が対馬に来られました。貨幣史の先生ですから、藩札研究のためです。対馬藩は、私と同じ字を書いて

「田代(たじろ)」という飛び地領を肥前国に持っていました、そこで流通していた藩札を調べるために来られたのです。ここに御文庫の中で撮った写真(図7)があります。私は背が低いほうですが、田谷先生もそんな高い方ではありません。天井がこの高さで、そこまでびっしりと古文書が積んでありました。右側の突き当たりの奥には、絵図や古地図、倭館図などが丸められたり畳んだりした状態で積んでありました。一紙物は、何点かをぐるっと縄で縛って、いく束かをさらに丸めて積んでありました。その一紙物の束はととても開ける勇気がなく、とにかく私は冊子のほうに集中して調査していました。左側の突き当たりには、朝鮮本とか和本の入っている書棚がありまして、こちらは整然と綺麗に積み上げられておりました(図8)。このように膨大な古文書との出会いにより、いよいよ対馬との縁が切れなくなりました。

昭和50年(1975)、御文庫の調査が開始されることになりました。初年度は、比較的まとまっていた『毎日記』という役職ごとの執務記録を御文庫から別の建物の畳の部屋へ移し、とりあえず表紙のタイトルをカードに取ってみることになりました。その時の写真を見ると、泉澄一さんは座っていらっしゃいま



1975年(昭和50年)田谷博吉先生

図7



左側 朝鮮本・和本等



右側 一紙類等



右側 地図・絵図等

図8

すが、私は座る場所がなく立ったままカードを取らざるを得ないほど、古文書で溢れかえっていた状態です(図9)。昭和57年(1982)になると、机を並べてカード取りができるようになり、少しずつ環境がよくなってきました。この写真(図10)の右手前にいらっしゃる方が長崎県立図書館の石田保さん、その横の若い学生さんが佐伯弘次さん、この調査が始まったころは九州大学の学部生でした。奥の方の黒っぽい服の方が永留久恵さん、さらに奥の方に阿比留嘉博さんもおられます。この他に、小松勝助さん、大森公善さん、そして文庫の鍵を預かっている関係から津江篤郎さんも一緒に調査員として参加されていました。また調査だけではなく、時には皆さんと清水山城に登ったり、釣りをしたり、いくつかの息抜きを計画していただきました。おかげで一人で御文庫の中に籠もって、史料だけと対峙していたのでは絶対に経験できない楽しい思い出、そして何よりも多くの対馬の方々との出会いも生まれました。

平成23年(2011)、御文庫の調査がようやく終了しました。断続的ではありましたが、開始から36年目にして漸く御文庫の全貌が分かった次第です。目録は、冊子類、一紙類、絵図類、工芸品、長持文書史料といった大まかな分類をし、それぞれ項目別の目録を作り、総計8万3,800点余あることがわかりました。初めて御文庫に入ったときは、これほど膨



図9

大な点数だとは知らなかったのですが、分からなかったことがかえって幸いで、御文庫の中にずっと飛び込むことができたのかもしれない。

御文庫での史料調査ですが、1960年代の古文書調査の方法は、ひたすら手書きする筆写が主流でした。東京に所蔵されている史料も、初めは総て筆写ばかりでした。ただし近場にある史料ならばいつでもそこに出かけて調査し直すことができますが、対馬のように私にとっては遙か彼方の遠い場所での史料調査は、収集能力に限界があります。調査期間内に終われば良いのですが、御文庫のように膨大な古文書が収蔵されている所は、調査を途中で断念して帰宅せざるを得ません。そこでそのころ、よく史料の借用といった方法をとる方がおられました。所蔵者に断りをいれずに無断で持ち帰るよりはましですが、この史料の借用というのは、やはりやってはいけないことです。網野善彦さんという中世史研究者が書かれた『古文書返却の旅』(中央公論社、1999年)という本の中に、常民文化研究所を作った民俗学者の宮本常一先生が、昭和25年(1950)萬松院の御文庫の調査をなさった時のことが書かれています。宮本先生は古文書調査で断念できない、諦めきれない史料を10数点、宗武志さんの許可を得た上で、借り出して東京に持ち帰られたそうです。しかしそれらの古文書はすぐには返却されず、何と40年間以上、研究所内に置きっぱ



図10

なしにされてしまい、そのことに気がついた網野さんが「返却の旅」で対馬へ行く、というのがこの本の内容です。この本には、「古文書調査が辿った一つの失敗史」という副題がついています。本の中に対馬のことが出てきますので、その部分を読ませていただきます。

事前に連絡しておいたので、待っていてくださった資料館研究員の津江篤郎氏に迎えられた私たちは、机の上に風呂敷包を置き、挨拶を交わした(中略)。背が高く、がっしりした体格の津江氏は、いかめしい顔で腕を組みながら、無言のまま、私の説明を聞いておられた。あるいは厳しい叱責を受けるのではないかと覚悟していた私の話が終わると、津江氏はやおら腕組をとき、膝を大きく叩いて、「網野さん、これは美拳です。快拳です。今まで文書を持って行って返しにこられたのはあなたがはじめてです」といわれたのである。思いもかけぬ賞賛の言葉に、心底、私はホッとしました。そして、文書を返却しないままにすることの恐ろしさをまたあらためて痛感しました。

ここに「賞賛の言葉」とありますが、これは話した人によっては皮肉にもとれます。しかし津江さんに限って、これは正真正銘、賞賛の言葉です。ただし史料の原本を、個人的な理由で保管所の外部へ持ち出すという行為は、たとえ所有者の許可が得られたといっても、実はとても良くない行為です。それを借りたまま放置しているのは、さらなる重罪を犯しているに等しいことになります。つまり史料というものは、個人が占有してはいけません。

では、対馬の御文庫のように、膨大な史料を収集しなければならないときは、どのようにすれば良いのか。初めて対馬を訪れ、御文庫内の古文書の多さに驚いた私は、これは何か新しい方法で対処しなけ

ればならないと思いました。そこでたどり着いたのが、写真撮影です。そのころ、写真で史料収集をしていた研究者はほとんどおりませんでした。しかし、私が初めて出会った田谷先生が、日本銀行で行っていたのがまさにこれでした。京都にお住まいの先生が、短期間の東京滞在中に収集能力を最大に高める方法です。誠に運の良いことに、私は先生の助手を務めながら、写真撮影による史料収集と、そのために必要とされる撮影技術(極めて初歩的なことですが)を習得することができました。バイト代なしで務めたご褒美で、これが二つ目の出会いです。

御文庫の調査を開始するため、対馬から帰京した私は、早速、一眼レフカメラ、マイクロフィルム(36枚撮り)、三脚、ライトを購入し、さらに自宅の押し入れを改装して暗室を作り、現像・紙焼きができるように準備を調べました。しかし実際に調査してみると、あまりにも史料点数が多いことから、持ち込んだフィルムがすぐに無くなってしまうのが悩みでした。ところが有り難いことに、写真業界の技術革新により「ヒラカワ35」という複写専用のカメラが登場しました。フィルム1本が350枚撮り、古文書を見開きにしますと700ページ分撮れます。フィルム送りを半分の16ミリに設定しますと、何と1400ページ分も撮れます。これで、大量の古文書と出会うことができるようになりました。コピー機がまだ普及していない時代、デジタルカメラが登場する以前、研究者の救いの神のごときカメラでした。

④「対馬島宗家文書」との出会い

昭和53年(1978)、いよいよ韓国に行くことになりました。宗家文書の一部が、朝鮮総督府朝鮮史編集会に入り、戦後、文教部国史編纂委員会というところに「対馬島宗家文書」という名称で引き継がれておりました。現在、国史編纂委員会は果川に移転し

ましたが、私が初めて韓国を訪れた時は、ソウル市内の南山の麓にありました。宗家文書は、正面の事務棟の左手前にある史料館という建物に収蔵されていました。その書庫に入れていただきまして、撮影したものがこの写真（図 11）です。項目ごとに分類された目録は無く、カード番号順に冊子が整然と並べられ、別の部屋には大量の書契（外交文書）が積み上げられていました。

韓国の調査でお世話になったのが、当時の編纂室長で後に委員長になられた李鉉淙先生です。ちなみに左手前に写っている若い男性は、その頃東京外語大学の先生で延世大学校の語学堂に語学留学されていた吉田光男さんです。吉田さんとは韓国で初対面でしたが、朝鮮史をご専門とし、いまでも大切な友人の一人です。

ここでは、朝鮮語通詞の記録を中心に調査しました。カメラは持ち込めませんでしたので、それらを

ひたすら筆写する毎日でした。「對馬島宗家文書」につきましては、この後、李薰^{イ・フン}さんの講演で詳しくご報告されると思います。

2. 銀貨の行方

このあたりで、銀貨の行方を大まかに見ていきたいと思います。宗家文書との出会いのおかげで、人參代往古銀をはじめとする対馬に渡った銀貨は、その後どのようにして朝鮮へ輸出されたのかが分かりました。まず対馬藩の貿易帳簿で分析すると、銀貨は私貿易という朝鮮商人との相対取引によって朝鮮へ輸出されていました。銀貨の対価として対馬藩が輸入していたのは、主に中国産の生糸・絹織物で、朝鮮人參は輸入全体の割合から見ると、中国産品よりも少なかったことは確実です。ですから、朝鮮人參を輸入するため良質な銀貨を必要としているという対馬藩の言い訳は、実は政治的口実で、そこにし



国史編纂委員会 史料館



對馬島宗家文書 冊子



李鉉淙委員長(右)



書契

図 11

たたかな貿易経営をみてとることができます。御文庫にある宗家文書の中から、私貿易に参加した大勢の対馬商人の活躍の実態も分かりました。

倭館館守の執務記録である『毎日記』を調べますと、銀貨は7月・8月、そして10月・11月に集中的に倭館へ運ばれていたことが分かります。40年間分を月別に積み上げてみると、グラフのようになります(図12)。このうち、7月・8月に倭館へ運ぶ銀を「皇暦銀」、10月・11月は「冬至銀」といった個別の名前がつけられていました。これは、朝鮮から中国へ派遣されていた年二回の定例使節と関係があります。一つは曆咨行といまして、中国の暦を受け取りに行く使節です。その出発の月に合わせて倭館へ運ばれたのが、皇暦銀です。もう一つは冬至使という規模の大きい使節で、冬至の祝賀や新年の挨拶など、色々の儀式を兼ねて派遣され、ここで運ばれたのが冬至銀です。対馬藩は、これらの銀貨を京都で集めていました。

つまり京都を起点にして、対馬→倭館(朝鮮)、そしてさらに北京へと日本の銀貨が動く「銀の路」が繋がっていたこととなります。その帰り道は、「絹の路」です。朝鮮使節団の随行員は、北京へ着くと日本の銀貨で生糸・絹織物を買付け、それを倭館へ送り、対馬を経由して京都の織物産業界へと運ばれていきます。銀の路・絹の路の起点・終点となった京都に、対馬藩は大きな藩邸を構えていました。場所は、三条と四条の間にある河原町カトリック教会と京都ロイヤルホテルのあたりです。藩邸の門の前には、高瀬川の船入りが延びていて、ここまで川舟を引き入れることができます。この運河を下り、伏見まで荷物を運んでいました。

3. 将軍、銀の路を止める

宗家文書のおかげで、対馬から朝鮮へ輸出された日本銀の終着地が中国だということが分かりました。

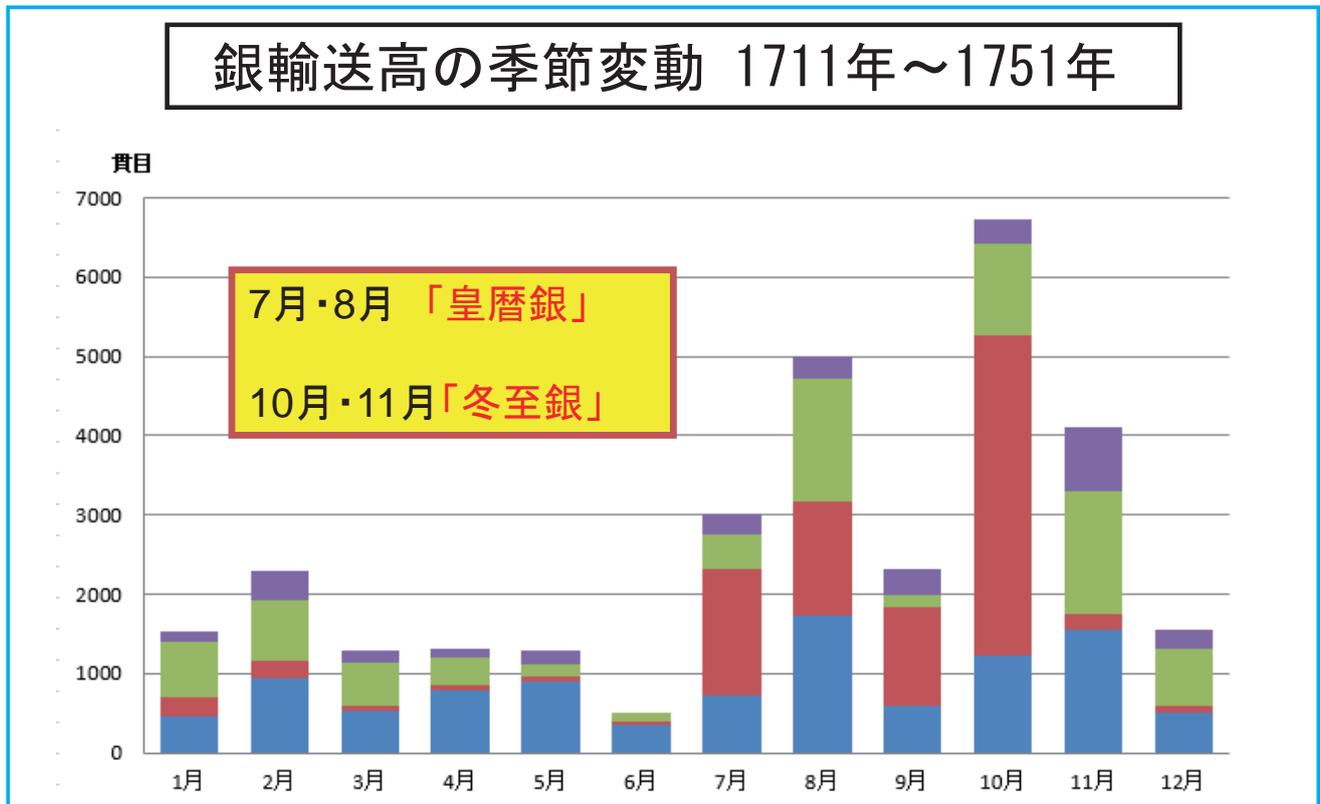


図 12

しかしながら、江戸時代中期になると日本の鉱山がしだいに枯渇しだし、銀貨を中心とする貿易はいつか行き詰まりをみせていきます。対馬からの大量の銀貨輸出に異を唱えたのが、第八代将軍徳川吉宗です。吉宗は、朝鮮国内の薬材調査、日本での薬用人参(お種人参)の国産化を実施し、さらに対馬からの銀貨流出を止める計画を実行しました。

元文元年(1736)、吉宗は貨幣改鑄によって銀貨の品質を元文銀46%に切り下げました。前例によって対馬藩へは人参代往古銀を交付することになり、ただし引き替えのための条件を厳しくしました。その一つが、往古銀の交付額は前年度輸入した人参の輸入実績分だけとしたことです。これまで対馬藩は、人参を大量に輸入しながら、幕府へは少なく報告していました。過小報告をすることで、莫大な利益があったことを隠すためです。しかしこれからは、過小報告すれば人参代往古銀を少なくしか鑄造してもらえないことになります。条件の二つめは、人参代往古銀と元文銀の交換を、以前の荻原重秀時代に交付した時の無歩引替を止めて、銀貨の含有量の差額と、鑄造のための経費を加算した有歩引替に変えたことです。特に後者の有歩引替は、往古銀を入手するために多額の元手銀を必要とし、このことが対馬藩の貿易経営に大きな損失を与えることになりました。

対馬からの銀貨輸出量は、延享期(1744～48年)から徐々に激減して、宝暦期(1751～64年)になるころにはゼロの年が続きます。やがて対馬からの銀貨輸出は途絶し、江戸時代後期は銅(朝鮮の銭の原料)の輸出を中心に展開することになります。銅は、銀貨ほどの利益を生むことができません。そのため対馬藩は、日朝外交で培ったしたたかな交渉能力を生かして、幕府から莫大な下賜金・拝借金をせびり取っては藩財政を埋め合わせることを繰り返してい

ました。

以上みてきました私のこれまでの研究のうち、特に銀貨を中心とした対馬藩の貿易経営については『近世日朝通交貿易史の研究』(創文社、1981年)に、銀貨輸出を止めた吉宗の政策、特に朝鮮人参の国産化については『江戸時代朝鮮薬材調査の研究』(慶應義塾大学出版会、1999年)にまとめましたので、もしご興味がありましたらお読みになってください。両書とも、長崎県対馬歴史研究センターに入っておりますので、ぜひそこで閲覧してみてください。

4. 貴重な古文書の校訂

これまでは過去の研究のことをお話ししましたが、これからは今後の研究について申し上げておきたいと思います。

宗家文書との出会いのおかげで、新たな江戸時代の歴史像を明らかにすることができました。しかしながら、研究者としていつも残念なことだと思っているのは、研究論文や書籍のなかで史料の魅力を十分に引き出すことができないことです。研究では、何か特定の、あることを証明するためだけに史料の一部を切り取らざるを得ず、そうした断片的な利用しかできないのです。そこで歴史史料の素晴らしさを、日本史以外の他の分野の方や、一般の方で歴史に興味を持たれている方、そして特に大切なことは、近年日本の古文書を勉強して新しい日朝関係史を切り開こうとされている韓国の若い研究者の方々に知っていただくため、宗家文書を中心とする史料の正確な読み方を示し、さらに内容を詳しく理解することができるよう工夫をこらした史料校訂の作業を始めることにしました。

最初に手がけたのが、対馬の皆様がよくご存じのあめのもりほうしゅう雨森芳洲の『交隣提醒』(平凡社東洋文庫、2014年)、そして次に、対馬藩の生んだ名通詞・おだいくごろう小田幾五郎が

書いた『通訳酬酢』^{つうやくしゅうさく}（ゆまに書房、2017年）という本の校訂です。さらに去年出版した朝鮮国都上京を記録した規伯玄方の『方長老上京日史』と、玄方^{ていこうめい}対馬使節を応接した宣慰使鄭弘溟^{いんびやうこうき}の『飲冰行記』を1冊に収録した本（ゆまに書房、2021年）です。特に『方長老上京日史』^{ほうちやうろうじやうきやうにし}は、かつて対馬の御文庫に保管されていたものですが、戦前に朝鮮総督府が買い上げ、戦後、国史編纂委員会へ引き継がれた貴重本です。これがある時期に編纂委員会から持ち出され、原本を利用することができずに、今回は写本で校訂することにしました。しかしごく最近、国史編纂委員会^{こくしへんさんいんぎ}でその原本を買い戻し、近く公開する予定だというラッキーなニュースを、韓国の研究者からいただきました。来年の予定は、上京使の副使をつとめた杉村采女の『御上京之時毎日記』を、同じくゆまに書房から刊行することです。この朝鮮国都上京につきましては、3年前に対馬で講演させていただきましたので、内容をご存じの方も多いと思います。

ところで、初めの『交隣提醒』と次の『通訳酬酢』は、古文書を活字に翻刻し、註をつけただけでしたが、3冊目の『方長老上京日史』と『飲冰行記』からは、原本の影印版と現代語訳を新たにつけることにしま

した。古文書を読める方は、ぜひ影印版から筆者の息づかいを直接感じ取っていただきたく、あるいは先に現代語訳から読んで史料の大要をくみ取っていただくこともできます。さらに原文の読みくだし文には、できるだけ多くの振り仮名と、詳しい訳註を入れました。これは、特に韓国で日本の古文書を勉強されている学生さんを意識してのことです。韓国では、古文書講読を指導できる日本史研究者が少ないと思われるので、専門用語の正しい読み方、背後にある歴史的事象の理解のためにも、ぜひこの校訂本を利用していただきたいと願っております。これから刊行する校訂本は、古文書の解読能力をあげ、原史料を読みこなしてみたいと願う総ての方々のためのテキスト（教科書）と考えていただければ幸いです。

過去も、そしてこれからも、私にとっていつまでも縁が切れない対馬と宗家文書です。これから生きる限り、まだまだ対馬に来て勉強をさせて頂きたいと思っています。その辺を歩いている姿を見かけましたら、どうぞよろしくお声をかけてください。私の講演は、これで終わります。ご清聴ありがとうございました。



基調講演をされる田代和生慶應義塾大学名誉教授

【基調講演②】

対馬宗家文書との出会い

韓国翰林大学国際問題研究所 研究教授 イ・フン 李 薫



ただいまご紹介いただいた李薫と申します。対馬は久しぶりです。対馬博物館開館記念に際して韓国の対馬宗家文書についてお話しできる機会を与えてくださった長崎県対馬歴史研究センターに感謝したいと思います。

今日、私がお話ししたいことは大体三つです。まず、対馬宗家文書との出会いについて、そして、韓国における宗家文書の存在について、最後に、宗家文書に残されている課題についてお話ししたいと思います。

1. 対馬宗家文書との出会い

最初に、私が韓国国史編纂委員会の対馬宗家文書を整理するようになったきっかけ、仕事の内容、また、それに伴う研究活動について紹介したいと思います。

まず、歴史を勉強する研究者にとって、どんな史料に出会えるかということは研究をどれだけ深く、また長く継続できるかとも繋がる、とても重要な問題であると思います。その意味で私は時期的に運がよかったと思います。もう30年以上前のことになりますが、1989年に私が日本の筑波大学の大学院（歴史人類学研究科）で留学生生活を終えて帰国した時、韓国ではちょうど対馬宗家文書の所蔵機関である国史編纂委員会（以下「委員

会」と称す）で宗家文書の整理を始めたばかりでした。委員会所蔵の史料の中で、いろんな地域から調査・収集してきた史料ではなく、すべてが一次史料で、しかも一つの文書群の形を成しているのは、対馬宗家文書が唯一であるといえます。委員会では宗家文書の史料的价值を十分認識していましたので、1987年のソウルから京畿道クァチョン果川への委員会庁舎の移転をきっかけに、それまで保管に比重を置いていた宗家文書を整理する一方、日本の文書を整理できる研究人材を探していました。私にとっては、まだ紐を解いていない対馬宗家文書という貴重な文書を誰よりも先に見られるという好奇心が一番先立った時期でもありました。

①『書契目録集』の刊行と「漂流民」研究

私が1989年に国史編纂委員会に就職して初めて担当したのは、宗家文書の中にあつた書契の整理でした。書契とは、日朝間で交わされた外交文書のことです。この話をする前に、委員会の宗家文書整理の歴史を少し紹介する必要があると思います。

現在、委員会が所蔵している宗家文書の数は記録類約6,500点、古文書類10,000点以上、書契約9,400点、そのほか絵図類や印章類等をすべて

合計すると、28,783点と数えられています。委員会では一番早く記録類から整理をはじめましたが、1980年代の韓国はまだ日本との交流が活発ではなく、研究人材も十分養成されていませんでした。それで最初、記録類の整理は、植民地時代の時に高等教育を受けて、日本語のくずし字の解読にすぐれている80才の老学者が目録集の刊行に取り組んでいました。いまは故人になりましたが、^{イム・ソンヘ}林鍾海という先生が書庫から宗家記録を一つ一つ取りだして書誌事項をもとにカードを作成しておき、^{いづみちょういち}泉澄一先生のような、すでに対馬歴史民俗資料館の宗家文書を整理した経験のある専門家の監修を経て、目録集が刊行されました。私と宗家文書との出会いは、このように記録類の目録集の刊行がほぼ終わって、書契の整理が始まったばかりの時期で、初仕事が書契の目録作りでした。したがって、私の研究活動は、それ以後の宗家文書整理という仕事と深く関わっているといえます。

委員会にある書契は、対馬藩が300年以上持っていたものを、朝鮮史編修会が2回（1926年・1938年）にわたって購入して、記録類・古文書・絵図類などとともに韓国へ戻ってきたものです。この中で書契の数は9,400点を超えていました。内容は、通信使外交から倭館における日常的な通交にいたるまで広範囲に至り、文禄・慶長の役の直後から明治初期まで、400年にわたる期間の書契が網羅されていました。これらの書契は、朝鮮政府の礼曹（今の外務省にあたる部署）をはじめ^{とうらいふし}東萊府使が対馬藩主に宛てた外交文書であり、作成主体からみると朝鮮文書であると言えます。しかし、委員会では朝鮮史編修会から宗家文書を引き受けた当時から現在まで、朝鮮文書として分離することなく、宗家文書のカテゴリのなかで管理

をしています。もちろん、このような書契は韓国の記録（『同文彙考』など）にも残っています。朝鮮記録の特徴としては、差出人や受取人の名義が省略されて、本文だけが残っていることが多いのですが、これに比べると、委員会所蔵の書契はすべてが原本で、文書の形式・書かれた文言・文字の大きさ・書き直した痕跡・紙の材質までも確認できる、いろいろな情報が含まれている貴重な文書でした。

そして、私は書契の目録集（『対馬島宗家関係文書 書契目録集』I～V）を1991年から1994年にかけて刊行しました。韓国ではその内容が初めて紹介されることとなりますので、書契の内容を要約して掲載しました。

この書契を整理しながら出した研究成果物が『朝鮮後期漂流民と日朝関係』（池内敏訳、法政大学出版社、2007年）でした¹。いろいろなテーマのなかで「漂流」を選んだ理由は、書契のなかで漂流に関連するものが意外にも多くて驚いたからでした。

委員会に伝わる9,442点の書契のなかで、漂流民の送還に関する書契はおよそ2,300点であり、全体の1/4を占めています。内容は日本に漂着した朝鮮人を対馬藩が送還する場合の書契が圧倒的に多いのですが、朝鮮に漂着した日本人の送還に関する書契も相当含まれていました。この1/4という数字は、一般的に知られた通信使外交や貿易だけでなく、書契の中で漂流民送還が占めている比重が決して少なくなかったという事実を教えてくださいました。なかでも、文禄・慶長の役の直後や明治初期の書契は、戦争や政治的変動のなかでも漂流民送還だけは絶えることなく続いていたことを表すものであり、前近代の朝日交隣関係において漂流民送還の持つ意味をもう一度考えさせられ

る契機となりました²。

②『分類紀事大綱』の史料集刊行と「実務文書」の研究

委員会での2番目の仕事は、宗家の記録類を史料集として刊行することでした。史料集刊行の時に一番悩んだのは委員会にある6,500点あまりの記録類の中から、どれを先に刊行するかということでした。最終的には『分類紀事大綱』という記録を選定することになりましたが、理由は、記録類の中で『分類紀事大綱』が非常に重要な位置づけにあったからです。

韓国では1990年代の後半から日本人研究者の韓国訪問研究が活発となり、それをきっかけに、両国の研究者たちが集まって雨森芳洲の『交隣提醒』を輪読していた時期がありました。この『交隣提醒』のなかで印象深かったのは、雨森芳洲が朝鮮方に勤めている役人として必ず知っておくべき三つの記録として、『善隣通書』（阿比留惣兵衛）や『朝鮮通交大紀』（松浦儀右衛門）とともに、『分類紀事大綱』（越常右衛門）を挙げていたことでした。また、第2期『分類紀事大綱』³の編纂者の一人でもあった松浦儀右衛門はその序文で、「交隣に関する諸事の十中八九はこの本から探索することができる」と述べています。松浦儀右衛門の言葉通り、『分類紀事大綱』という記録は何よりも検索の便宜があり、通交の全体像をたやすく把握できるという特徴がありました。このことが決め手となり、私は委員会が所蔵している第2期分の『分類紀事大綱』を史料集として刊行することにしました。幸い欠本はありませんでした。そこで、とりあえずくずし字を正字に直して、句読点をつけて刊行することになりました。監修には九州大学の佐伯弘次先生にご協力をいただきました

た⁴。

今のところ、史料集としての『分類紀事大綱』は2005年に第1冊を刊行し、途中空白もありましたが、2021年までは第2期と第3期の一部を合わせて、全部で7冊が刊行されています⁵。

一方、『分類紀事大綱』を刊行するなかでは、書契を整理するときとはまた違う新しい発見がありました。『分類紀事大綱』の中には意外にも朝鮮側の文書がたくさん残っており、しかも、現存する朝鮮側の記録では決して見つけることができない文書がたくさんあったのです。

もちろん、朝鮮の場合も朝日交渉にかかわる記録（『辺例集要』および各種の『謄録』）は残っています。しかし、朝鮮記録の特徴は、その作成・管理は中央政府（礼曹）が行い、一つの懸案に対する内容は圧縮された形で記録されています。また、収録されている文献を見ると、対馬藩が持ち出した一つの懸案に対して、東萊府使が中央政府に報告をすると、それに対する中央の回答を中心に編纂されています。しかも、このような文書は、朝鮮の記録作成方式である「謄録」という形で整理が終わると、すべて廃棄されました。そのために、朝鮮側の記録からは、政府の最終決定は確認できるものの、中央の決定が東萊府に届くまで、その間における東萊府と対馬藩（倭館）の間で行われていた交渉の実態はわかりにくかったです。

ところが、『分類紀事大綱』には、朝鮮政府の決定を待つ間に東萊府の訳官（訓導・別差、両訳、任官、判事）たちが倭館側役人（館守・代官・裁判）に宛てた文書（覚・伝令）が意外にも多く収録されていました。この文書は漢文、または「吏頭」^{りとう}⁶（이두、idu）まじりの朝鮮風漢文で作成され、なかにはハングル（한글）文書もそのまま収録されてい

る場合もありました。また、文書の性格上倭館側に出されるべき文書でなくても、倭館側が参考用として要求する場合は、両訳の名義で写しを作成して渡したのもありました⁷。

したがって、『分類紀事大綱』の特徴は、一言でいえば、朝鮮側の記録では決して見つけられない朝鮮文書、しかも、東萊府使や釜山僉使ぶさんせんしよりも低いレベル、すなわち、交渉現場の最前線で実務をこなしていた訳官が関連している文書が数多く残っていることと言えます。私はこのような訳官関連文書を「実務文書」という範疇で把握し、その役割や流通過程、外交文書である書契との関係に焦点を合わせて、『外交文書からみた朝鮮と日本の意思疎通』（韓国景仁文化社、2011年）を刊行することができました。

③「対馬宗家文書貴重本（日本本）」の解題作業と「通信使」研究

それから、5年前にももう一度宗家文書との出会いがありました。すでに退職後ですが、2017年に韓国の国史編纂委員会から、委員会所蔵の「貴重本」の解題作業に対する依頼がありました。「貴重本」とは、内容は対馬宗家文書なのですが、委員会が朝鮮史編修会から宗家文書を引き受けた時から、一般に知られている対馬宗家文書群⁸とは別の枠で取り扱い、「貴重本（日本本）」と名付けて特別管理をしてきた約80点の文書のことです。

さて、この「貴重本」は、1990年代にその一部が国内外に紹介されたことがあります。1991年から1992年にかけて韓国と日本（東京・大津）で「宗家記録と朝鮮通信使展」というタイトルで委員会所蔵の宗家文書が初めて公開された時に、この貴重本の中から「通信使行列図」と「釜山草梁倭館之図」が紹介されたのです。しかし、それ

以外にも、私が委員会に勤めていた時にはあまり見たことのない史料が多くありました。そこで、この解題作業の依頼を受けて「貴重本」をあらためて調査してみると、新しい事実に気づきました。「通信使行列図」や「釜山草梁倭館之図」のように誰が見ても貴重に思われる史料のほかにも、対馬藩主という大名家が関わっている文書が意外と多いということでした。たとえば、文禄の役のときに豊臣秀吉が対馬の宗義智そうよしとしに出した文書をはじめ、宗家の家系図・婚姻関係・占いなどのいろいろな文書がありました。それに、対馬藩の各部署で使われていたものと思われる印章もありましたが、この印は何の説明もなく、印章だけが残っている状態でした。

実際にこの史料を見ると、一人では難しい課題でした。そこで、中世文書に詳しく、また文書と文書とのかかわりがわかる専門家たちとの共同調査が必要であると思い、佐伯弘次先生（九州大学）と委員会の時に一緒に宗家文書を整理したことのある鄭成チョン・ソンイル先生（韓国光州女子大学）とともに共同調査をすることになりました。この解題作業は3人がそれぞれ調査したものを韓国と日本を往復しながら何回にもわたる相互点検を経て完成しました⁹。そして、このような解題作業を通して、委員会所蔵の「貴重本」からいくつもの新しい事実を発見することができ、これらの史料価値が大変高いことがわかりました。「貴重本」の特徴としては、次の3点が挙げられると思います。

まず、貴重本には、文禄・慶長の役（壬辰・丁酉再乱、1592～1599年）という戦争中、豊臣秀吉が対馬の宗義智に直接宛てた書状が24通も含まれていました。具体的な内容は、文禄の役について秀吉が宗義智に「朝鮮渡海」を直接指示した命令書をはじめ、兵糧・武器・船の調達、明の

動向把握などを指示するものでした。慶長の役に関しても、倭城への兵糧米・武器調達などに関する文書がありました。このような文禄・慶長の役にかかわる文書は、戦争の実像は言うまでもなく、対馬藩主の宗氏の立場や役割がわかる、重要な文書であることがわかりました¹⁰。

次に、「柳川一件」（韓国では「国書改作事件」）に関する文書についてです。貴重本には、「柳川一件」の判決結果を対馬藩主の宗義成そうよしなりに直接知らせた幕府老中の文書が含まれていました¹¹。「柳川一件」は対馬藩主にとっては最大の政治的な危機で、このことについては委員会が所蔵している対馬宗家文書のなかにもその経緯が確認できる記録が何点かあります。しかし、判決内容を直接知らせた幕府老中（松平信綱・酒井忠勝・土井利勝）文書は、宗家という大名家にとっては家の運命を決定づけられる、まさに家の存続根拠ともなる文書であり、藩政のなかで作成された「記録類」とは性格が違う貴重な文書であることもわかりました¹²。

さらに、通信使関連史料からも新たな発見がありました。貴重本にはすでに知られている正徳信使（1711年）の江戸往復を描いた「行列図」以外にも、信使一行に伴った対馬藩主の「行列図」、対馬易地聘礼えきちへいれい（1811年）における通信使一行の「服飾図」も含まれており、外交儀礼をあきらかにできる重要な史料であることが確認できました。さらに、貴重本には天和信使（1682年）に関する文書がいくつか含まれていました。これは、主に朝鮮御用老中（堀田筑前守正俊）など幕府側の役人が対馬藩主の宗義真に宛てた文書であり、主に通信使一行の江戸往復時の接待マニュアルやその確認について書かれていました。天和信使に関する史料は、委員会所蔵の対馬宗家文書のなかに「天

和信使記録」という書名で多くの記録が残っており、接待の具体的な有り様は記録類の方がはるかに詳しいといえます。しかし、「貴重本」に含まれている通信使関連の書状は、幕府老中らが將軍の意思を受けて対馬藩主に直接宛てた文書であることから考えると、宗家にとってみれば、このような幕府文書こそが、朝鮮通交における宗家の位置づけの根拠となる重要な文書ではなかったかと思われま

す。80点におよぶ国史編纂委員会の「貴重本」の特徴を総合的に述べますと、中世から近世にかけての、戦争から家臣との争い・通信使招聘・宗家の家系図に至るまでの多様な史料群であり、これらはまさに「貴重本」の名に値する、宗家という大名家で重要に取り扱われてきた文書を集めておいたものだったのです。

対馬藩主の宗家が対朝鮮通交の根拠ともなる幕府関連文書を藩政文書とは別の枠で集めていたのであれば、いつか対朝鮮通交の大切さをアピールする必要が生じた時に、幕府提出用として管理していたのではないかということも考えられるようになりました。委員会所蔵の「貴重本」は2017年に整理が終わりましたので、国史編纂委員会のホームページでそのイメージと解題が検索できます。

また、委員会所蔵の「貴重本」を整理しながら宗家の対朝鮮認識に興味を感じている中で、家譜の中で宗義成の業績を語る部分に、通信使（寛永信使、1643年）招聘の経緯や性格が、史実とは異なる書き方になっていることが気になりました。例えば、1643年、將軍家光の若君の誕生を祝うために朝鮮から通信使が派遣された時に、それが日本の要請ではなく、朝鮮が自ら自発的に信使を派遣してきたと書かれていました。またそのときの日本側の一番の要求であった「日光山致祭」

についても、祭文を朝鮮国王が自ら「自撰」してきたという文言で表現されていました¹³。文禄の役のあと、朝日両国の間で交隣友好が200年以上も維持されていたことは世界史的にも稀なケースであり、それが良い評価を受けてユネスコ「世界の記憶」に登録されましたが、個人的には通信使外交が維持されていた本当の理由がだんだん知りたくなりました。

そこで、ここ何年間かは、両国の通信使外交というものが、自国の国内政治はもちろん、当時の東アジア国際関係と深くかかわっていたという観点からいくつかの論文を発表してきました。最近それをまとめて、『朝鮮の通信使外交と東アジア』（韓国景仁文化社、2019年）という成果物を出しました。

2. 韓国における対馬宗家文書の存在

次に、韓国における対馬宗家文書の存在とその役割についてお話したいと思います。

まず第一に、韓国における対馬宗家文書は、韓日関係に関する先入観に対して変化をもたらしました。1980年代から1990年代の韓国では、学会や一般の人々にはまだ対馬宗家文書の存在すら知られていませんでした。これに変化をもたらしたのが、1990年5月、盧泰愚大統領の日本訪問です。韓国の大統領は宮中の晩餐と国会の演説で雨森芳洲の誠信や交隣について触れながら、未来指向的な同伴者関係を築いていくことを強調しました。盧泰愚大統領のこのような認識は当時韓日両国で雨森芳洲または通信使に対する関心を高める契機となり、また、大統領自身も対馬宗家文書に関心を持っていました。

それ以後、1991年から1992年にかけて韓国および日本の両国で対馬宗家文書の展示会がソウ

ル・東京と大津で開かれ、また、学術会議も三回、ソウル・東京・対馬で開かれて、委員会所蔵の宗家文書が韓日両国に初めて紹介されることになりました¹⁴。通信使行列図や釜山草梁倭館図のような対馬宗家文書が初公開されると、韓国では最初、このような宗家文書が日本ではなく韓国に存在することについて驚かれました。何百年も前の通信使派遣という外交を通して、かつて両国では平和や友好が長く維持されていたことや、江戸往復中の日本側の通信使接待、通信使一行と日本文人との詩文の交流、倭館での通交・貿易に至るまで多種多様な史料が紹介されると、それまで日本に対して残っていた否定的な先入観が薄くなる一つの契機となっていきました。

第二に、対馬宗家文書の存在は、「朝日（韓日）関係史」という研究テーマを一つの学問分野として成り立たせる役割をしています。対馬宗家文書の公開は学会にとっても大きな刺激となりました。そこで、1993年には「韓日関係史学会」という学会が創立され、『韓日関係史研究』という学術雑誌も年4回刊行されることになりました。また、対馬宗家文書の存在や公開をきっかけに、韓国でも韓日関係史に関心をみせる研究者たちが増えつつあり、やがて韓日関係史が歴史学においても一つの学問分野として成り立つようになっていきました。昨年（2022年）にはこの学会が創立30周年を迎えることになりましたが、新型コロナの感染が始まる直前までは、学会そのものが韓日両国の研究者たちの交流の場でもありました。

3. 対馬宗家文書に残されている課題

最後に、韓国の対馬宗家文書に残されている課題についてお話します。私が仕事や研究をする中で感じたことや、これからなされるべきことにつ

いて述べたいと思います。

まず、結論から言いますと、宗家文書に対する現代韓国語の翻訳および訳注のついた史料集の刊行が何よりも必要であると思います。現在、韓国では対馬宗家文書の大切さを誰もが認識していません。にもかかわらず、一般の人は言うまでもなく、研究者にとっても対馬宗家文書は相変わらず接近しにくい難しい史料です。なぜかという、「候文」という特異な近世日本語で作成されていて、且つ、日本の「くずし字」で書かれているからです。私も史料集を出したことがあります。これを正字に直して句読点をつけるにしても、やはり何百年前の外国語（日本風漢文）であるだけに、依然として難解な文章です。さらに、当時の朝鮮と対馬藩との通交に対する専門知識がなければ、理解できない独特な用語も多く、漢字用語にしても古典的な漢文ではないため、『大漢和辞典』でも見つけられないことも多いです。現在の韓国では対馬宗家文書の一部が史料集になっていたり、翻訳されている場合もありますが、このような理由から、間違いがあったり誤解されていることも度々あります。したがって、現段階の韓国における対馬宗家文書の活用実態は、あくまでも少数の研究者の個人的な力量によって、ごく一部が利用されているだけなのです。このような事情もあって、史料集の刊行から十余年経った今は、国史編纂委員会も宗家文書の活用のためには現代韓国語の翻訳が必要だということを提起するようになりました。

現在、委員会所蔵の宗家文書は記録類だけでも6,500点を越えています。優先順位をつけて1年に5・6冊の翻訳史料集を刊行するとしても、1,000年以上かかる仕事です。宗家文書の韓国語翻訳は急務だとは思いますが、単なる翻訳ではなく、正

確さや専門性を確保するためには、監修が必要です。そのためには、韓日両国の研究者による共同作業が望ましいと思うようになりました¹⁵。

最後に、新型コロナが解決し、また交流や共同作業が活発になることを望みながら講演を終えたいと思います。最後までご傾聴ありがとうございました。

-
- 1 原書は、『조선후기표류민과한일관계』（韓国国学資料院、2000年）である。
 - 2 最近、韓国では漂流・漂着について、文学や認識的観点など、いろんな分野で多様な研究が進められている。
 - 3 田代和生氏が明らかにしたように、『分類紀事大綱』は17世紀の半ばに編纂され始めて以来、19世紀の半ばまで同じ編纂体制で7回も刊行された。
 - 4 当時、原稿作成に参加した人々は、委員会で運営する古文書解読課程の卒業生である。
 - 5 韓国では、一部の研究者たちが、日本国会図書館が所蔵している第1期の「分類紀事大綱」を、委員会の刊行本と同じ形で学術雑誌（『日本学論集』（第31～37号、2015～2018年、韓国慶熙大学大学院、日本学研究会）を通して発表している。
 - 6 古代韓国で、漢字の音・訓を借りて韓国語を記すのに用いた標記法（日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典 第二十巻』小学館、1976年）。
 - 7 倭館に伝えられた「伝令」の場合、差出人は両訳、受取人は館守となっている。
 - 8 韓国国史委員会が所蔵している対馬宗家文書の数量は、記録類が6,592点、古文書が11,242点、書契が9,442点、絵図類が1,485点、印章22個を合わせて、総28,783点と知られている。
 - 9 韓国国史編纂委員会が所蔵している「貴重本（日本本）」は『国史編纂委員会貴重資料図録』（2018年）の「朝鮮・日本」に紹介されている。また韓国国史編纂委員会の電子図書館（<http://library>）

history.go.kr)でも画像が検索できる。

- 10 日本の毛利・島津・黒田・浅野家に伝来する文書と合わせて総合的に検討する場合、戦争の実像を明らかにできる貴重な資料と指摘されている(佐伯弘次氏の解題、RB60, 貴60)。
- 11 柳川一件とは、対馬藩主と家臣の柳川調興^{やながわしげおき}が対立するなかで、柳川氏が戦後の国交回復の際、朝鮮国王と幕府将軍の国書を改竄したことが問題化し、江戸幕府の調査結果、1635年に将軍の徳川家光が義成の勝訴判決を下した事件である。
- 12 韓国国史編纂委員会所蔵の「貴重本(日本本)」(RB38, 貴38)には差出人が「伊豆・讃岐・大炊」となっており、黒印が押されている(佐伯弘次氏の解題)。
- 13 家系図・家譜にあたる「(公義へ被差上候御系図御控ト相見)」(貴重本(日本本)37、RB37)は、1641年に江戸幕府が『寛永諸家系図伝』を編纂するため、諸大名に家譜提出を指示した結果、対馬藩が提出したものとみられる。文書には歴代対馬島主や藩主の系図・婚姻関係・生没・重要業績が年代順

に記載されているが、特に「対馬守」という官位を使うようになった宗義智と宗義成に対する内容が詳しい。宗義成の寛永信使を語る部分における「自撰」のような文言は、将軍の威光を極大化する政治的な効果はいうまでもなく、幕府に対馬藩主の外交交渉能力をもアピールすることもできたと思われる。

- 14 韓国展示は、「朝鮮後期通信使斗韓日交流史料展 - 対馬島宗家資料 -」というテーマであり、ソウルの国立中央博物館(1991年5月)で開催された。日本展示は、「宗家記録と朝鮮通信使展 - 江戸時代の日朝交流 -」というテーマであり、東京(国立国会図書館、1992年1月28日～2月7日)と大津(1992年2月11～16日)で開催された。
- 15 委員会所蔵の対馬宗家文書のなかで「絵図類」も韓日両国の共同作業の対象といえる。「絵図類」の場合、損傷のある資料は復元が終了したが、まだ目録は未完成である。「絵図類」もその内容は通信使一行の宿舎図から地図に至るまで多種多様であるため、韓日間の共同研究が残されている課題ともいえる。



韓国ソウルからオンラインにて基調講演をされる李薰研究教授

【パネルディスカッション】

「対馬宗家文書の可能性」



佐伯弘次九州大学名誉教授

コーディネーター
九州大学名誉教授

パネリスト

文化庁 参事官（文化創造担当）付地方展開企画調整官

修理工房宰匠株式会社 代表取締役

東京大学史料編纂所 准教授

九州大学大学院人文科学研究院 准教授

さえき こうじ
佐伯 弘次

じめし ともしこ
地主 智彦

ふじい よしあき
藤井 良昭

すだ まきこ
須田 牧子

あらかい かずのり
荒木 和憲

佐伯弘次「宗家文書の所在と調査」

佐伯：みなさんこんにちは、進行役の佐伯でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

対馬博物館、立派な博物館が完成いたしましたけれども、開館記念のシンポジウムといたしまして、午前の部で日韓の近世日朝関係史というジャンルを代表するお2人の先生方のご講演をいただきました。午後の部はこれを受けまして、いろんなジャンルの専門家の方々にお集まりいただいて、「宗家文書の可能性」というテーマで議論していきたいと思っております。本日のテーマは3つ大きくございます。①文化財の指定あるいは修理保存の問題、②宗家文書の学術的な意義の問題、③対馬の文化財全般の問題について、この3つのテーマに即して報告・議論を行っていきたく思います。

導入の部分としまして、対馬宗家文書の概要と調査の過程を簡単にご説明いたします。午前の田代先生のご講演、韓国の宗家文書につきましては李薫先生のご講演で大体お分かりになっていたかと思いますが、おさらいをしたいと思います。

います。

現在、宗家文書は対馬歴史研究センター、いわゆる宗家文庫ですね。約80,000点あります。国史編纂委員会に先ほどの講演のように28,000点。そして、九州国立博物館に14,000点。国立国会図書館、これは倭館の史料が約1,600点。東京大学史料編纂所には江戸藩邸の史料を中心に約3,000点。慶應義塾大学図書館では江戸藩邸の史料を中心に約1,000点。東京国立博物館にもございまして江戸藩邸史料が約160点あります。これを総合いたしますと、約120,000点強という膨大な量、これが一つ宗家文書の特色かと思っております。大名家の文書では岡山の池田家など、たくさんあるわけですが、その中でもおそらく全国屈指の量、そして質ではないかと思っております。その内容はこれまた午前中の講演で明らかになりましたように、江戸時代から近代初期の日本と朝鮮との交流史・関係史の史料が圧倒的に多い。近世日朝関係史の基本史料であり、かつ重要史料である、という特色があって、そのジャンルの研究が非常に多いわけでございます。

こういった文化財としての価値・学術的な価値から、4つの資料群が現在国の重要文化財に指定されています。九州国立博物館の14,033点の「対馬宗家関係資料」、そして、国立国会図書館の倭館関係資料1593冊ですね。そして、慶應義塾に「対馬宗家関係資料」として895点、長崎県では対馬にある宗家文庫で、51,946点。重要文化財に指定された宗家文書の中でも宗家文庫の史料が圧倒的に多い。平成24年9月の指定でございませう。これらを総合いたしますと68,467点という膨大な量が重要文化財に指定されているという状況です。文化財としての価値が非常に高いということが言えるかなと思います。これにつきましては後ほどまた語っていただきます。

こういった資料がどこにどのような形で保存され、調査されてきたのかというお話。これも田代先生が触れられたところですが、こちら

^{ばんしょういん}が萬松院ですね(図1)。そして、こちらが萬松院をお墓の方から撮った写真です(図2)。この大きな木の向こう側、現在は休憩所でしょうか、そこに宗家文庫、津江篤郎先生は御文庫^{ごぶんこ}というふうに呼んでいらっしゃいましたけれども、この御文庫が存在したわけです。もう現在なくなっております。これは古川(祐貴)さんの論文からとってきた写真(図3)ですけれども、下の写真が田代先生の写真を使っているということですが、かつての宗家文庫です。萬松院の境内にありました。上の写真は、古川さんが発見された、(萬松院に移転する)その前に宮谷にあった頃の写真です。ということていくつかの変遷がある。このような御文庫の中に(資料が)入っていたわけです。

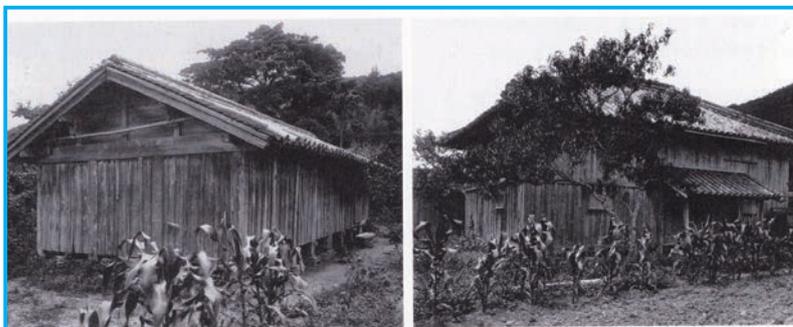
その調査が始まりましたのは、昭和50年(1975)です。私も当初から、九大(九州大学)の2年生の時でしたが、最初はアルバイトとして



図1



図2



図表3 根緒屋敷跡(左は西御小屋、右は東御小屋)
(韓国・国史編纂委員会所蔵 사진자료 사자 100・101)



図表4 万松院境内倉庫
(田代和生氏提供)

業者は資料の売却先として国内はおろか、海外までも示していたことから、事態を重く見た文化庁は、業者のもと文化財調査官を派遣して調査するとともに、その結果を踏平成9年(1997)に資料の買取りを決定した。購入された資料は、しばらく文化庁が保管していたものの、九州国立博物館の開館(2005年)に合わせ、その全てが独立行政法立博物館(現・独立行政法人国立文化財機構)へと移管した(九州国立博物館収蔵分:約1万4000点)。

ところが、事件はこれだけでは収まらなかった。島外分の交渉が行われる一方で、長崎県立対馬歴史民俗資料寄託されていた資料についても、現当主によって売却の恐れが出て来たためである。つまり、長崎県と対馬6^二時に島外流出分の交渉と資料館寄託分の交渉を強いらわけであり、前者については交渉が決裂した(既述)。館寄託分の交渉においても、長崎県と対馬6^二時は協力して

図3

参加をいたしまして、この御文庫に初めて入ったわけですね。(図4) こういう形でびっしりと資料が詰まっております。そしてある程度整備をされて貼紙が貼られていました(図5)。こちらの写真(図6)は御文庫から運んで、かつてビジターセンターという集会施設がありまして、その隣に^{いづはら}厳原町の資料館がございました。その2階が大広間になっていて、たしか2階に運んでいる時の写真ですね。

これをどういう形で運んだかといいますと、最初の目録は日記類の目録です。(図6の)キャプションを読みますと、「毎日記を文庫より対馬郷土館二階(迎賓館)へ搬入(2トントラックで車8台分)」と、8往復して運んだ。一番左の方は長瀬さんとおっしゃいましたかね、厳原町の課長さんです。私も一員としてこれを運びましたが、何しろ膨大でかつ非常に重かった。近世史料の整理というのは体力なんだなと身をもって知った。ただ、今は文化財に指定されているのでこういう運搬の仕方は地主さんに叱られると思うのです

が、このようにして御文庫から日記類を搬入いたしました。

こちらの写真(図7)は同じく日記類の目録に入っている調査風景です。「不明分の分類作業」、これは2階で作業しました。手前が石田保先生で、長崎県立長崎図書館の課長さん。古文書に非常に強い方でした。奥が阿比留^{よしひろ}嘉博先生、真ん中は津江先生でしょうか、永留先生でしょうか、地元の方だと思います。こういう形で、文書を畳の上において目録づくりをし、照合し、という形で、15年間かかって近代史料まで終わりました。まだ一紙類が残っていたので、もう少し整理作業をやる必要があった訳ですが、予算的に難しいということで15年で5冊の目録を作って終了いたしました。その後、今度は文化庁の方の主催で文化財指定のための調査が平成24年から平成27年(2015)まで行われて、50,000点あまりが重要文化財に指定された。そういう流れです。

こういった資料につきまして、まず第1のトピックとしまして、「対馬宗家文書の重要文化財



図4



図5



図6



図7

指定と保存修理」というテーマでお話をしていきたいと思います。まず、地主さんの方から重要文化財指定の理由と経緯についてお話をお願いしたいと思います。

地主智彦「文化財を守り伝える－対馬宗家関係資料の重要文化財指定について－」

地主：文化庁の地主と申します。私からは重要文化財指定の理由と経緯につきまして、お話を申し上げます。「文化財を守り伝える」ということが重要文化財指定の理由でございますので、このようなタイトルでお話をさせていただきます。いささか内容をたくさん詰め込んだので、少し早口で、進めさせていただきますことをお許しください。それでは、スライドをご覧くださいながらお話を聞いていただきたく思います。よろしく願いいたします。

はじめに、文化財とは何か、さらに国宝・重要文化財とは何か、ということについて一緒に考えていきたいと思います。そもそも文化財とは何か、『大辞林』という一般的な辞書を引くと、次の2つの意味があると書かれています。①人間の精神的なはたらきが加わって生み出されたもので、文化的価値を有するもの。学問・芸術など。②文化財保護法で、保護の対象とするもの。有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群の6種類。現在は②の意味で使われることが一般的になったと私は思っております。すなわち、文化財保護法という法律で保護の対象とするものを文化財と呼ぶことが多いのではないのでしょうか。それゆえ文化財というと、大切なもの、守り伝えていくべきものという感覚になっているのではないかと感じております。そこで、ここでは文化財を「文化財保護法上

の文化財」と位置付けてお話をさせていただきたいと思います。文化財について、文化庁はホームページにこのように書いています。「歴史の中で生まれ」てきたもので、現在のものではないということ。また、それは「今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的な財産」ということです。日本の場合には私有財産が多いことが一つの特徴なんですけれども、(文化財は)私有財産でありながら公共的な価値を持つとされているところも注意されます。文化財保護法第一条にこの法律の目的が書いてあります。そこには文化財の「保存」と「活用」を図っていくこと、とあり、この点もおさえておきたいと思います。

皆さんの持つ一般的な文化財のイメージですと、例えば、京都・神護寺の「伝源頼朝像」という教科書などにも出ている中世の肖像画などが挙げられると思います。これは明治30年(1897)に国宝指定されていて、こういったものが古い(概念の)文化財ということができます。最近では、奈良・法隆寺の「金堂壁画写真ガラス原板」のように昭和10年(1935)に撮影された写真原板といったものも重要文化財に指定されていて、文化財の概念というのは年代とともに広がってきている状況です。美術工芸品は(文化財保護法では)有形文化財に属します。有形文化財は建造物と美術工芸品の2種類、美術工芸品は7つの分野に分かれます。それから文化的価値、これは歴史上・芸術上・学術上という点からみまますけれども、この価値が高いものが文化財保護法上の有形文化財に該当します。対馬博物館と対馬歴史研究センターの収蔵品では、旧清玄寺梵鐘は工芸品、高麗版一切経は典籍、対馬宗家関係資料は歴史資料という分野の重要文化財です。

次に、国宝と重要文化財といった指定文化財

の話をしていただきます。国は文化財保護法上、国宝と重要文化財の指定を行います。先ほどの有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定する。さらには、重要文化財のうち「世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるもの」を国宝にするというように、2段階指定を採っていることが特徴です。ただし、そのほかにも県の指定、あるいは市町村の指定というものがあまして、指定されていないものが未指定文化財になります。この未指定文化財は、まだ指定されていないのですが、ここから新たに市町村、都道府県、あるいは国指定という形で指定が促進されていきます。文化庁では、美術工芸品分野においてほしい毎年50件ぐらいずつ新たに国宝や重要文化財の指定をしまして、現在のところ、国宝907件、重要文化財9,918件という数にいたっております。対馬宗家関係資料は重要文化財9,918件のうちの1件ということになります。点数は51,000点余もあります、件数上は1件と数えます。

重要なものを重要文化財にすると申しましたが、重要なものと誰がどのように決めるのかということが問題となります。ここで客観性・公平性を保つために、それぞれの分野で指定基準が設け

られています。これ(図8)は一例として、歴史資料分野の指定基準を挙げました。端的に言うと、「歴史上重要」なもので、かつ「学術的価値が高いもの」を重要文化財にする時の基準としております。そのうえで、専門家の先生からなる、専門調査会という会議に重要文化財指定を理由とともに提案し、客観的な議論を経て、承認されたのちに重要文化財に指定されるというプロセスを踏んでおります。

重要文化財に指定される意義は何だろう、ということについてですが、まずは(文化財保護法に基づき)保存と活用を図る対象となるということです。すなわち、公的に未来への継承を図る対象となります。基本的には所有者の所有権を尊重するなかで、国や地方自治体、ひいては社会全体で国宝・重要文化財の保存・活用を支援することになります。国(文化庁)は、現状変更、輸出、第三者による公開などに対する規制を行います、修理や防災に対する補助金の交付、修理に対する技術的指導ということなどを行って、文化財価値を損なわず未来に伝えていくことを目的としています。

対馬宗家関係資料についても重要文化財になって以降、後ほどお話しされる藤井さんの(工房が

Ⅰ 国宝・重要文化財とは (2) 国宝・重要文化財

*「重要なもの」の基準(重要文化財指定基準 歴史資料の部)

- 一 政治、経済、社会、文化、科学技術等我が国の**歴史上**の各分野における**重要な**事象に関する遺品のうち**学術的価値の特に高いもの**
- 二 我が国の**歴史上重要**な人物に関する遺品のうち**学術的価値の特に高いもの**
- 三 我が国の**歴史上重要**な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、**学術的価値の高いもの**
- 四 渡来品で我が国の**歴史上意義が深く**、かつ、**学術的価値の特に高いもの**

⇒「歴史上重要」であり「学術的価値が高いもの」

図8



図9

入る)九州国立博物館の文化財保存修復施設で毎年継続的に修理を続けています。この写真(図9)は修理実施中に文化庁調査官と修理施工者、所有者等が文化財を改めて見ながら、どういう修理方針を取るのか、どういう修理内容をとるのかということを逐一、1点毎に協議をしているときの写真です。

では、なぜ日本ではこのように(文化財を)国宝・重要文化財に指定をする制度を作っているのか。この制度は世界的に見てかなり特異な制度でありますので、その背景を少し振り返ってみたいと思いますが、基本的には文化財の散逸や廃棄などの危機に対応してきたという文脈で見えていくことができます。まずは明治時代ですけども、明治維新時の政治社会体制の変革、伝統文化の軽視、宗教政策の転換などによって、社寺の文化財が海外に流出したり、破損したりする状況が大きな社会問題となりました。このようななかで、文化財を守らなければならないということで、まず明治21年(1888)から宮内省の「臨時全国宝物取調局」というところで(文化財)調査を行いました。この調査のすごいところは、10年間で全国20万件以上という極めて多数の文化財調査を行ったことです。この調査によって、社寺の文化財は保存上の問題が大いにある実態がわかるとともに、あ

る程度日本の文化財の美術史上・歴史上の価値判断の物差しができることになります。この成果によって、明治30年に初めて日本の文化財を守る法律ができます。これは「古社寺保存法」という法律で、今の文化財保護(行政)の原型が形作られました。この原型には2つの特徴があります。ひとつは文化財に対して「保存金を下付することができる」こと、いわゆる補助金を出すことができるということ。いまひとつは、重要なものを国宝に指定すること。要は、指定、すなわち選択をしたもの(文化財)について、社会全体で守っていくシステムを明治30年に確立し、今日まで継承されることになりました。

次に、昭和初期の不況によって社寺だけではなく旧華族等の所有物が海外に流出するなどした危機を背景に、保存の対象を社寺のみから個人・法人・自治体などに拡大します。昭和4年(1929)のことです。さらに戦後になりますと、戦後の改革の機運ですとか、法隆寺金堂が昭和24年(1949)に火災にあって古代の貴重な仏教絵画が損傷してしまうという事件が発生するなかで、もう少し力を入れて文化財保護をやるべしということになり、議員立法という珍しい形で(現在の)文化財保護法が制定されます。以上のとおり、日本では民間にたくさん伝わる文化財を適切に守るために法的な措置を必要とするという社会認識が形成され、指定制度が運用されてきたというわけです。

もうひとつ、(文化財は)制度だけで守れるわけではなく、博物館施設が果たした役割も重要です。明治20年代から30年にかけて東京・京都・奈良に現在の国立博物館(当時は帝国博物館)が設立され、所有者の下で管理しきれない文化財を預かって、それを調査研究して展示をするということが

行われるようになりました。このことが文化財行政を裏から支えてきたことになります。

これからは対馬の話です。宗家文庫の保護を考える上で、まずは調査が重要です。さきほど（の佐伯先生の話に）ありましたように、宗家文庫は8万点を超える膨大な数量があること、そのため昭和50年以来36年間にわたり調査をされてきたこと、調査実施にあたり島内外の人々の協力体制を築いたことが大きな特色であったと思います。対馬という土地柄、地元の人々の熱い思いがまず前提としてあって、それを活かす形で島内外の人々が協力して長期にわたる調査を行ってきたということは非常に重要なことであり、また、得難いことであると思っております。

また、別の問題は損傷です。（紙は）水分・ほこり・カビ・虫・ネズミなど様々な要因により劣化損傷が起こりやすい。このように（図10）虫に食べられると痛々しいことになってしまいます。劣化損傷を妨ぐことができるという意味でも、（従来の）県立対馬歴史民俗資料館、現在の対馬歴史研究センターは大きな役割を果たしていることになります。

先ほどの国立博物館の設立は国全体の話でしたけれども、（対馬では）昭和50年に宗家文庫の調査が始まって、昭和52年に県立対馬歴史民俗資料館が設立されました。このことは宗家文庫

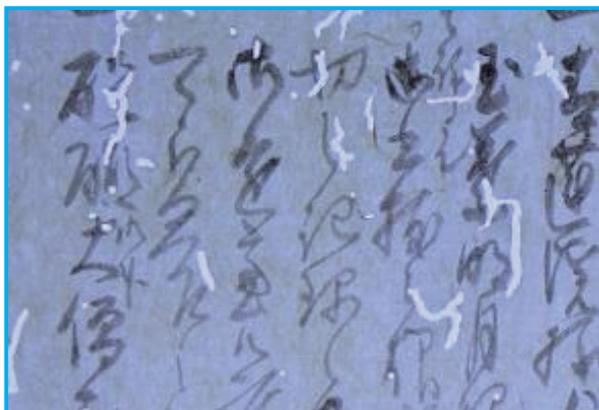


図10

のみならず、それ以外の対馬の文化財を守る上で必要不可欠で、その活動が対馬の文化財、宗家文庫の保存・活用に大いなる役割を果たしてきたことは間違いのないと思います。

さて、国（文化庁）が重要文化財指定を行う上で重要なことは何かというと、重要文化財の対象を明確にすることです。そのために、厳原町と長崎県の長年の宗家文庫調査の成果に基づきながら、文化庁では改めて宗家文庫史料の1点1点を確認して指定用の目録を作成する作業を行いました。その結果、平成24年と同27年の2回にわけ、非常に細かな数になりますが、51,946点を重要文化財に指定した次第です。この51,946点という数字は、屈指の膨大な数（の文化財）です。国宝の鹿児島島の島津家文書（東京大学史料編纂所蔵）は15,133点。重要文化財の彦根藩井伊家文書（彦根市蔵）は27,800点。（員数上の話ですが、）これらと比べても、対馬宗家関係資料の豊富さが理解されましょう。内容においても対馬や対馬藩の歴史だけではなく、日朝外交、幕府との関係などを総合的に考える上で貴重な資料の宝庫であることは紛れもない事実です。この点に歴史上の価値が評価されて重要文化財指定になった、ということです。重要文化財になったということは、（文化財保護法上において）保存・活用のスタートラインに立ったということもできます。この点は改めてまた後ほど申し上げたいと思います。

佐伯：保存・活用のスタートラインに立った、ということで、藤井さんの方から修理の必要性、それから状況について報告をお願いいたします。

藤井良昭「重要文化財「対馬宗家関係資料」の修理の必要性」

藤井：修理工房宰匠の藤井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。先ほど地主先生からお話があったとおり、文化財保護の歴史の中で我々修理する技術者は今に至っているのですけれども、「文化財の修理」に皆さんはどういうイメージをもたれますでしょうか。まずは、地主先生がお話しになった、我が国がどうやって文化財を守ってきたのか、指定に至るまでの話を踏まえまして、特に修理を行う側として、私ども宰匠という会社も加盟しています国宝修理装飾師連盟という団体の歴史について簡単に紹介させていただきたいと思います。

スライド(図11)の左側は、地主先生からお話があった文化財保護の我が国の歴史のごく簡単なまとめですけれども、それに対応して右側は国宝修理装飾師連盟(以下、「国装連」)が昭和34年(1959)に京都で設立されて、当初は7社だったのですが、現在は弊社宰匠も含めて10社10工房が加盟しております。この団体が平成7年(1995)の文化財保護法改正に伴う選定保存技術の保存団体に選定・認定をされて、今に至っています。この対馬を含む九州地域で、国立博物館(九州国立博物館、以下「九博」)ができたのは平成17年(2005)です。私はこの九

州における文化財修理が始まったのは平成17年からと言っても過言ではないと思っていますが、その九博ができて10年経った頃に弊社宰匠が設立されました。九州一円の文化財を修理する、指定文化財を修理する専門の会社として、日々修理を行っております。もし、後日お時間があれば、国装連のウェブサイトをご覧くださいますと、指定文化財に対する修理の考え方を書いていますので、よろしかったらご覧いただきたいと思います。

少しずつ修理の中身に入っていきたいと思えますけれども、文化財を修理する際に私たちが大切にしている、絶対に守るべき考え方というのが二つございます。一つが「現状維持修理」。今に伝わる文化財の価値をそのまま次の世代に渡す。もう一つは、「再修理可能な修理」。後に取り替えのきく材料と技術で修理をする、ということをお願いしております。あえて語弊を恐れず申しますと、「現状維持修理」というのが何も引かず何も足さない修理で、「再修理可能な修理」というのが後で剥がせるように今貼る、というような理念をもってですね、修理を行っております。この基本理念を果たしてくれる技術が、古代から伝わって今も発展し続けている、特にこの

文化財保護の歴史

- 明治 4年 「古器旧物保存方」布告→壬申調査
- 明治21年 臨時全国宝物取調局
- 明治30年 古社寺保存法
- 昭和 4年 国宝保存法
- 昭和24年 法隆寺金堂壁画の消失
- 昭和25年 文化財保護法の制定
- 昭和50年 文化財保護法改正
→選定保存技術
- 平成31年 文化財保護法改正
→文化財の観光資源化と「活用」

国装連の歴史



- 昭和34年 国装連の設立
当初7社→現在は10社
- 平成 7年 選定保存技術保存団体
- 平成17年 九州国立博物館 開館
→九州における文化財修理の開始
- 平成27年 修理工房 宰匠 設立
=九州一円の文化財を修理する
専門の会社設立

図11

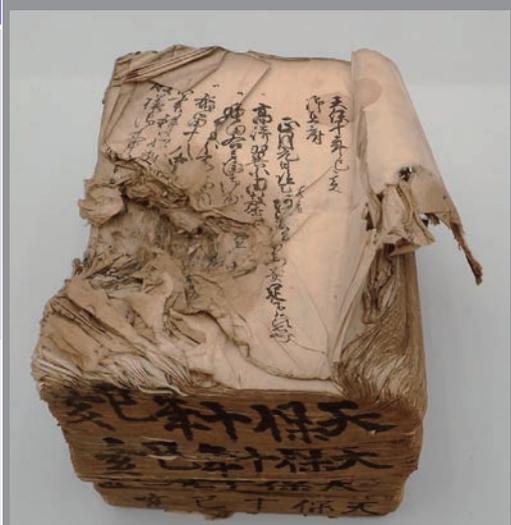
四半世紀は飛躍的に進化を遂げていますが、「装潢^{そうこう}技術」という技術です。この言葉は、「装」が「装う」、「形にする」という意味で、「潢」という字が古い字ですが「染める」という意味を持っています。対象となる基底素材は紙とか絹のものが主で、そういう脆弱なものは鑑賞したり保存したりするために、裏打ちなどの装丁が必要だったため、その装丁を行う技術が装潢技術として発展していきます。ですので、装潢の仕事という形に仕立てることがまず仕事になりますので、例えば、掛軸・卷子・折本・帖・額・屏風・襖・衝立といったものに仕立てる。さらに元々そういう形になっていたものをもう一度修理し直す、仕立て直すという時に絵や書が書かれている本体も修理をして仕立て直すということが出てきますので、修理につながっていくということになります。

大事なことは、この装潢技術で仕立てられたり、修理されたりしたものが現在伝わっていることをもって、その技術と材料が再修理可能なものであること、またその技術によって安全に文化財が伝わっていることがすでに実証されているということです。さらに、最近は科学的な根拠や安全な効率性を

加味して日々技術を発展させています。つまり、紙や絹でできている脆弱な素材のものが今に伝わっているということは、それが古いものであればあるほど必ず修理を経て伝わっている、ということになります。修理が繰り返されていることで文化財が今に伝わっている。今日の私の話はこれだけでも憶えていただけると大変嬉しく思います。

先ほどの理念と技術で、今も対馬宗家文書の修理を行っている最中なのですが、これまでの実績をここで紹介させていただきたいと思います(図12)。第1期の5年間では、毎日記と呼ばれる冊子を合計35冊修理いたしました。丁数を全部足しますと11,988丁の修理を行いました。ただし、毎日記を含む記録類だけでも重要文化財に指定された約5万点のうち16,667点もありますので、1年に7冊ずつのペースですとすべてを修理するのに2,381年かかる事になります。これは半分冗談みたいな話なんですけど、半分は本当のこととして、途方もない量があり、その量こそがまた素晴らしい価値の一つであるということなので、資料群全体を見据えた保存計画の重要性というのがやはり大切になります。右の

期	年度	対象資料	員数 (合計丁数)	備考
第Ⅰ期	H27	毎日記	7冊 (1,806丁)	国庫補助事業 損傷著しい35冊から着手 平成29年度～朝日新聞 文化財団より助成あり
	H28	毎日記	7冊 (1,507丁)	
	H29	毎日記	7冊 (2,670丁)	
	H30	毎日記	7冊 (2,528丁)	
	H31 (R1)	毎日記	7冊 (3,477丁)	
第Ⅱ期	R2	事林廣記 毎日記 記録類 絵図	18冊 2綴 5鋪	国庫補助事業 展示活用も見据え様々な 形の資料に着手
	R3	書契 毎日記 記録類 絵図	17通 5点 10冊 4鋪	
	R4-6			



毎日記 (管理番号 Ad-1-350~353) 修理前

図 12

写真は第1期の5年目に修理した冊子ですが、999丁、これで1冊です。16,667冊のうちの1冊になりまして、恐らく上から水のようなものが落ちてきてそこが濡れて傷んでいるというもの。これらの修理後の姿は別冊子にはなりますが後ほどスクリーンでお見せしたいと思います。第1期の35冊が終わった後は第2期として、展示活用も見据えながら様々な形の資料に着手をしまして、令和4年（2022）現在も継続して修理を進めています。

ここで、修理工程を紹介したいと思います。本格修理を行うものは九博の文化財保存修復施設にお預かりをして修理をしますが、修理工程はスライド（図13）に書いてある通りです。その中の「補修」、本紙に穴が開いているところをどうやって埋めるかということについて、特に毎日記は「漉嵌^{すきばめ}」という技法を使っています。その「漉嵌」の様子を動画で紹介したいと思います。

（漉嵌の様子を映した動画が流れる）

サクシオンテーブルという網目状のところの本

紙を裏向きに置きまして、その上から紙の原料が入った水を流しながら紙を漉く^すのと同じ動作をとります。それを下から吸いながら、紙漉きと同じ動きをすると穴の部分に紙の原料である繊維が引っかかって穴を埋めてくれる、という技術を「漉嵌」と呼んでいます。この技術を用いて修理を行っています。これは効率がよく、早く穴が埋まるというメリットがあるのですが、大量に水を使うリスクもございますので、そういう条件（に耐えうること）を毎日記がクリアしていることを確認したうえでこの技術を用いた修理をしています。1回の修理で約10か月から1年ほどのお時間をいただいて修理を行っております。

これは漉嵌で修理した冊子の前後写真です。（図14）上が修理前、虫損ですごく傷んでいたのですが、修理後は下のような状態で字も読みやすくなっているのがお分かりいただけるかと思います。先ほど紹介した999丁の冊子も、漉嵌を用いて、右のように修理を行いました。

本格修理

- 於 九州国立博物館 文化財保存修復施設
- 『毎日記』の主な修理工程
 - 修理前調査
 - 解体
 - 剥落止め
 - 補修＝漉嵌
 - 仕立て
 - 保存箱作製
 - 修理後記録
- 工期＝約10箇月

図13

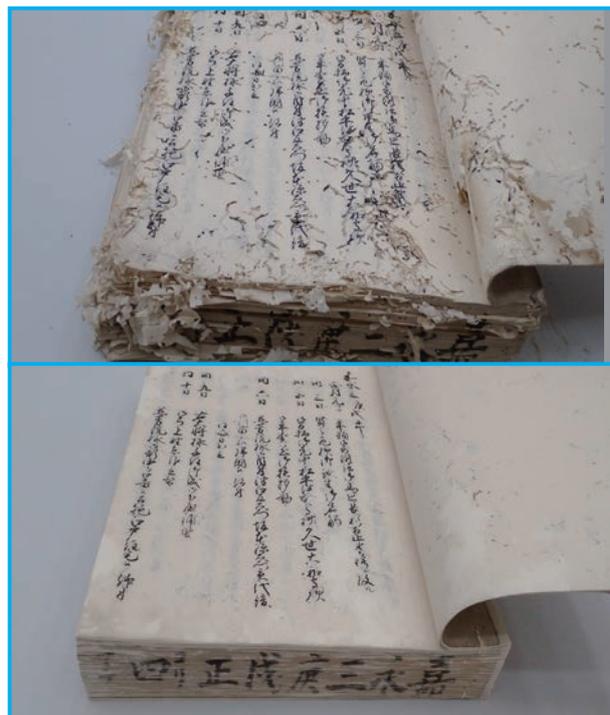


図14

続きまして、その他の事例を少しだけ紹介したいと思います。一つが維持管理行為です。これは、平成21年度から実施していきまして、本格修理ほどの修理の必要性はないけれども手当てが必要なものを対象に、限定的な処置を現地のスタッフの方が行っています。現地の方々が直接、重要文化財のメンテナンスをするということが特徴で、重要文化財では全国で唯一の先進的な取り組みです。他にも例がありますが、それは技術者が出向いて現地でメンテナンスをするということが基本ですので、かなり先進的な取り組みがこの対馬で行われています。

もう一つは、対馬の^{つつ}豆^{たくずだまじんじや}殿にある多久頭魂神社の高麗版一切経の本格修理で、平成30年(2018)度から九博の保存修理施設で行っております。大型の袋とじ冊子1,016冊及び3巻2帖(附324帖)で、「附」を除く全冊を3年1期として修理を行って、7期で完遂する予定を立てております。こちらも非

常に特徴的で重要な修理なのですが、全部完了までの計画が既に立っているということが非常に重要なことでして、資料群をきちんと全体として保存していくことの重要性をここでも申し上げておきたいと思います。

こちらが維持管理行為の処置前と処置後の写真です(図15)。上は本格修理ほど傷んでないのですが、端が折れ上がっていたり、シワが入ったりするものを落ち着かせて下の状態になるよう現地の方々がメンテナンスしております。多久頭魂神社の高麗版一切経も著しく傷んでいるものを漉嵌を用いて修理をした例でございます(図16)。また、先ほど紹介していませんでしたが、^{きん}琴の^{ちようしやうじ}長松寺の大般若経も平成24年から平成29年(2017)にかけて、こちらは装演師連盟の施工で修理しました。586帖(附13帖)の修理が無事に終わって、これは修理後にお寺様にお持ちいただいた時、(地域の)皆さ



図15

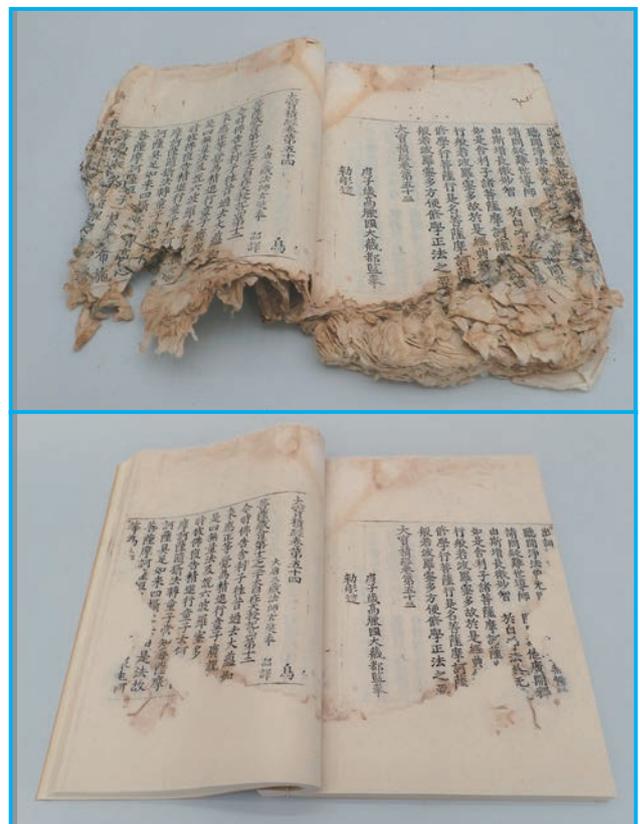


図16



図 17

にご覧いただいているときの風景の写真です(図17)。

最後に、まとめさせていただきます。修理とは単に直すだけの行為ではない、ということの一つ言いたいと思います。修理に際して解体することで、新たにわかる事実がたくさんあります。こうした成果を公開して還元することも大変重要なことであります。また、修理というのは文化財の価値を次の世代に繋いで渡す行為です。それを果たしてくれるのが修理であって、安全で再修理可能な修理を果たしてくれるのが装幀技術、ということになります。例えば文化財だけあればいいとか、所有者様だけ頑張ればいいのか、ということとは決してなくて、国・県・市・博物館・我々修理技術者のそれぞれがバラバラだと文化財は伝えていけません。本日お越しの地域の皆様も含めて、みんなで守り伝えていかないと文化財は残らない、というふうに思っております。この対馬博物館開館を機に、文化財を伝え、この修理のサイクルを途絶えさせないように皆様で考えていただけるきっかけになれば幸いと存じます。また、他の先生方の話でも出てくると思いますが、対馬にはその歴史だけではなく素晴らしい文化財が他にも数多く残っています。数が多いという事はそれに比例してどうやって残すかという量の問

題が必ず出てきます。今回の話をきっかけに修理という、私は修理ということ自体が文化であるというふうに考えているんですけども、修理の事について皆様で考えていただけるきっかけになればというふうに思います。以上です。

佐伯：「修理は文化である」と、非常に貴重なご提言をいただきましたけれども、荒木さんは、以前文化庁におられて、この宗家文書の調査あるいは指定に関係されたと同っておりますが、何かコメントございますでしょうか。

荒木：先ほど地主さんから詳細なご説明がありましたので、付け加えることはないんですけども、私の経験的なところを述べさせていただければと思います。地主さんが今までの30年以上にわたる調査の経緯をまとめられておりますが、私が関わらせていただいたのは、この最終局面でございます。平成19年(2007)から平成23年(2011)に行われました冊子物の調査、また平成21年から平成23年にかけて行われました絵図類等の調査、これに関わらせていただきました。個人的な事を申し述べますと、平成19年は九州大学大学院を終わって研究員をしていた頃でして、その時に私の先生である佐伯先生から声がかかりまして、それで一調査員として加わらせていただきました。そして、翌年の平成20年(2008)に九州国立博物館の方に職を得まして、そこでまた九博の職員として調査に関わらせていただきました。そして、その翌年から転勤が目まぐるしいわけですが、平成21年に九博から文化庁に異動を命じられまして、それで3年間は文化庁にいた訳ですが、その時にこの調査事業全体の統括を任されてしまうという境遇でございました。

その時に困りましたのはやはり非常に件数が

多いということでございまして、先ほどのお話ですと、5万点とか8万点とか、そういった数字が出て参りました。それも数えようによっては10万点とか20万点とかになってしまう訳ですね。先ほど藤井さんが毎日記の写真をお示しになりましたけれども、例えば毎日記は1ヶ月毎の業務日誌がこのような分厚さで残っていてですね、これが6ヶ月分とかでまとめてファイリングされた状態で伝わっています。なので、非常に分厚い冊子がある訳ですが、これを1冊と数えるか、6冊と数えるかで全く数が変わってまいります。重要文化財指定の時はそれを1と数えるということにしましたので、若干小さな数字になったんですが、これを6と数えるともっと大きな数字になっていたという事で、何を持って1点と数えるかというのが非常に難しかったという経験がございまして。

そして、その膨大なものを1回で指定するのが難しいということで、冊子物をまず1段階目として指定をしよう。そして、2段階目としてその残りのものを指定して、最終的に全体を指定するという方針で行いましたので、平成24年に冊子物の指定がかかって、そしてその3年後にそれ以外の追加指定ということで、全体の保護が図られたという経緯でございまして。簡単ですけれども、補足とさせていただきます。

佐伯：ただいまのご三方のお話というのは、「文化財の指定というのは文化財を守り伝えるためである。そのために保存修理というものが非常に重要である」というお話でした。年7冊（の修理）で、（毎日記を含む記録類の修理だけでも）あと2,381年かかると、ちょっと先が長いような気がしますけれども、地道にやっていただきたいなと思っております。続きまして、次のテーマですね。

2番目のテーマといたしまして、対馬宗家文書の学術的意義、特にいろんな共同研究、あるいは研究が最近なされております。そのお話を何人かの方にさせていただきます。まず、須田さんの方から、東京大学史料編纂所所蔵の宗家関連史料のデジタル化事業について説明をお願いいたします。

須田牧子「東京大学史料編纂所所蔵宗家関連史料のデジタル化事業」

須田：東京大学史料編纂所の須田と申します。よろしくをお願いいたします。午前中の田代先生のお話、それから先ほどの佐伯先生のお話にもありましたように、私が所属しております史料編纂所は、分散した宗家史料をまとめて所蔵している機関の一つです。史料編纂所が所蔵する宗家史料は他の国内の機関と違いまして、まだ重要文化財指定を受けていないのですけれども、「特殊蒐書」の「宗家史料」として、その史料のまとまりを崩さず一括管理しております。全部で3,000点。もと対馬藩の江戸藩邸にあった文書群の一部です。廃藩後に宗家の東京での菩提寺である養玉院に保管されていたものが、大正元年（1912）、その主要部分が紀州徳川家ゆかりの南葵文庫と慶應義塾に分割購入されまして、その南葵文庫が大正13年（1924）、関東大震災後に東京帝国大学附属図書館に寄贈されましたので、その段階で宗家史料も東大に移りまして、昭和37年（1962）、総合図書館から史料編纂所に移管されるという形になって、史料編纂所の所蔵ということになっております。

史料のほとんどは冊子仕立ての藩政日記・記録類で、江戸藩邸でつけられていた毎日記、それから、国元から江戸へ送られた国元の毎日記がその中心を占めております。現在、史料編纂所では

収蔵史料については鋭意、デジタルデータ化の促進に取り組んでおりますが、宗家史料については史料編纂所の諸史料の中でもかなり早い段階からデジタルデータ化を進めてまいりました。編纂所におけるマイクロフィルムでの撮影からデジタル撮影への切り換えは平成22年(2010)頃を境とするのですが、宗家史料については、平成19年の段階で、当時の対馬歴史民俗資料館と協議いたしまして、共同研究を行う中で史料のデジタル化についても促進しまして、対馬にある国元の毎日記、それから史料編纂所の方で持っている江戸藩邸の毎日記をできる限り撮影していくことで、いずれ東京にいても対馬にいても、どちらの日記もデジタル画面で見られるようにできたらいいなということになりまして、編纂所の方でもカラーでのデジタル撮影を開始いたしました。それ以前は東京に来ていただいて、閲覧室で原本を見ていただくしかなく、損傷がひどくて閲覧ができないようなものについてのみ、マイクロフィルムで撮影し、これを閲覧室のマイクロフィルムの映写機で閲覧していただくような形



図 18

になっておりまして、大変不便だった、ということ。今映っている写真(図18)は、平成23年に旧資料館の2階で行わせていただきました史料編纂所の写真スタッフによる撮影説明会の様子でございます。編纂所と旧資料館の方で、毎日記についてはおおむね同じ仕様でデジタル化を推進するというので、こういう会を行ったということ。ただ、デジタル画像の技術的發展というのがこの10年随分進みましたので、編纂所では途中からより高解像度の撮影に切り換えました。今後も技術開発にあわせて適宜対応していくことが重要なかなというふうに思っております。

編纂所の方では昨年度をもって、江戸藩邸毎日記についてはデジタル化がようやく終了いたしまして、現在は史料編纂所のホームページから全点画像公開してどなたでもご覧いただけるようになっております。ちなみに、長崎県対馬歴史研究センターのご所蔵分につきましては、平成19年以來の共同研究の成果を踏まえて、来年度を目指して対馬宗家文書データベースをセンターのホームページから公開し、画像についても、撮り次第に順次公開していく予定となっているというふうに聞いております。編纂所の撮影の方は、平成19年から随分かかったなと思われるのですが、先ほどから時々出ておりますように江戸藩邸毎日記は全部で490冊あるのですが、対馬のものほど厚いわけではないのですが、それでも200頁から500頁にわたるものまでありまして、そうなりますとコマ数としても結構な分量になります。予算と人手が限られる中では結構時間もかかってしまったということでもありまして、本所の所蔵史料よりはるかに多い、対馬の宗家文庫史料デジタル化

の完遂というのは、なかなか気の長い事業になるのかなとお察し申し上げるところでございます。もともと、史料編纂所としても3,000点あるうちの490点、つまり6分の1を完了したに過ぎなくて、あと6分の5は残っているわけで、江戸藩邸毎日記という一番大部なものが、やっと終わりましたので、今度は江戸奥祐筆間毎日記という史料のデジタル化に着手したところです。

でき上がったデジタル画像について少しご紹介させていただきたいと思います。これが(図19)編纂所のホームページの冒頭部分なのですが、**「データベース検索」というものがありまして、「所蔵史料目録データベース」に飛んでいただき、データベース検索の詳細画面を出していただきまして、その中の「貴重書」欄の「特殊蒐書」の欄から「宗家史料」というものを選んでやるということを行います。そうしますと、検索結果画面が出てきまして、冒頭のところに2,900件と出てくると思うのですが、先ほどから約3,000点というふうに申し上げておりますけれども、史料の括り方ですとか整理番号の付け方の関係で、ここでは2,900件という形で検索結果としては出てまいります。この中から「江戸藩邸毎日記」を一つ選んでクリックしてやりまして、次の詳細画面のところから「イメージ」というところをクリックしてやりまして、(図20)こういう画面が出て参りまして、これをクリックしてやると、全画面で大きくカラーで出てまいります(図21)。時々モノクロで出てくるのはマイクロ撮影がなされていたので、そのフィルムをデジタルスキャンして、それをそのままデータベースにあげているというものになります。江戸藩邸毎日記は、冊子ですし、丁寧に日々綴られた日記ですので、画像でも比較的読みやすい史料で**

ありまして、またこの年の何月何日に、江戸藩邸では何が起こっていたのか知りたいなどというときに、それだけのために東京まで行ってめぐる



図 19

No	区分	請求記号	書名	原蔵者	表示種別
281	貴重書	宗家史料-1-281	江戸藩邸毎日記 (明和5年1月1日~明和5年4月30日)		全表示 限定表示
282	貴重書	宗家史料-1-282	江戸藩邸毎日記 (明和5年5月1日~明和5年8月30日)		全表示 限定表示
283	貴重書	宗家史料-1-283	江戸藩邸毎日記 (明和5年9月1日~明和5年12月30日)		全表示 限定表示
284	貴重書	宗家史料-1-284	江戸藩邸毎日記 (明和6年1月1日~明和6年4月29日)		全表示 限定表示
285	貴重書	宗家史料-1-285	江戸藩邸毎日記 (明和6年5月1日~明和6年8月30日)		全表示 限定表示
286	貴重書	宗家史料-1-286	江戸藩邸毎日記 (明和6年9月1日~明和6年12月30日)		全表示 限定表示
287	貴重書	宗家史料-1-287	江戸藩邸毎日記 (明和7年1月1日~明和7年4月29日)		全表示 限定表示
288	貴重書	宗家史料-1-288	江戸藩邸毎日記 (明和8年1月1日~明和8年4月30日)		全表示 限定表示
289	貴重書	宗家史料-1-289	江戸藩邸毎日記 (明和8年5月1日~明和8年8月30日)		全表示 限定表示
290	貴重書	宗家史料-1-290	江戸藩邸毎日記 (安永1年1月1日~安永1年4月29日)		全表示 限定表示
291	貴重書	宗家史料-1-291	江戸藩邸毎日記 (安永1年5月1日~安永1年8月29日)		全表示 限定表示
292	貴重書	宗家史料-1-292	江戸藩邸毎日記 (安永2年1月1日~安永2年4月30日)		全表示 限定表示

290/2900件	
≪書目データ≫	
【書目ID】	00033039
【史料種別】	貴重書 (特殊蒐書)
【請求記号】	宗家史料-1-290
【書名】	江戸藩邸毎日記 (安永1年1月1日~安永1年4月29日)
【著者名】	勘齋杉村直記
【出版事項】	綴帳, 1冊
【形態】	綴帳; 御留守毎日記.
【注記】	
イメージ	
≪書目データ≫	
【形態】	綴帳, 1冊
【注記】	フィルムあり (宗家史料フィルムNo.45)

図 20

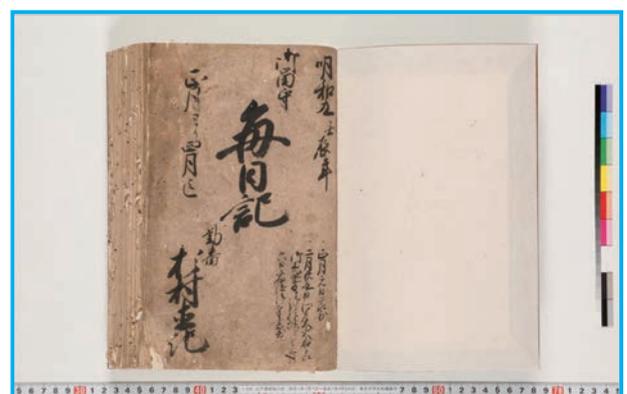


図 21

というのはなかなか大変なので、そういう意味では画像閲覧に適した史料といえるのかもしれませんが。また、ご覧いただいておりますとおり、それほど状態がよろしいというわけではありませので、原本を用いて、綿密に作業するというのはちょっと困難な状態で、撮影にあたってはなかなか苦戦したというものになっております。ただ、今後はデジタル画像を家でも簡単に見られる状態になりましたので、研究が格段にやりやすくなって大きな成果が出たらいいなと期待しているところでございます。

今までご説明申し上げておりました「江戸藩邸毎日記」というのは、江戸藩邸にありました史料がまとまって史料編纂所に引き継がれたものですが、編纂所には不思議なご縁で所蔵されるに至った宗家史料というものもございませ。こちらの「^{しょうしゅうぶん}蔣洲咨文」(図22)というものでござ

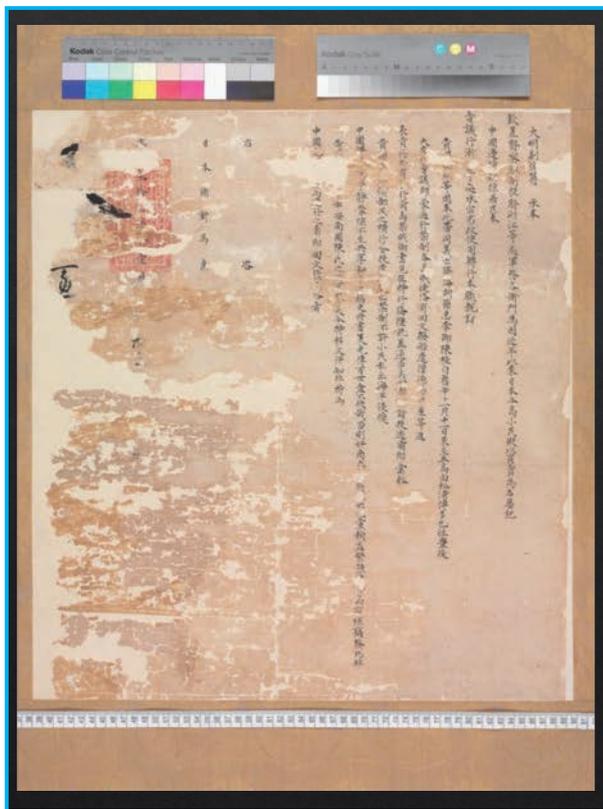


図 22

います。これはある時期まで対馬の宗家文庫にございまして、そこから戦前に朝鮮半島に渡りまして、朝鮮史編修会から国史編纂委員会に引き継がれましたけれども、ちょっと経緯は不明なのですけれども、どういうわけか再び日本に戻り、昭和52年(1977)に書店から売りに出されていたところを史料編纂所が購入したという経緯のものになります。見ていただきましたら分かるように、大変状態がよろしくなくて、これは購入の時から状態がよろしくなくて、しかもこの紙は普通の楮紙ではなくて、中国などでよく使われている竹紙^{ちくし}という竹で作った紙でして、どのように修理をするべきかということに大変迷って、ながらく修理室にそっと保管されていたというものになります。近年の紙研究、紙をどう扱うかという研究の進展に基づきまして、平成19年から平成20年にかけてこれを修理いたしまして、平成25年(2013)に史料編纂所内でお披露目して、平成28年(2016)には他の宗家史料に先駆けて重要文化財に指定されております。それを記念するというわけではないのですけれども、この「蔣洲咨文」という史料をもう少し皆様に分かり易くご理解いただくためのコンテンツというものを作ってみました。

先ほどのホームページの所蔵史料紹介のところに、デジタルギャラリーというコーナーがありまして、ここに、「倭寇図巻デジタルアーカイブ」というものがあります。対馬博物館の中世の展示室に「倭寇図巻」の複製資料が飾ってありましたけれども、「蔣洲咨文」と言いますのは平たく言いますと、弘治2年(1556)に対馬の宗氏に対して中国の明朝の官僚が倭寇を禁圧しなさいと命じた文書でございませので、16世紀に中国を襲った倭寇を描いた「倭寇図巻」とも大変縁が深

い史料ということになります。というわけで倭寇図巻のデジタルアーカイブの中に「蔣洲咨文」の紹介ページというのを作ってみたということでございます。原文画像の一部をクリックしますとそれに対応する翻刻、それから読み下し、それから現代語訳、それから人間の説明とか地域の説明などを一覧できるようにしまして、歴史研究者がどのように史料を読みといていくのかというのを体感ができるように工夫をしたつもりでございます。史料編纂所のデジタル化事業は、膨大な史料のデジタルデータ化というものを進めつつ、このように、それをどういうふうに読み解いていくかという意味でのデジタル化というものも推進しております。非常に膨大な宗家史料すべてについて、このような試みができる訳ではもちろんないと思いますが、史料を守り伝えてきてくださった地域の皆様に、その史料が語ってくれていることを研究者が読みといてみた、その一端をお伝えするコンテンツになっておりましたら幸いです。どうもありがとうございました。

佐伯：かなりデジタル化が進行して、江戸藩邸毎日記が全部公開されているとは私知りませんでした。対馬の宗家文庫の江戸藩邸毎日記は虫食いがひどくて閲覧できない状態のものがたくさんあるのですが、史料編纂所のものが全点公開されているというのは非常に心強い、という感じで聞いておりました。荒木さんは中世史の立場からですね、宗家文庫、あるいは韓国国史編纂委員会でいろんな史料調査をなさっておりますがその概要を説明していただけますか。

荒木和憲 「宗家文庫」の中世史料

荒木：私の方からは、宗家文庫の中世史料を使って

どういった研究ができるか、あるいはどういった問題があるのか、という話をさせていただければと思っております。この対馬の方に残っている宗家文書について、ここでは「宗家文庫の史料」という言い方をさせていただきますが、この宗家文庫の史料は、先ほどからお話がありましたように数万点、数え方によっては10万点を超えるような膨大な近世・近代史料群でございます。それに対して、中世（およそ11世紀から16世紀まで）の史料の原本、オリジナルなものというのはほとんどないですね。私自身は日本中世史ということで、対馬のことを研究して参りましたが、よく宗家文書は史料がたくさんあるからいいよねということをおっしゃる方がいらっしゃるんですが、実は宗家文書の中には中世文書はほとんどないですね。それが現実ということになります。ただ、先ほど申しましたように、重要文化財指定の調査の過程で、宗家文庫の中に若干ですけれども中世史料が確認されました。その一例をお示しますが、天文20年（1551）に伊勢貞順という人が対馬の島主である宗義調に伝授した武家の故実書、故実書と申しますのは作法の本ですね。もっと平たく言えばマナー本といいますか、いろんな武家社会のマナーについてまとめた本です。これが残っておりました。

しかし、中世に宗家が誰かから受けとった文書、文書と申しますのは手紙とっていただいて結構です。この手紙のほとんどは伝わっておりません。不思議なことで、鎌倉時代から明治維新までこの対馬という地域に居続けた領主の家であるにもかかわらず、中世の宗家が受け取った文書はほとんど残っていないということで、これは中世の対馬の歴史を考える上では大きな謎ということになります。逆に言えば、これが残っている

と、私のような人間が研究する余地は残されていないということにもなるのですが、そういった制約がございます。しかし、全くなかったのかと申しますと、そうでもございませんで、大正15年（昭和元・1926）に武田勝蔵さんという方が、「宗家文書の中より」という文章を書かれています。この方は大正時代に宗伯爵家に入りをされていて、その時に所蔵文書の調査をされています。中世から近世初めくらいの文書を何点か紹介されているわけですが、それがここ（図23）の①から⑦の文書ということになります。大内義隆とか足利義昭（室町幕府最後の将軍）とか、あるいはマイナーな人ですけれども、壱岐の領主の日高氏とか、平戸の松浦氏とかから宗氏あるいは宗氏の家臣とかが受け取った手紙などが残っていたことがわかります。七つ目としては（図23の⑦）、先ほど須田さんからお話があった「蔣洲咨文」の紹介がされております。

これらの手紙類が江戸時代にどのように保管されていたのかと申しますと、実はこれは韓国の国史編纂委員会の方に保管されております。対馬島宗家文書、午前中に李薫先生からお話があった資料群ですけれども、その中にございます2つの史料にみえております。つまり、この①②③については「奥御書キ物写」という史料の中に写されておりますし、④⑤⑥については「奥御判物長持之内有之御書物写」というタイトルの史料の中に写されております。「奥」というのが何かと申しますと、つまり「奥向き」、藩主の家のことで、ファミリーが持っていたプライベートな史料ということになります。この史料によって19世紀の初めには藩主がプライベートに持っていた史料であるということがわかります。一方で「蔣洲咨文」は先ほど須田さんか

ら詳しいお話がございましたので中身の説明は省略させていただきます。これにつきましても、こちらの宗家文庫の史料によって、どこで誰が保管していたのかといったことがわかります。ここの表題にございますように、「年寄中預、^{としよりちゅうあずかり}御書物長持入日記」。藩の表書札方の年寄、つまり、藩の家老ですね。家老たちが保管していた。いわゆる藩庁ですね。藩主のファミリーではなくて、藩庁、今でいう県庁のような組織ですけれども、そこで保管されていた史料であるということがわかります。そして、ここ（図24）に「大明之書翰一箱」とございますので、これが「蔣洲咨文」のこととわかります。そして、ここに朱

武田勝蔵「宗家文書の中より」（『史学』5-3、1926年）

大正時代に宗伯爵家の所蔵文書を調査
昭和元年(1926)に中世(～近世初)の文書を紹介

- ①[天文11年(1542)-19年]大内義隆書状→宗晴康
- ②[天正14年(1586)]足利義昭御内書→宗義智
- ③[天正14年(1586)]足利義昭御内書→佐須景満
- ④[天正15年(1587)]日高喜書状→佐須景満
- ⑤[天正15年(1587)]日高勝秀書状→佐須景満
- ⑥[天正16年(1588)]松浦隆信書状→宗義智
- ⑦嘉靖35年(1556) 蔣洲咨文→対馬島(宗義調)

①・②・③…『奥御書キ物写』
④・⑤・⑥…『奥御判物長持之内有之御書物写』
(韓国・国史編纂委員会「対馬島宗家文書」)
➡19世紀初め頃、奥向(藩主の家)で保管

図23

- ④嘉靖35年(1556) 蔣洲咨文→対馬島(宗義調)

『年寄中預 御書物長持入日記』
(長崎県対馬歴史研究センター蔵、文化13年(1816))

➡19世紀初め頃、表書札方の年寄(藩の家老)が保管

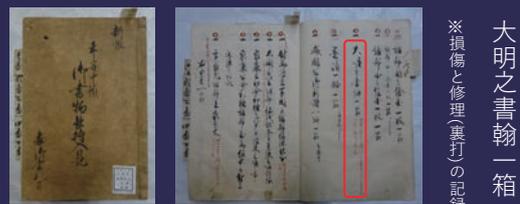


図24

書きで細かい説明が書かれているんですが、保存状態のことが書いてございまして、非常に傷んでいるので修理をして裏打ちをしたんだ、ということが書かれています。つまり、江戸時代の終わり頃に状態を気にかける人がいて、非常に状態が悪くから一回修理をしたと。先ほど藤井さんから「修理はどんどん繰り返される」というお話がありましたように、史料が勝手に生き延びているわけではなくて、やはりそこには気にかけて修理してくれる人がいるから残っているんですね。そして、東大史料編纂所でまた修理をされて、今のようになっているわけです。こういう形で修理が繰り返されて今に伝わっているということが分かる一例ということになるかと思えます。

このように全く中世の文書がなかったわけではございませんけれども、やはり宗家が受け取った文書のうち江戸時代の終わりから大正時代に存在したことが確認されるものという非常に少ないわけです。しかし、逆に宗家が発信した文書、誰かに与えた文書というのは今日もこの対馬市内の旧家に残っています。もしかしたらここにいらっしゃる方のなかに、そういった古い文書があるよという方もいらっしゃるかもしれません。そういう旧家に伝わっているものを家の文書ということで、家文書と言っています。これについては、田代和生先生が大きな見取り図を今から40年前に示されております。また一方で、江戸時代の対馬藩は藩内にある各家に対して、この家文書の中から「御判物」というものを抜き出して提出させていたようです。「御判物」というものが何かと申しますと、要するに宗家＝藩主が出した文書です。家文書の中には色んなものが入っていますが、その中から「御判物」だけを抽出して、藩に提出させて、それを一斉に書き写したわけで

ですね。これが今日、宗家文庫の中に残っております「宗家御判物写」というものに相当いたします。

その一例としてお示ししましたのが、こちらの「歩行御判物帳」という御判物写です。朝鮮との貿易に関する原本は残っていないけれども、こうした写しによって知られる、そういった文書がたくさん含まれております。この「宗家御判物写」の調査については戦前から行われているわけですが、一番体系的に行われたのが竹内理三先生です。戦後しばらく九州大学で教鞭をとられていた先生ですけれども、この先生が「対馬の古文書」ということで、慶長20年（元和元・1615）以前の古文書を集計されています。この先生は非常に史料をたくさん集めて、調査して、たくさん公開していくという偉大な業績を残された方です。対馬の古文書についても、戦後まもない時期でありながら悉皆的に調査をして、対馬には文書を持っている家は1,023ある。そして、全部で6,326通あるという集計を出されております。ただ、残念ながらこれがそこまで世に知られておりません。その一部については『長崎県史』史料編1というものに含まれておりますが、こちらは鎌倉時代から幕末までの古文書を含んでおりますし、全部で2,518通ですので、かなり中世の古文書がカットされてしまっている、ということが問題として残っています。この「宗家御判物写」は家文書を写したものであるということを申しましたが、その家文書を持っていたのはどういった家かと申しますと、武士でありますとか、寺社ですとか、百姓とか、町人とか、そういった家がそれぞれに文書を持っていたわけです。そして、今も残っているものもありますが、今には伝わらないものもありますので、そういったものについては写しによって中身を知ることができるわけ

です。また、もう少し詳しく見て参りますと、今に伝わる家文書の多くは武士の中でも村落に住んでいた在郷給人という人たちのものだったり、あるいは寺社とか百姓とか町人の家のものだったりします。実は、この武士の中でも上層にいた城下士。城下というと府中、この厳原ですね。明治以前は（厳原を）府中と申しておりました。府中に住んで役人として藩に仕えていた武士達がいたわけですが、彼らの多くは明治維新の社会変動によって職を失い、行き場を失ってしまう。そして、おそらく離散して、その時にそれぞれの家に代々伝わってきた家文書も散逸してしまっているという問題がございます。ですので、「宗家御判物写」は非常に貴重なんですけれども、特に城下士の家の文書が写されているということで貴重でございます。城下士の中でも少し階層性がありまして、一番トップは馬廻、次は大小姓、そして歩行というランクがあったわけです。この中でも特に上級の城下士＝馬廻というのは、いわゆる家老とかが輩出される家柄ですね。こういった家の多くは、実は近世だけではなくて、中世からすでに宗氏に仕えていて、だいたい役人として宗家に仕えていたということが分かります。ですので、中世の対馬の政治とか、あるいは朝鮮との外交・貿易、そういった実態を伝える古文書を非常に多く持っていたわけですね。しかしながら、原文書、オリジナルのものは行方知れずのものが多いので、やはりこの「宗家御判物写」に写されている文書というのが非常に大きな意味を持ってまいります。この馬廻の家柄の御判物写としては何があるのかと申しますと、この4種類ほどございます（図25）。①は貞享4年（1687）にきょうろくねんまどうまわりごはんもつちよう作られた「享禄年迄馬廻御判物帳」。これは享禄年間（1528～1532）頃までの古文書を収録して

います。②は「うまわりごはんもつちよう馬廻御判物帳」というほぼ同じ年に作られたものですが、続く天文年間、1532年以降の古文書を収録しています。また、文政8年（1825）に写された写本がございまして、これは②を写したものですけれども、②とは中身が少し違っているところがございまして、別のものとしてあります（③）。そして、天保5年（1834）に写された「おうまわりごはんもつひかえ御馬廻御判物控」というものもございまして、これは②を写したものであるということになります（④）。今、対馬の方に残っているのはこの④でありまして、②と③は韓国の方にございます。そして、①についてはこの写しが九大の方にございます。ということで、「うまわりごはんもつちよう馬廻御判物写」だけとりましても、各地に散らばっておりまして、これはやはり①から④までを比較検討しながらやっていかないといけないということになります。

最後になりますけれども、中世の対馬史の研究に必要なことは何かと申しますと、一つは旧家に伝わる家文書をしっかり調査していく。もう一つは、「宗家御判物写」をしっかり調査する。この2点にかかっております。しかし、この家文書というのは、すべてが残っているわけではないわけですね。対馬は非常にたくさん残っている地域ですけれども、とはいえ無くなってしまった文書はたくさんございます。ですので、今に伝わる家文

上級城下士(馬廻)の御判物写

- ①享禄年迄馬廻御判物帳(貞享4年〈1687〉)【九大】
享禄年間(1528-32)以前の古文書を収録
- ②馬廻御判物帳(貞享4年〈1687〉)【韓国】
天文年間(1532-55)以後の古文書を収録
- ③馬廻御判物帳(文政8年〈1825〉写本)【韓国】
②の写本、増補あり
- ④御馬廻御判物控(天保5年〈1834〉写本)【対馬】
②の写本

➡馬廻の御判物写は散在、①～④を要比較検討

図25

書がどこに所在しているのかというのをしっかり調査しなければいけませんし、またそれを恒久的に保存していく。将来に伝えていく。かつ、オリジナルなものでしか分からない、手にとってみないと分からない要素を古文書というのはたくさん持っていますので、そういった原本の調査をしていくことも重要になってまいります。また、「宗家御判物写」に関しましてはですね、先ほど以来申しておりますように、江戸時代に存在した家文書を大量に写しているわけですが、その時に提出漏れになった古文書もございますし、あるいは収録基準の外になってしまったものもございます。つまり、御判物写というのは御判物だけがピックアップされているので、宗氏が出した御判物でないものは写されていないわけです。御判物写にも限界がございますので、そういったことも頭に入れないといけない。かつ、先ほど申しました対馬とか韓国、あるいは九大だとかですね、各地に写しが存在していますので、その内容を比較して、しっかり検討していかないといけないということになります。以上で終わらせていただきます。

佐伯：私も中世史ですので荒木さんと同じような調査をやったのですが、荒木さんの方が徹底していると思いました。というのは、天文20年の伊勢氏の故実書ですね。九州国立博物館にもありますよね。こちら（対馬）の方にも1冊あるっていうのは知りませんでした。これは重要文化財に指定されているんですか。

荒木：本来一体だったものが離れ離れになっておりまして、九州国立博物館の方に6巻、伊勢氏の故実書がございまして、それは重要文化財です。また、対馬の方に残っているもの（1巻）は追加指

定のときに指定がかかっているはずですよ。

佐伯：指定されているわけですね。このシンポジウムのコーディネーターを引き受けるということで史料編纂所等々、宗家文書を所蔵する色んなところのホームページを調べてみました。先ほど須田さんのお話では、史料編纂所では江戸藩邸毎日記全点がホームページ上で公開されているということですが、九州国立博物館もほぼ全点ですね、資料14,000点の写真と釈文までを公開しています。国立国会図書館は倭館の館守日記とか裁判記録を全点がホームページで公開されて、大変便利になってまいりました。史料編纂所の鶴田啓先生の科研が現在進行中であるということで、大いに期待をしているところでございます。

対馬の文化財と次世代への継承

佐伯：それでは、次のテーマですね。今までは、宗家文書あるいは宗家文庫の史料の価値、あるいは文化財の指定、さらには修理という、いろんな側面からお話をさせていただいたわけですが、この対馬全体に関連する文化財は宗家文庫以外にも実は非常に多いわけです。例えば、長崎県のホームページで文化財一覧を拝見しますと、令和3年（2021）2月時点で、長崎県内に国指定の文化財が163件ある。一番多いのは長崎市で50件、2番目が対馬市なんですね。27件。3番目が平戸市の14件です。人口の比率等々を考えると、対馬市には国指定の文化財が非常に多いと言えます。対馬博物館でも梵鐘等々を展示しているとのことでした。県指定につきましては、1年前のデータで390件。長崎市が69件で1番です。2番目は平戸市で63件。3番目が対馬市で43件という具合に、対馬は県内でも有数の文化財の集中地域であると言えます。この宗家

文庫に限らず、対馬の文化財の可能性、あるいは継承性等につきまして、本日のパネラーの方々からコメントをいただきたいと思います。まずは地主さんからお願いできますでしょうか。

地主：それでは、私から失礼いたします。改めて、文化財の保存と活用についてお話を申し上げたいと思います。文化財は指定文化財でなくても所有者の方が大事にこれまでも守り続けられてきたものも多く伝わっていると思いますけれども、先ほどご説明申しました通り、日本の場合は指定文化財になることによって、保存と活用の推進の上で一つの端緒となるように思います。保存と活用なんですけれども、文化財の種類によって、その位置付けが変わると思います。保存と活用は車の両輪であるという言い方もなされるんですけれども、美術工芸品の場合は基本的には非常に脆弱なものが多いので、保存がまずあって、その上に活用があると考えべきでしょう。今回、対馬博物館がオープンしましたが、活用の大きな活動の一つである展示とか、先ほど来、先生方からご発言のあった研究については割と一般の人の目に付きやすい、スポットライトを浴びやすい部分だと思います。一方、保存の部分。虫に食われないようにする。水に濡らさないようにする。さらには藤井さんが従事している修理などはなかなか人目に付きにくいところがあります。そこで、今日おいでの皆様方にはまず人の目になかなか付きにくい、保存の部分文化財の継承上極めて重要だと、よくよくご承知のことだと思っておりますけれども、この点をご理解いただきたいと考えます。私どもも日頃思っているんですけれども、(対馬宗家関係資料の)修理にあと2,000年かかる状況というのは、正直まったくこの先が見えない状況です。修理期間を少しでも短くすることに対し

て、国でもいろいろ力を尽くしたいと思いますし、社会全体でも修理に対する理解を持っていただきたいと思っております。

それから、対馬全体の文化財ということでございますけれども、私は立場上、国による文化財指定という観点で文化財の保存に関わっておりますが、先ほど図でお示ししました通り、指定文化財には県指定、あるいは市指定というカテゴリーもございます。この文化財の指定制度をさらに有効活用していただく、県の指定や市の指定となっているものについても改めてこれを機に、その保存と活用について多くの人注目して、諸活動に参加することによって、効果的に文化財を未来に伝えていく、ということが理想的と考えているところです。

佐伯：先ほどの議論のところでも1点忘れておりました。地主さんに(宗家文書の研究について)コメントをいただく予定でした。竹紙について、追加のコメントをお願いいたします。

地主：先ほど来の先生方のお話と午前中の李薫先生から、原本が示す情報量とか原本研究の重要性について、また荒木先生から原本は残っていないけれども写しでも歴史研究を行うことができるというお話もありました。歴史研究の在りようというのは、今後展開されるデジタル画像利用なども含めて多面的な研究環境が担保されるということが非常に重要だと思っておりますけれども、文化財保護行政の立場から、原本が示す価値の一端をご紹介申し上げたいと思います。

ここでとりあげる朝鮮国書は、徳川将軍に宛てた朝鮮国王の書簡(書契)です。対馬藩が大きく関わった朝鮮通信使の大きな仕事はこの書簡を江戸の徳川将軍に渡すことでした。これら朝鮮国書原本は現在、主に東京国立博物館、一部京都

大学の所蔵となっています。これらの国書について荒木さんと重要文化財の指定調査を一緒に行いましたが、ここではその料紙について紹介します。田代先生もご指摘なさっていることです。朝鮮国で作られる紙というのは、基本的に楮の紙が大半で、特に国書に関しては楮を何枚も重ねて、圧着させて（打紙）、密度を高めた紙を使っています。もう一つの特徴は大変大きいということです。（朝鮮国書原本の大きさは）まちまちですが、大ざっぱに言うと縦が50cmくらいで横が120cmくらいです。東京国立博物館にある朝鮮国書はこのような楮紙打紙が使われているんですけれども、京都大学にあるものは様子が異なります。まず、これらは万暦35年（1607）と万暦45年（1617）のもので、文禄・慶長の役に比較的近い時代に渡された（江戸時代のはじめの）ものです。万暦35年のものが縦約60cm、横94cm。万暦45年のものが縦60cm、横131cmと、日本の古文書、（例えば大きいことで知られる）豊臣秀吉の文書と比べても格段に大きいんですね。このように大きさの点では、朝鮮国書と同じ体裁を保っているんですけれども、紙をよくよく見ると万暦35年のものは表面の雰囲気が違うんですね。色も黄色っぽい紙で先ほど須田さんがおっしゃった中国で作られている竹の紙なんです。なぜ日本産の紙ではなく中国産の竹の紙をわざわざ使ったのかと考えると、日本の紙は普通に入手できるものは縦が35cmくらい、横が50cmくらいなので、日本で作られて出回っている紙では大きさが足りない。一方、中国で作られている竹紙は大きく作られているので、それを利用したと想像されます。ただ、竹紙というのは一般的に薄い紙なので、厚みが足りないことから、サンドイッチのように、竹紙の下に楮の紙を2枚

挟んで、その下にまた竹紙を貼る4層構造になっています。国書の端の傷んで広がっている箇所を観察したらこのようなことが分かりました。この（万暦35年の）国書は色んな点（歴史的背景と内容のみならず、文書全体の作成痕跡や印章）から朝鮮国でつくられたものではないということが研究上明らかにされているのですが、この紙自体も朝鮮国で作られたものではないこと、ひいては対馬藩で改作されたものであることを示す要素となっています。この点についても原本が残っているからこそわかる情報の一つです。

また、昨年度に九州国立博物館で修理を行った対馬宗家関係資料中の対馬藩主が朝鮮国役人に送った書状（書契）複数通の例を見ましょう。これらもそれぞれ大きさが縦50cm横100cmくらいある大きなもので、同様に竹の紙を使っています。紙一枚では薄いので、竹の紙を複数枚重ねて、厚みをもたせて使っている、ということがわかりました。ここでは、大判の料紙を複数枚重ねた料紙のみの話ですが、対馬藩主が外交文書として朝鮮国に出す書状（書契）は日本風ではなく、東アジアの文書様式にのっとって作っているということが明らかになってきたと思います。

また、修理については、修理を行うことによって改めて科学的に分かることもあります。資料の一つの新たな価値を見出す機会になることを期待したいと思います。

佐伯：それでは、文化財の可能性につきまして、藤井さんにコメントをお願いします。

藤井：修理を行う立場としては、次世代に継承するにはやはり修理が必要であるということに尽きると思います。荒木先生の発表でも、過去の人たちが裏打ちをしている記録があると、そういうことがあったからこそ現在目の前に資料があると

いうことで、やはり修理が繰り返されることで文化財が伝わるんだと改めて強く思った次第です。ただし、修理というのは時間とお金がかかるものでして、これは決して現在に限ったことではなくてですね、何百年と伝わる中で、おそらく先の人達もきっとそうだったというふうに思います。先ほど1年間に7冊修理すると2300年以上かかると言いました。スライドで紹介しました修理の実績を見ていただくと、損傷著しい毎日記が第1期ですべて完了いたしました。もちろん傷んでいるものはまだあるんですが、最もひどいものはやはり時間がかかりました。そのあとの第2期になると、例えば、昨年度の令和3年度は、いろんな形の資料からのピックアップではありますけれども、全部で36点の修理が1年間でできております。つまり、年7冊しかできてなかったことと比べると、点数だけでいうと5倍スピードが伸びている。このペースだと400年ぐらいで資料が一周できるということになります。加えてですね、先ほど紹介いたしました現地で、対馬博物館の2階に入っている県のセンターのところにも(資料の)メンテナンスをする施設がございまして、そこで現地のスタッフの方がやられているメンテナンスも合わせれば、年に10点とかそういうペースかもしれないですけども、例えば年10点でも10年続けると100点できるんですね。ですので、そういうことをあわせて考えますとやっぱり、スピードアップっていうのは、決して不可能ではないと思います。私たちの装幀による修理は基本的には1回修理すると次の修理まで50年から100年の間はずっとというふうに言われていますし、きちんとそれがもつように修理をしているんですけども、それが特に、冊子本とか一紙物になると形態としてはかなり安定

をしてくるので、しかもこの博物館に保管されて、きちんと専門的な人に活用いただくと、もうちょっともつだろうと思います。せめて1回の修理サイクルの間にどんなに量が多くとも1件の文化財は修理が一周できるようなスピードを持つ工夫がいるんだろうなというふうに思っています。ですので、本格修理でお預かりできるものももっと多くできるように努力をしたいですし、この現地でしていただいているメンテナンスももう少し拡充をしていけば、私は200年ぐらいで宗家の史料が一周できることも決して夢ではないというふうに思っています。そういう観点を忘れずに常に努力をすることで、この大事な文化財を次の世代に伝えていきたいと考えております。私からは以上です。

佐伯：それでは、須田さんお願いします。

須田：はい。対馬の文化財の可能性ということで、パワポを準備させていただきました。先ほどは編纂所の所員という立場でお話しさせていただきましたけれども、宗家関係の文化財ということで、日朝関係の研究者として私が最も注目しておりますのが、渡来経典、特に大蔵経でございます。大蔵経というのは、先ほど画像も出しましたが、一切経とも称されまして、つまり、お経を一切合切全部集めたものという意味でして、大体5,000巻から7,000巻という膨大な数のお経のセットでございます。この大蔵経は14世紀末から16世紀にかけて朝鮮王朝から日本側諸勢力に幾度も贈与されておりまして、といたしますのも、前代の高麗王朝が仏教を大事にする王朝だったのに対して、朝鮮王朝というのは儒教を基本的には大事にする王朝でしたので、仏典はいらないのだけど、日本人が欲しがらるならあげるということで、記録上50セットほどの大蔵経が日本に渡っ

てきております。これはこの時期特有の現象として、そういう意味では大蔵経は中世の日朝関係を象徴する文物ともいえるかもしれないのですが、この中で、宗家も6回とか7回とか大蔵経が欲しいんですって朝鮮王朝に申しまして、4セットか5セットほどもらっております（図26）、この数といいますのは、日本国王、それから中国の大内氏に次いで3番目に多い数ですが、そのうち3セットについて現在、その現存を確認することができます。

一つは大阪にあります杏雨書屋きょううしょおくが現在所蔵をしている大蔵経として、宝徳4年（1452）4月に、宗貞盛さだもり・成職しげもとの親子が「伊津八幡宮いづ」に寄進した旨の寄進銘が残されております。この「伊津八幡宮」ですけれども、巖原八幡宮とともに対馬の一宮でありました海神神社に比定されております。江戸時代には経典を包む風呂敷が、宗氏から寄進されていたことが現物から知られております。それからもう一つは、高野山金剛峯寺に残るもので、これには宝徳元年（1449）11月に、やはり宗貞盛・成職の親子が「八幡宮」に寄進す

る旨の寄進銘が残されております。この「八幡宮」ですが、「八幡宮」としか書いてなくて何八幡宮とは書いていないのですけれども、海神神社に先駆けて施入されていることから同じ対馬の一宮であった現在の巖原八幡宮に比定するのが妥当であると考えられます。対馬博物館を昨日拝見いたしましたら、古文書も出ておりましたけれども、こちらの博物館に所蔵されている『藤家文書とう』には、その11月の日付で八幡宮に一切経を寄進したことを記した貞盛の書状というの残されております。

もう一つは豆殿の多久頭魂神社の高麗版大蔵経で、今修理の対象となっているものですが、こちらには寄進銘はなくて、いつ誰が寄進したのかということは、結局千数十冊めくって定かではなかったのですけれども、状況からみまして15世紀後半、宗貞国さだくにの寄進と推定されます。世祖4年（1458）に朝鮮王朝の世祖が50部を刷ったもののうちのひとつと考えられます。

このように見ていきますと、室町時代の宗家が島内各地の主要な神社に、朝鮮からもらった大蔵経を奉納していることが見てとれます。対馬には、ご存知の方も多いと思うのですが、大蔵経の他にも大般若経など様々なお経がたくさん残されておまして、経典というのは一見文字ばかりの地味な文化財と思われがちなのですが、当時の人々が仏教的な知識を求めて、経典に宗教的価値を見出していたこと、それからそういうものを各地に奉納していくことで、島内の支配を固めていこうとした宗氏の思惑といった様々な歴史的経緯を、その中に、またその関連史料の中に読み取ることが可能なもの、というように考えられます。実は、平成21年から文化庁とそれから京都府立大学の研究グループによって、対馬

名義	求請回数／獲得回数(概数)
日本国王	25回前後／1～2回を除き獲得
大内氏	18回前後／12～15回
九州探題	7回／2回
宗氏	6-7回／4-5回
琉球国	6回／4回
少弐氏	3回／1回
畠山氏	2回／1回
斯波氏	1回／1回
宗金	1回／1回
一岐知主源良喜	4回／？
承天寺	1回／？
夷千島主	1回／0回
久辺国主	2回／0回

図 26

に残る渡来經典の調査が10年ほど行われておりまして、その結果、多久頭魂神社の高麗版大蔵経や、先ほど修理の話の中ででてきました長松寺の高麗版大般若経、それから豆叡金剛院の高麗版大般若経などが重要文化財に指定されております。また、それを記念して平成31年(2019)には九州国立博物館で展覧会がおこなわれまして、対馬の文化財の豊かさというのを、島外の人間にも広く知らしめることになりました。実は、私はこの經典調査に一部参加させていただいておりまして、その節は地元の皆様にも大変お世話になりました。この場を借りて御礼申しあげます。

それですね、海神神社のものは明治期に、厳原八幡宮の方のものは16世紀末に島外に流出して行って、多久頭魂神社のものは今も島内にある、という形で、三者三様の運命を辿っているわけですが、江戸時代に対馬藩が藩として室町時代にもたらされたこれら大蔵経を調査して保存事業を行っているということが、宗家文庫に残されている冊子から窺えます。画面(図27)に出しているものはこちらセンター所蔵のもので弘化5年(1848)に海神神社の大蔵経を調査したときの台帳なのですが、韓国国史編纂委員会の方にも同様の台帳が残っておりまして、そ

らは多久頭魂神社の分もあるということです。先ほどの「蔣洲咨文」もそうでしたけれども、こうした島内文化財をめぐる動向を確認できるのは宗家史料の特徴といえるのかなと思います。

この多久頭魂神社の大蔵経とか厳原八幡宮の大蔵経というのは、朝鮮半島で刷られた高麗版の大蔵経なのですが、海神神社のものは、朝鮮半島ではなくて中国の江南地方で刷られたお経でございます。この江南地方で刷られたお経を高麗の人が購入して慶尚道のお寺に納めていた。それを納められてから100年後に朝鮮王朝が没収して対馬の宗氏にあげた、というものになります。さらに申しますと、このお経というのは最初から全部が新品だったわけではなくて、実は江南で刷られた後に山西省のお寺に一度納入されて、それが多分廃寺か何かになったかして、中古品としてもう一回江南の市場に流れて行って、新品のお経とともに1セットに形成されて売られて、韓国の慶尚道のお寺に納入されたというものになります。というわけで、海神神社の大蔵経というのはかなり長い旅路とそれから複雑な歴史的な経緯を経て対馬にたどり着いた。それで、対馬で宗家をはじめとする地元の人々の保護のもとに400年を過ごし今は大阪で大事に保管されているという経緯を辿っているものになります。海神神社ゆかりの大蔵経を例にとってお話させていただきましたけれども、対馬ゆかりの經典文化財には東アジアの広範囲に及ぶ交流の豊かな記憶というのが重層的に詰まっている。その内容を宗家文庫に残る史料などを使いまして丁寧に読み解いていくことは、この地域に生きた人々の日々の営みとか祈りとかというものを、具体的に知っていくことでもありまして、こういう渡来經典というのは大切に未来につないでいくべき尊い宝

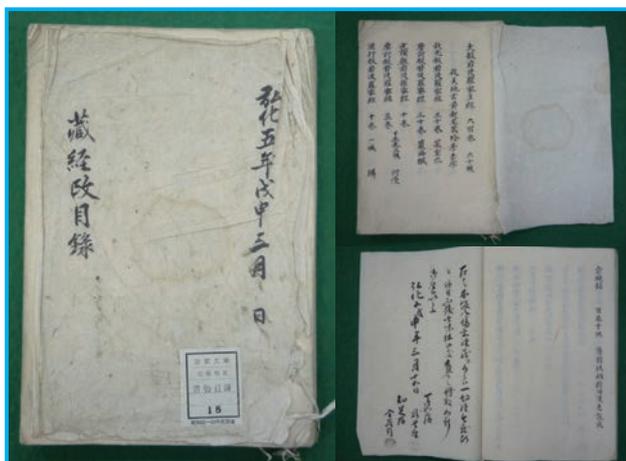


図 27

だというふうに考えております。以上です。

佐伯：それでは、荒木さんお願いします。

荒木：はい、対馬の文化財が非常に豊富であるというお話でしたけれども、文化財と申しましたときに、これは文化財保護法の話になってしまいますが、有形文化財と無形文化財、大きく分けてその二つに分けられますね。無形というのは例えば民俗行事とかお祭りとか、そういったものが無形文化財という事になりますけれども、有形文化財ということになりますと、建造物とか史跡とか、あるいは美術工芸品ですね。特に史跡ということであれば、この建物の近くにある金石城の跡とか、あるいは萬松院の宗家のお墓とかですね、あるいはその裏手にある清水山城、豊臣秀吉が朝鮮に攻めていくときに築いた城の跡ですけれども、そういったものが国の史跡になっていますし、そして美術工芸品というところであれば、手紙、さっき私がお話ししましたような古文書ですね。あのような手紙の類、あるいは須田さんが今ご紹介されたようなお経とかですね。そういったものが入ってくるわけですが、非常にやっぱりバラエティー豊富な地域だと思います。中世にさかのぼる、あるいは近世にさかのぼる、そういったバラエティー豊かな文化財が残っている島ですので、文化財をもっと研究していけば、もっと豊かな島の歴史が分かるのではないかと考えております。その中でもやはり一番歴史を語るうえで有力な手掛かりとなりますのは文字で書かれた資料ですね。特に、紙に文字で書かれた資料。そういったものが非常に雄弁に歴史を語ってくれる素材ということになるわけですが、その中核にあるのが申すまでもなく宗家文書でございます。宗家文書は午前中の田代先生や李薫先生のお話にありましたとおり、やはり近世の対馬、江戸時

代の歴史を非常によく伝えている。まだまだ研究の余地がたくさん残されている、そういった資料ということになりますけれども、先ほどお話しさせていただきましたように、宗家文書の中にある例えば「宗家御判物写」とか、そういったものを使うことで中世の歴史も実は分かる。あるいは、まだこれからの課題だと思いますが、近代の歴史ですね。明治維新の後の対馬がどうだったのか。研究者の関心というのは大体朝鮮との外交だとか貿易が明治国家によってどう接収されていったのか、そういった論点ばかりなのですが、ちゃんと見ていけば、この対馬という地域が明治維新を経てどういうふうに変わっていったのかも分かる。そういったポテンシャルを秘めていると思いますので、やはり宗家文書を使うことで中世から近世、そして近代にかけての歴史というものが見えてくるのではないかとこのように思っております。

また一方で、宗家文書に限らず、宗家文書も大きな括りでいきますと、宗家という家に伝わった家文書の一つということになりますけれども、宗家以外の対馬に住まわれている方々のお宅に伝わっている家文書というのが多数ございます。これは何十年もかけて調査がされてきていますが、まだまだ眠っているものもあるかと思えます。場合によっては所有者の方が気づかないまま朽ち果てていたり、紛失したり、あるいは中身が分からずに捨てられてしまうとか、そういった危機も抱えているわけです。ですので、こういったものの学術的な可能性というものを守っていくためには、やはりまずは行政的な文化財の保護というものが大事になってくると思えます。また、そういった貴重な古文書をお持ちの方にも、対馬の豊かな歴史が非常によく分かるポテンシャルを

秘めたものだという事をお分かりいただいて、将来に伝えていくという事が必要かと思っています。

欲を申しますと、ぜひ対馬市にも『対馬市史』というものを作って欲しいなと思っています。「自治体史」と我々は申しておりますが、例えば、長崎県であれば『長崎県史』とか、あるいは平戸市であれば『平戸市史』とか、あるいは大村市であれば『大村市史』が刊行されているわけですが、対馬市に合併してからは新しい自治体史が出ておりませんので、『対馬市史』というものを作っていくような機運が盛り上がり、もっと資料を保存して、そして研究をして、そしてもっと色々な面から対馬の歴史を明らかにしていくことができるのではなかろうかと考えているところです。

佐伯：それぞれの立場・専門の分野から宗家文庫に限らず対馬には多様な資料があり、そういう多様な文化財を次世代へ継承していく必要があるということで、保存修理も重要であるということになります。このテーマで私がずっと気になっていることがございます。それは、重要な文化財であまり検証されてないものがあること。私の専門のジャンルの古文書、特に、中世文書ではたくさん文書が対馬に伝わっている。竹内理三先生、私の先生の先生ですけれども、対馬の中世文書は6,000点以上あるとおっしゃっています。これはもうすごい量ですけれども、実は戦前まで知られていて現在行方不明という中世文書がございませぬ。例えば、内山文書という文書がございまして、大正11年(1922)に巖原の内山義之さんという方が所蔵されていて、110点の中世文書があった。これは非常に点数が多いのですが、現在は行方不明になっております。40年ほど前でし

か、巖原在住の日野義彦先生と一緒に探したことがあるんですけど、結局見つかりませんでした。そういう資料はたくさんあるようです。もう一つは嶋雄成一氏所蔵文書という文書で、大正10年(1921)に巖原の嶋雄成一さんという方が所蔵されておりました。全部で28点。内山文書よりは少ないけれども、対馬にあまり残っていない鎌倉時代の文書がたくさんあって異彩を放っています。こちらは八幡宮の関係の史料のようなんですけれども、これも行方不明になっております。いつか見つかるのではないかとずっと期待してきた訳ですが、まだ出てこないという状況でございます。

では、シンポジウムの総括としまして、この対馬、あるいは対馬博物館、あるいは対馬歴史研究センターといった新しい施設に対するメッセージを一言ずつ送っていただきたいと思っておりますが、地主さんいかがでしょうか。

地主：私、平成19年に文化庁の調査官という立場になりました。重要文化財指定を担当させていただきました。それまでに昭和50年からしっかり(宗家文庫の)調査が行われてきた歴史について、今日ご紹介しましたけれども、多くの人々の努力があって、その上で私自身は最後に携わらせていただいたことになります。その幸運と責任の重さを感じながら、本日このような場に立たせていただいて大変感謝を申し上げたいと思います。今回対馬博物館がオープンし、新たな保存・活用のステージが用意されたと思いますので、博物館のスタッフの方々だけではなく、それを支える行政・地域社会の皆様とともに、博物館・歴史研究センターの活動が盛んになることを祈念してご挨拶を申し上げたいと思います。

佐伯：藤井さん、いかがでしょうか。

藤井：繰り返しにはなるんですけども、修理とい

うのは文化財だけでも、所有者様だけでも、我々技術者だけでも行うことはできません。国・県・市という行政の力もお借りしないと行けませんし、それを日々管理する博物館・研究センター、そういうところの皆様のご様々な立場からの様々な意見をきちんと組み合わせて議論した上でどう守るか、伝えるかということを考えていかなければならないと思います。そういう意味で、今回の対馬博物館の開館というのは非常に意義があると思っておりますし、また、これをきっかけに今日お越しの皆様をはじめ、この地域の皆様がこれまで大事に伝わってきたものをこれからどう大事に伝えていくか、ということにも意識と興味を持っていただければ、よりこれから未来に伝わる可能性は高くなるというふうに信じています。我々も貴重な文化財を大宰府でお預かりをして修理させていただいておりますので、その任に耐えられるように努力を続けて参りますので、今日のこの場が、博物館の開館がそういうきっかけになればいいなというふうに思います。

佐伯：須田さん、いかがでしょうか。

須田：史料編纂所の方ではここ10年、宗家史料の研究整備ということで、鶴田科研という科学研究費による研究事業という形で、資料館と共同研究をさせていただいた結果、毎日記の全点公開のような成果につなげてきたわけですが、本当にありがたく思っています。引き続き、対馬博物館の開設、それからセンターの開設ということで、史料編纂所としても、地域の皆様と手を携えて、歴史研究に邁進できればと思っております。先ほどから古文書の話も出てきておりますけれども、史料編纂所も大正年間からガラス乾板による撮影ですとか、それから「影写」という敷き写しの技術によって、こちらの島にお邪魔して貴

重な古文書を歴史研究に生かすべく努力を続けてきて、先ほど『内山文書』のお話ですとか『嶋雄文書』のお話とか出ましたけれども、そのようにいま現存が確認できないようなものも、実は史料編纂所の方には敷き写しの形で残っている場合があります。敷き写しという技術から、マイクロフィルムという技術に移り変わってきて、今はデジタル化という形で、史料をどういうふうに保存し、公開し、歴史研究に活かすかという辺りの技術の方法は変わってきておりますけれども、地域の方々のご協力と保存していただく努力というものに助けられる形で、我々の日本の歴史というものを紡いでいく作業というものが成り立っております。これからも皆様のご協力を得ながら共同研究というものを続けさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

佐伯：荒木さん、いかがでしょうか。

荒木：この度は対馬市の博物館が開館したということで、対馬のことに関わらせていただいている人間の一人として大変嬉しく思っている次第です。その上で、今後の期待なども込めて申し上げますと、まず一つはやはりこの地域の方々とお申しますか、市民の方々がこの対馬の歴史、あるいは対馬の自然を知る・学ぶ、そういった場であって欲しいと思っております。昨今、どうしても博物館というと観光施設のような位置付けになってきていて、観光客のための博物館のような性格というのが強くなってきております。それも大事なことだと思うんですけども、やはり博物館というのは地域の中であって、地域の方々のために存在する。そういう当たり前のことを今後続けていただきたいと思いますと思っております。そういった中で、例えば先ほどから家文書、家文書と繰り返

しておりますが、旧家のお宅とかに残っている古文書をどう残していけばいいのかわからないといった時に、この博物館がそれをどうやったら将来に残せるか、そういう手助けをしていてもらいたいと思いますし、これ以上持ち続けられないというときには博物館の方に収蔵していただいて、公共の文化財として後世に伝えていてもらいたいと思っております。

また、もう一つ最後に申しますと、やはり対馬という地域は大学がないという地域でもありますので、やはり対馬の研究をしている人間の多くは対馬市民でないという条件がございます。ですので、こういった研究機関に属している研究者と対馬市の市民の皆様との間にちょっとギャップがあると申しますか、そういう状況がございますので、やはりぜひ対馬博物館にはこういう島外・市外の研究者と市内・市民の皆様とを繋ぐ、そう

いったハブ機能と申しますか、そういった機能も果たしていただければと思っております。以上です。

佐伯：はい。いよいよ最後になります。大変立派な博物館が今回できて喜んでいるところですが、市立の対馬博物館、県立の対馬歴史研究センターと二つの施設が同居しています。運営上なかなか難しい面もあるんじゃないかと思いますが、やはりこの地域、対馬の歴史・文化・自然等を究明していく、そして展示等によって普及していく、さらには保存していくという活動の中心になっていただきたいと思っておりますし、大変期待をしているところでございます。本日は長時間にわたりまして、ご参加いただきまして、誠にありがとうございました。これで終了いたします。



パネルディスカッションの様子

|

調查研究



資料閲覧室の利用について

長崎県対馬歴史研究センター（以下、「当センター」）所蔵の資料を、資料閲覧室で閲覧できます。下記事項にご留意の上、ご利用ください。



開室時間

午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで



閉室日

土日・祝祭日および年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

ただし、業務の都合により閉室する場合があります。

詳しくは、研究センターのホームページ（<https://tsushima-hrc.jp/>）の資料閲覧予約システムにてご確認ください。



利用料

無料（撮影含む）



利用人数

1 日あたり最大 2 組



利用の手続き

- ◆ 閲覧を希望される方（以下、「閲覧者」）は、閲覧希望日の 10 日前までに**資料閲覧予約システム**にてご予約ください。予約は閲覧希望日の 3 ヶ月前から可能です。（先着順）
- ◆ なお、インターネット予約ができない場合は、当センターに直接電話でお申込みください。（Tel :0920-52-3687）
- ◆ 閲覧希望日の 10 日前に、当センターから予約確定メールをお送りします。なお、資料の状態によっては、閲覧をお断りすることがあります。
- ◆ やむを得ない理由によりキャンセルされる場合は、当センターに電話でご連絡をお願いします。なお、無断キャンセル及びやむを得ない理由以外のキャンセルについては、次回からの利用をお断りすることがあります。
- ◆ 来所当日は、予約確定メールをプリントアウト、あるいはメール画面表示にて、当センター（対馬博物館 2 階）までお越しください。なお、対馬博物館の閉館日は、職員通路口のインターホンで当センター職員を呼び出し、当センター職員の案内で入室してください。

利用予約カレンダー
はこちらから





利用日数・閲覧資料点数

利用日数は、最長連続する3日間とし、閲覧できる資料数は、1日あたり最大20点とします。ただし、所長が特に認める場合は、この限りではありません。

なお、二次資料(紙焼き)がある場合は、二次資料での閲覧をお願いします。(二次資料の閲覧数は、閲覧資料の点数には含めません。)



利用上の注意事項

閲覧者は、下記のことを遵守してください。従わない場合は、利用を停止することがあります。

- ◆ 感染症に感染または体調が悪い場合(37.5度以上の発熱がある、咳やのどの痛み等がある等)は来所しないこと。
- ◆ 駐車は対馬博物館駐車場を利用すること。なお、駐車台数に限りがあるため、できるだけ公共交通機関を利用すること。
- ◆ 利用者は、防犯カメラへの記録及び対馬博物館に利用日時、所属情報を提供することについて、了承したうえで来所すること。
- ◆ 入室時の検温、マスクの着用、手指の消毒など感染症対策に協力すること。
- ◆ 許可されたエリア以外には立ち入らないこと。また、資料閲覧室を離れる場合は当センター職員に連絡すること。
- ◆ 飲食(アメ等も含む)及び喫煙は行わないこと。
- ◆ 閲覧室には、カメラ、筆記用具、ノート、定規、パソコン、その他当センターが持ち込みを認めた物以外は持ち込まないこと。
- ◆ 閲覧は手を洗った後、所定の場所で行い、閲覧後は資料を元の場所に返却すること。
- ◆ シャープペンシルやインクの出るボールペン等は使用しないこと。メモなどをとる際は、鉛筆を使用すること。
- ◆ 撮影は撮影台でカメラを固定して行うこと。
- ◆ 当センター職員の指示に従うこと。



汚損・破損等

資料は丁寧にお取り扱いください。万一資料や設置備品等を汚損・破損又は紛失した場合は、現品又は相当の対価をもって弁償していただくことがあります。



その他

当センターでは、コピー(複写)サービスは行っておりません。撮影された資料や研究センターが提供した資料画像を、書籍・論文・新聞・雑誌・テレビ、インターネット公開(ホームページやSNS等)等で使用される場合は、別途申請が必要となります。なお、申請の様式は、当センターのホームページに掲載しています。

研究入館者

令和4年度は、のべ117名を受け入れました。

資料貸出

- ・対馬博物館特別展示 対馬博物館開館記念特別展
対馬の外交Ⅰ 以酌庵一京都両足院秘蔵資料にみるその役割
会期：令和4年4月30日～6月26日 ※4月29日内覧会
貸出期間：令和4年4月19日～7月15日

資料名	所有者	展示期間
規伯玄方像	西山寺（県寄託）	令和4年4月29日～6月26日
江戸幕府老中連署書状	西山寺（県寄託）	令和4年4月29日～6月26日
訳官記 天保12年	西山寺（県寄託）	令和4年4月29日～6月26日

- ・対馬博物館特別展示 ユネスコ「世界の記憶」登録5周年記念特別展
対馬の外交Ⅱ 朝鮮通信使一江戸登城・淀川上り・文化交流
会期：令和4年10月15日～12月4日
貸出期間：令和4年10月11日～12月8日

資料名	管理番号	展示期間	指定
朝鮮国信使絵巻（上・下巻）	絵巻1・2	上下巻ともに令和4年10月15日～11月9日	重要文化財
七五三盛付繰出順之絵図	絵巻4	令和4年11月11日～12月4日	重要文化財



特別展「朝鮮通信使」会場の様子

寄託 / 寄贈 / 購入

令和4年度はなし

資料調査

資料所蔵者からの要望で、資料調査を実施しました。

個人宅 2件 資料持ち込み 1件

レファレンス

当センター所蔵の資料や対馬の歴史に関する問い合わせにお答えしています。令和4年度は、14件のお問い合わせをいただきました。

展示実績

対馬博物館の平常展示室での展示実績は次のとおりです。

資料名	管理番号・所有者等	展示期間	指定
朝鮮国信使絵巻（上巻）	絵巻 1	第 1 期※	◎
朝鮮国信使絵巻（下巻）	絵巻 2	第 1 期※	◎
高麗版大般若経 巻 3	長松寺（県寄託）	第 1 期※	◎
高麗版大般若経 巻 365	長松寺（県寄託）	第 1 期※	◎
朝鮮訳官朴俊漢書簡	一紙物 41-3	第 1 期	
隣交始末物語	薦田家文書 - 写本 -1-4-2	第 1 期	
鴛鴦雄	絵図類 Ak-3-4	第 1 期	◎
御鷹記録 壱番	記録類 3-8 宗家奥向関係 -D-2	第 1 期	◎
延享信使記録 二十五	記録類 2-23 朝鮮関係 -A-42	第 1 期	◎
青磁牡丹唐草文花瓶	多久頭魂神社（県寄託）	第 1~3 期	●
吉宗様御判物御頂戴記録二	記録類 1-1 表書札方 -A ① -5	第 2 期	◎
土桃蛇	絵図類 Ak-3-9	第 2 期	◎
薬材質正紀事 二	記録類 3-37 朝鮮関係 -B-2	第 2 期	◎
公儀より御渡被成候薬材吟味品々目録式冊之内	記録類 3-37 朝鮮関係 -B-3	第 2 期	◎
白頭翁	絵図類 Ak-3-12	第 2 期	◎
イクチタケ	絵図類 Ak-3-1	第 3 期	◎
延享五年御宿坊誓願寺絵図	絵図類 - 敷地図 (通信使応接)-V-5	第 3 期	◎
薬材繪図目録	記録類 3-36 材木仕立物・産物 -42	第 3 期	◎
延享信使記録 三十三	記録類 2-23 朝鮮関係 -A-50	第 3 期	◎
義功様御半元服に付江戸、京大坂、隣国書状控	記録類 1-1 表書札方 -S ② -45	第 4 期	◎
下書対州産物絵図一冊	絵図類 Ak-2	第 4 期	◎
韓語稽古規則	記録類 2-23 朝鮮関係 -H-9	第 4 期	◎
講学所建具晝帳	記録類 3-33 学校 -1	第 4 期	◎
青磁透彫龍文墩	多久頭魂神社（県寄託）	第 4~7 期	●
薬材質正紀事 四	記録類 3-37 朝鮮関係 -B-1	第 5 期	◎
朝鮮於和館御用ノ向応対始終之覚書	記録類 2-23 朝鮮関係 -Q-56	第 5 期	◎
漢城絵図	絵図類 Ub-7	第 6 期	◎
獲虎実録	記録類 3-37 朝鮮関係 -B-19	第 6 期	◎
草梁倭館絵図	レプリカ	第 1~5 期	

凡例

第 1 期 令和 4 年 4 月 29 日～6 月 15 日

第 2 期 令和 4 年 6 月 17 日～8 月 10 日

第 3 期 令和 4 年 8 月 13 日～10 月 5 日

第 4 期 令和 4 年 10 月 7 日～11 月 30 日

第 5 期 令和 4 年 12 月 2 日～令和 5 年 1 月 25 日

第 6 期 令和 5 年 1 月 26 日～3 月 22 日

第 7 期 令和 5 年 3 月 24 日～5 月 17 日

※のある資料は、都合により 5 月 17 日までの展示としました。

◎…国指定文化財

●…県指定文化財

○…市指定文化財

(空欄は未指定)



対馬博物館平常展示の様子

文書日記類 Ad-2-1)。

- 55 前掲「毎日記(郡奉行所)」元禄二年一〇月九日条。
- 56 前掲「毎日記(表書札方・郡方支配家老)」元禄二年二月二日条。
- 57 「毎日記(江戸)」元禄二年二月一四日条(対歴宗家文書日記類 Ba-56)。
- 58 「毎日記(江戸)」元禄二年二月二六日条(東大皇家文書一〇九九)。
- 59 「毎日記(江戸)」元禄二年七月二八日条(東大皇家文書一一〇一)。
- 60 「毎日記(郡奉行所)」元禄二年九月二八日条(対歴宗家文書日記類 Ad-1-34)。
- 61 「毎日記(郡方支配家老)」(対歴宗家文書日記類 Ad-2-2)。
- 62 「毎日記(江戸)」元禄二年八月一八日条(東大皇家文書一一〇五)。
- 63 「猪鹿打留帳」(東大皇家文書六一四)。同史料は幕府提出分の控えである。
- 64 前掲「毎日記(郡方支配家老)」元禄二年六月二九日条。
- 65 豊崎郷の「猪鹿逐詰」は元禄二年二月二日までに完了した(前掲「毎日記(表書札方・郡方支配家老)」元禄二年二月二五日条)。
- 66 前掲「毎日記(郡方支配家老)」元禄二年六月二九日条。
- 67 前掲「毎日記(江戸)」元禄二年八月一八日条。
- 68 前掲「毎日記(表書札方・郡方支配家老)」元禄二年一〇月二八日条。
- 69 「鉄炮格式僉議条目」(対歴宗家文書記録類 III-19-A-12)。なお、前掲『日本経済叢書』一三、四八九頁の翻刻を参照した。
- 70 「毎日記(郡奉行所)」宝永二年六月三日条(対歴宗家文書 Ad-1-33)。
- 71 「毎日記(郡奉行所)」宝永六年六月一五日条。
- 72 享保二年(一七一七)に証文提出は不要とされた(前掲『生類をめぐる政治』)。
- 73 前掲「鉄炮格式僉議条目」。
- 74 「御郡奉行中江陶山庄右衛門方より差出候口上書之写」(対歴宗家文書記録類 I-2-N1)。
- 75 陶山庄右衛門は元禄竹島一件に関わる等、日朝外交にも精通した(池内敏『大君外交と「武威」』(名古屋大学出版会、二〇〇六年)。

76 前掲「鉄炮格式僉議条目」。

- 77 前掲「近世」、上白石実「寛政期対馬藩の海防体制」(同『幕末期対外関係の研究』吉川弘文館、二〇一一年)。
- 78 日野清三郎「幕末における対馬と英露」(東京大学出版会、一九六八年)。
- 79 前掲「鉄炮格式僉議条目」。
- 80 獣害の深刻化は鉄砲改めを直接的な契機としたが、延宝〜元禄期(一六七三〜一七〇四)の対馬島内では山林資源の枯渇が発生したことをふまえると(前掲「対馬藩領における資源制約の出現と「農政」の成立」、山林の減少とイノシシ・シカの棲息環境変化を獣害発生要因の一つとみることもできる)。
- 81 例えば、大名の鷹狩は管見の限り明確な禁止令を見出すことはできないが、大名の中には国元で実施する者もいれば、自粛する者もいた(前掲『生類をめぐる政治』、前掲『生類憐みの世界』、福田千鶴・武井弘一編『鷹狩の日本史』勉誠出版、二〇一一年)。
- 82 「口上覚書」(滝本誠一編『日本経済叢書』四、日本経済叢書刊行会、一九九四年)、一頁〜。
- 83 前掲「猪たちの反乱」。
- 84 稲葉継陽「近世初期領国境目地域における庄屋と百姓鉄炮」(蔵持重裕編『日本中世社会と村人』勉誠出版、二〇一二年)。
- 85 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』(創文社、一九八一年)。
- 86 「御国新張鉄炮記録」(対歴宗家文書記録類 III-19-A-13)。
- 87 前掲「近世」。
- 〔付記〕本稿では引用史料の一部に「対馬宗家関係資料」本格修理の成果を用いた(施工…修理工房宰匠)。修理に際してご指導・ご支援を賜った関係各位に感謝申し上げますとともに、今後も修理事業の継続と成果活用による調査研究の深化を図りたい。
- (まるやま・ひろき 長崎県対馬歴史研究センター学芸員)

宗家文書記録類Ⅲ-19-A7)。A-4は分離した表紙に墨書で「御国控帳」とあり(「表紙」鉄砲改帳「極」対歴宗家文書一紙物1209-21-53)。元禄二年九月以降の鉄砲相統等に関する情報が付紙で示されることから実務用に作成された国元控えの写しと考えられる。A-7は表紙に朱書で「御国控帳」とあり、紙質・法量・体裁がA-6に近いことから、国元控えの原本と考えられる。なお、A-7はA-6のように黒印はないが、押印箇所に墨書「御印判」がある。

33 貞享五年七月六日にはBの作成のもととなった帳簿が瀧六郎右衛門(田代代官)から提出されていることから、それまでの期間に田代領では鉄砲改めが実施された(「基肆・養父百姓鉄砲改之帳」対歴宗家文書記録類I-3-I-H-1-1・「基肆・養父郡分村高之帳」対歴宗家文書記録類I-3-I-H-1-2・「基肆・養父町人鉄砲改之帳」対歴宗家文書記録類I-3-I-H-1-3)。なお、田代領では鉄砲改めに際して「筑前」(「福岡藩」)での実施状況を参考にした様子が窺える(前掲「基肆養父百姓鉄砲改之帳」)。

34 玉目とは、使用する実弾の重さのことで、鉄砲の大きさを判断する基準とされた(前掲「鉄砲を手放さなかった百姓たち」)。

35 以下、鉄砲改帳の内容についてはすべて、前掲「鉄砲改帳」。

36 参考として、信濃国松本藩では「村あたりの猟師鉄砲は約〇・二挺だった(前掲『生類をめぐる政治』)。なお、威鉄砲と猟師鉄砲の認可基準は藩の解釈によって異なったため、単純に猟師鉄砲の数をもって狩猟への依存度を比較することはできない(前掲「綱吉政権の鉄砲改めと村落」)。

37 鉄砲改帳は元禄二年一〇月七日に江戸へ送るよう命じられたが、その翌月一三日には嶋雄ほか手代二人を田代へ、唐坊ほか手代二人を八郷へ派遣して鉄砲改(追跡調査)を命じている(「毎日記」対歴宗家文書日記類Aa-1-69)。鉄砲数調査の呼称は元禄二年の鉄砲改帳作成を前後して変わらず「鉄砲改」であるが、以下、改帳を作成するために行われた調査を「鉄砲改め」、その後の調査を「追跡調査」と便宜的に区別する。

38 「壁書控」(対歴宗家文書記録類Ⅲ-2-B-①-4)。なお、長崎県史編纂委員会編「長崎県史」

史料編第二(吉川弘文館 一九六四年)六六七頁の翻刻を参照した。

39 前掲「公儀仰出之控」。

40 前掲「公儀仰出之控」。

41 千葉拓真「生類憐みの令と飯田藩―元禄二年令にかかわる動向を中心に―」(『飯田市歴史研究所年報』一六、二〇一九年)。

42 前掲「生類憐みの令と飯田藩」。

43 「鉄砲御改ニ付従公儀被 仰渡候書付」(宗家文庫史料記録類Ⅲ-19-A8)。

44 「毎日記(表書札方)」元禄三年三月五日条(対歴宗家文書日記類Aa-1-70)。

45 前掲「鉄砲改帳」。

46 「毎日記(郡奉行所)」元禄四年二月二日条(対歴宗家文書日記類Ad-1-22)。

47 郡奉行所からの照会により、足軽の鉄砲も給人同前に返却されることとなった(前掲「毎日記(郡奉行所)」元禄四年三月二六日条)。

48 前掲「毎日記(郡奉行所)」元禄四年八月二五日条。

49 在郷給人と足軽に鳥獣の打ち留めを許可するにあたり、幕府へ伺いを立てた形跡はみられない。

50 郡奉行派遣に注目した長郷嘉寿氏は、平田が後の「猪鹿逐話」の主導者であることを念頭に「猪荒れの実態と狩りの実際を把握しようとしたのではないか」と推測した(前掲「近世」)。

51 この点は藩主の狩猟場および禁猟区(狩山・留山)との関連を推測できるが、詳しくは別稿で検討したい。

52 「猪鹿逐話」の実態については明らかにされていない点が多いが、現在の到達点としては「毎日記(郡奉行所)」を分析した長郷氏の研究が挙げられる(前掲「近世」)。詳しくはそちらを参照されたい。

53 「毎日記(郡奉行所)」元禄一三年一〇月六日条(対歴宗家文書日記類Ad-1-33)。

54 「毎日記(表書札方・郡方支配家老)」元禄一三年一〇月八日〜十一日条(対歴宗家

ちの反乱)。

- 11 生類憐み政策とは、綱吉政権期に実施された人間を含む生類すべてを庇護した法令・施策の総称である。なかでも、諸国鉄砲改めと捨子・捨牛馬の禁止は全国で徹底され、イヌを対象とした施策は江戸を中心としたものだったことが指摘されている(塚本学『生類をめぐる政治』平凡社、一九八三年)。
- 12 江戸時代の鉄砲については「鉄砲」と記されることが一般的だが、本稿では史料引用と史料の表題を除いて「鉄砲」に統一する。
- 13 前掲『生類をめぐる政治』武井弘一『鉄砲を手放さなかった百姓たち』(朝日新聞出版、二〇一〇年)。
- 14 以下、綱吉政権期に全国を対象に実施された鉄砲改めを「諸国鉄砲改め」とする。
- 15 前掲『鉄砲を手放さなかった百姓たち』。
- 16 武井弘一「生類憐み政策の本質」(『地方史研究』三三五、二〇〇八年)、前掲『鉄砲を手放さなかった百姓たち』。
- 17 塚本学「綱吉政権の鉄砲改めと村落」(名古屋大学文学部国史学研究室編『名古屋大学日本史論集』下巻、吉川弘文館、一九七五年)、前掲『生類をめぐる政治』。
- 18 平野裕久「小田原藩における鉄砲改めについて」(『地方史研究』二二〇、一九八七年)、根崎光男『生類憐みの世界』(同成社、二〇〇六年)、駒ヶ嶺政幸「生類憐みの令と盛岡藩」(『アジア文化史研究』一三三、二〇一三年)、木村明豊「津山森藩における鉄砲改めについて」(『岡山県立記録資料館紀要』、二〇一二年)、脇正典「生類憐み令にみる幕藩関係―萩藩を素材として―」(『山口県地方史研究』一一七、二〇一七年)、篠村正雄「生類憐みの令と弘前藩」(『弘前大学国史研究』一四六、二〇一九年)等。
- 19 前掲『綱吉政権の鉄砲改めと村落』、前掲『生類をめぐる政治』。
- 20 前掲「近世」、佐久間正「全島民による対馬防衛構想」(前掲『徳川日本の思想形成と儒教』、初出は二〇〇〇年)。なお、海岸防備をめぐる危機管理態勢の方向は外国のみならず日本国内へも向けられていた(石田徹「対馬藩における帰属意識と日朝

関係認識―訥庵・陶山庄右衛門を中心に―」(『研究所年報』明治学院大学国際学部付属研究所、二〇一〇年)。

- 21 本稿では対馬宗家文書のうち、長崎県対馬歴史研究センター所蔵対馬宗家文庫史料を「対馬宗家文書」、東京大学史料編纂所所蔵宗家史料を「東大宗家文書」とする。東大宗家文書「江戸藩邸毎日記」の閲覧には東京大学史料編纂所のデータベースを利用した。
- 22 前掲『鉄砲を手放さなかった百姓たち』。
- 23 「公儀仰出之控」(対馬宗家文書記録類Ⅰ-10①-4)。
- 24 前掲「公儀仰出之控」。
- 25 前掲「公儀仰出之控」。
- 26 「鉄砲改之儀二付、加藤兵助様被仰渡候覚并白水左兵衛、兵助様江致伺書申上候覚」(東大宗家文書六一二)。史料上の() および①②③は筆者による。なお、目録上の表記は「鉄砲改之儀二付被仰渡候覚等」。
- 27 塚本学「綱吉政権の鉄砲改めについて」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和四八年度、一九七四年)。
- 28 前掲『鉄砲を手放さなかった百姓たち』。
- 29 「御在国中毎日記(対馬・組頭方)」貞享四年一月二〇日(対馬宗家文書日記類A-1-5)。以下、毎日記の史料引用にあたっては原題を採用し、可能な限り作成地と作成部局を併記する。
- 30 「対馬国鉄砲改帳 極」(対馬宗家文書記録類Ⅲ-19-A-3)、「対馬国鉄砲改帳」(対馬宗家文書記録類Ⅲ-19-A-5)、「対馬国鉄砲改帳」(対馬宗家文書記録類Ⅲ-19-A-6)。A-3は原本の下書、A-5は元禄二年九月以降の鉄砲相続等に関する情報が付紙で示されることから実務用に作成された写し、A-6は黒印(封)、表紙墨書「天龍院様(宗義貞)御持印判也」があり、その他と比べて紙質が上質、かつ、大判であることから原本と考えられる。
- 31 「肥前国之内基肄郡・養父郡鉄砲改帳」(対馬宗家文書記録類Ⅰ-3-II-2)。
- 32 「対馬国・肥前国鉄砲改帳」(対馬宗家文書記録類Ⅲ-19-A-4)、「鉄砲改帳」(対馬

て生じた生態系や地域住民の生業の変化を環境史の視点から位置づけることを今後の課題としたい。

二つ目に、在村鉄砲の由来と配備後の動向を課題として挙げるができる。まず、諸国鉄砲改めによって対馬島内に大量の鉄砲が存在したことが明らかになったが、それらの鉄砲がどのように対馬の村々へもたらされたのかという点である。そのことと関連して、近世初期の「境目地域」では軍事動員を想定して地域が選抜した百姓を藩が鉄砲所持者として公式に位置づけたことが明らかにされている。⁸⁴ 国境である対馬も軍事的要衝であり、朝鮮出兵等を契機に「武器」としての鉄砲が島外から大量に持ち込まれたことを推測できる。また、近世初期の日朝貿易では一時期「鳥銃」（鉄砲）が輸出されていたことから、「輸出品」としての鉄砲調達ルートが存在したと考えられる。このように、「武器」や「輸出品」として島内に持ち込まれた鉄砲が「農具」や「猟具」として村に浸透していく過程を明らかにしていく必要がある。次に、本稿では宝永期における郷村への鉄砲配備は日常的には生業を保障し、有事には海岸防備へ活用するためだったと結論づけたが、その後の在村鉄砲は「持来り」と「御郡方より預筒」の二つに大別されるようになる。⁸⁶ この点は鉄砲の所有観念と関わるためその後の再生産・管理体制と併せて検討していく必要がある。また、近世後期の対外的危機感の高まりによって郷村への鉄砲配備が本格化し、海岸防備にかかる公役賦課と軍事訓練が拡大する。⁸⁷ その一方で百姓の生業がどのように維持されたのか、在村鉄砲の問題も含めて広く検討していかねばならない。

1 「猪鹿逐話」は、対馬島を大體（冊）で九区画に分け、北端から順番に一區画ずつを毎年冬から春にかけてイノシシとシカを駆除していった狩猟のことである。元禄一三年一月から宝永六年三月にかけて計九季で島内のイノシシを全滅させるに至った（シカは狩猟の対象とされるも残された）。なお、この大規模な狩猟は史料上で「猪鹿逐（追詰）」や「猪逐（追）」と表現される。以下、本稿では「猪鹿逐話」と統一する。

2 渡瀬庄三郎「元禄宝永年間に於ける対馬獵猪の事蹟」（『動物学雑誌』二四卷二八号、一九二二年）、遠矢徹志「農政家陶山訥庵」（『史苑』一一、一九三八年）、柳田国男「対馬の猪」（『文芸春秋』一七一九、一九三九年）。

3 山田龍雄「解題」（『日本農書全集三二 老農類語・刈麦談』農山漁村文化協会、一九八〇年）、月川雅夫「猪たちの反乱―対馬における環境保全問題の源流―」（『対馬の自然と文化』二三、一九九五年）。

4 賀島由己「対馬聖人」（『新対馬島誌』新対馬島誌編集委員会、一九六四年）、森山恒雄「対馬藩」（長崎県史編集委員会編『長崎県史 藩政編』吉川弘文館、一九七三年）、佐久間正「陶山訥庵の思想」（同『徳川日本の思想形成と儒教』ベリかん社、二〇〇七年）。

5 前掲「元禄宝永年間に於ける対馬獵猪の事蹟」、前掲「対馬藩」等。

6 「猪鹿追詰覚書」（滝本誠一編『日本経済叢書』二三、日本経済叢書刊行会、一九二五年）。

7 「陶山先生事状」（前掲『日本経済叢書』二三）、「陶山先生事記」（前掲『日本経済叢書』二三）等。

8 長郷嘉寿「近世」（豊玉町誌編集委員会編『豊玉町誌』豊玉町役場、一九九二年）。また、江藤彰彦氏も「毎日記」を検討し、「資源制約」の視点から「猪鹿逐話」を位置づけた（江藤彰彦「対馬藩領における資源制約の出現と「農政」の成立」『一八世紀・対馬におけるフロンティアの縮小と地域としての適応戦略』二〇〇五年）。

9 長郷氏は「猪鹿逐話」をめぐって藩内で反対の声があがったという説に疑問を唱えたが、推論にとどまっている（前掲「近世」）。

10 この点については、月川雅夫氏が寛文改革を契機とする木庭（焼畑）の拡大とそれによるイノシシの棲息環境変化を指摘したが、推測にとどまっている（前掲「猪た

を損じ、キジが麦種を掘って食べることもある。シカを防いだうえでキジ・カラスを防ぐために猟師鉄砲を少しでも減らさないよう郡奉行は下知を行うのである。

「鉄砲格式僉議条目」では在村鉄砲を用いた海岸防備が想定されたが、それはあくまでも有事に限られ、日常的には狩猟や鳥獣害対策のために使用されることを前提としていた。「猪鹿逐話」の完了によって村は一時的に鉄砲を所持する必要性が低くなったものの、耕地が限られる対馬では生活を狩猟に依存する場面が多く、農業を維持するためにも日常的な鳥獣害対策が必要だった。つまり、日常的には生業を保障し、有事には海岸防備への活用を可能にしたことが、郷村への鉄砲配備と「鉄砲格式僉議条目」作成の意義だったといえる。

おわりに

本稿では、在村鉄砲と獣害という視点から諸国鉄砲改めと「猪鹿逐話」の連続性を検討した。その結果、従来「猪鹿逐話」の背景とされてきた獣害の深刻化は諸国鉄砲改めによる在村鉄砲の没収と獣害対策の制限によるものだったことが明らかとなった。⁸⁰特に、鉄砲を持たない地域では獣害が深刻化し、藩の責務による獣害対策が行われたが、「猪鹿逐話」はこの延長と理解できる。つまり、諸国鉄砲改めによって獣害対策は藩の責務で行うものという認識が生まれ、それを全島規模で大掛かりに実行したのが「猪鹿逐話」だったのである。「猪鹿逐話」完了後は郷村に鉄砲を配備し、再生産基盤を維持することで藩としての責務を担い続け

ることとなった。一方、村の獣害対策では在郷給人と足軽が大きな役割を担った。村に居住する武士が鳥獣害対策を担う事例については他藩の事例もあわせて今後検討する必要がある。

次に、「猪鹿逐話」は生類憐み政策の規制緩和の範疇で行われたことを明らかにした。諸国鉄砲改めは在村鉄砲の用途を固定化させ、「生類あはれみの志」を持ち出すことで獣害対策に殺生を伴わないことを強制させた。ところが、獣害が深刻化したことで緩和を余儀なくされ、「遠国」ではほとんど領主の裁量と言い表せるような状況となった。対馬藩ではこれを根拠に最低限の交渉・手続きをこなしつつ「猪鹿逐話」を遂行し、結果的に生類憐み政策とは真逆ともいえるイノシシの全滅を成し遂げるに至ったのである。なお、対馬藩が「猪鹿逐話」の実行にあたって隣国の風聞を懸念していた点にこそ諸藩による生類憐み政策の受け止め方の特徴を見出すことができると考えるが、⁸¹この点については諸国鉄砲改めに限らず、生類に関わる様々な施策を対象に今後も検討していく必要がある。

最後に課題を二点挙げておきたい。まずは、環境史の視点から「猪鹿逐話」を分析することである。イノシシという一つの生物種を全滅させたために、「猪鹿逐話」を境に対馬の自然環境は一変した。例えば、陶山庄右衛門の「口上覚書」には、イノシシがいなくなったことでキジとマムシが増加したという領民の証言が取り上げられており、⁸²生態系の変質を窺うことができる。また、「猪鹿逐話」後に木庭作が拡大して土砂の流出が発生したことも指摘されている。⁸³このような「猪鹿逐話」によっ

使用の許可、獵師鉄砲の相続と増加・減少にかかる幕府鉄砲改役への伺い不要、村々や町でのむやみな発砲の禁止、毎年の証文提出⁷²であった。獵師鉄砲の増加は領主の裁量次第とされたため、これを根拠に対馬藩は同年一二月に獵師の二〇一人増員を決定し、さらなる増員が計画された。しかし、宝永六年三月に「猪鹿逐話」が完了し、イノシシが全滅してシカも減少したため、獣害対策のみでは獵師を増員し、それを維持させる積極的な意義を説明できなくなった。そこで、この時期から主張されはじめるのが海岸防備の論理である。

陶山庄右衛門は宝永七年六月に郡奉行所役人に宛てて地方支配に関する自身の意見をまとめた口上書を提出した。そのなかで、「猪鹿逐話」と在村鉄砲について次のように述べている。

【史料六】⁷⁴

(前略) 以前之通り猪・鹿多く候而ハ獵師共御郡役所之下知を請ケ不申候而も鉄砲を致修覆、鉄砲を打覚へ候所、猪除キ鹿減り候而ハ鉄砲之修覆、役所方之差引ニ成り、其上鉄砲を打候儀以前ニ劣り、獵師鉄砲防禦之備へニ成りかね可申候故、此段猪逐話之害ニ而候とも可被申事ニ御座候、(後略)

「猪鹿逐話」以前のようにイノシシとシカが多く棲息していれば獵師は自主的に鉄砲を修復して射撃技術を維持したが、イノシシの全滅とシカの減少によって鉄砲の修復は郡役所の指図に任せ、射撃技術は以前と比べて劣るようになるため、獵師鉄砲を「防禦之備へ」にすることはできない。陶山はこの状況を「猪逐話之害」と言うべき問題だと指摘した。

「猪鹿逐話」後に獵師鉄砲を増加・維持するために、本来の用途とは異なる「防禦之備へ」に新たな意義を見出したのである。⁷⁵そして、陶山を中心に鉄砲の製造・修理・管理体制・射撃訓練(「町打」・「星打」・海岸防備・軍事編成といった在村鉄砲に関する諸事項が「鉄砲格式僉議条目」⁷⁶にまとめられた。ここで示された計画(表3)をもとに郷村への鉄砲配備が進められた。また、同史料は対馬藩における在村鉄砲の管理および取扱にかかる基本規定となり、なかでも海岸防備に関する事項は寛政期(二七八九〜一八〇一)の異国船来航に対する危機意識の高まりによって再度注目され、幕末の異国船来泊事件の対応へとつながるのである。⁷⁸

一方、「鉄砲格式僉議条目」は在村鉄砲を海岸防備に利用することのみを目的に作成されたわけではない。同史料の前書には郷村への鉄砲配備をめぐって郡方支配家老と郡奉行との間で交わされた書状が写されており、郡奉行は在村鉄砲の必要性を次のように説明している。

【史料七】⁷⁹

(前略) 猪荒止み鹿も少く成り候ても、鉄砲数減じ候ては鹿又段々と相増候て、麦之生立ちを喰ひ候害甚く成り、殊に当国は畠麦を蒔付け候時藻を敷き候故、鴨多く集り候て藻を引出し麦種生じかね、又雉之麦種を掘り喰候害も有之、鹿を防ぎ候上に雉・鴨之防ぎをも仕候に付、獵師鉄砲少しも減不申様に郡奉行下知仕儀に御座候、(後略)

「猪荒止み鹿も少く」なったとしても、鉄砲の数が減ればシカは徐々に増えて麦の被害が甚大になる。その上、対馬は畠に麦を蒔き付けた際に海藻を肥料とするためにカラスが多く集まって海藻を引き出して麦種

弾使用に限っては詳細を報告させたのである。

こうして、元禄一五年六月二十九日には郡奉行が打ち留められたイノシシとシカの詳細を帳面にまとめ郡方支配家老へ提出し、八月一八日には江戸で月番老中と鉄砲改役へ「数寄証文」として提出した。⁶²この帳面には、場所(村)毎にイノシシとシカの頭数、打ち留めた人物、埋却を見届けた目付役の名が記されている。⁶³郡奉行からは帳面の提出時に「去年十月方当三月迄」(元禄一五年一〇月〜翌三月)の内容と説明されたが、⁶⁴実際の内容は豊崎・佐護・伊奈の三郷分であるため、「猪鹿逐話」を始めた元禄一三年一月から元禄一六年までの状況を反映したものである。この期間に打ち留められたのはイノシシ一三八八頭・シカ六〇二頭と報告されているが、このなかに猟師が生業を名目に打ち留めた分は含まれていない。⁶⁶また、報告された人物は鉄砲改めによって把握された猟師に限られ、在郷給人と足軽は含まれていない。

「数寄証文」を確認した仙石久尚(幕府鉄砲改役)は、「猪鹿打留大分之儀二候」としながらも手続き上は問題ないことから証文の提出を承認した。⁶⁷さらに、証文の提出は初めて実弾使用を願ひ出た場合に限られたため、その後は打ち留めた詳細を報告していない。つまり、事後報告の目的は打ち留められた獣の頭数の把握ではなく、鉄砲改帳に登録された用途どおりに鉄砲が使用されているかをチェックすることであった。幕府にとっては元禄二年令の枠内で手続きさえ行われていればよく、獣が何頭打ち留められようとも不問とされた。そのため、対馬島内では「猪鹿逐話」がそのまま継続され、結果としてイノシシがすべて狩り尽くさ

れたのである。

2 郷村への鉄砲配備とその意義

ここまでは獣害対策の視点から対馬藩の在村鉄砲を検討してきたが、「猪鹿逐話」が完了すると在村鉄砲には海岸防備を目的とした「武器」としての役割が付与される。最後に、「猪鹿逐話」と同時期に進められた郷村への鉄砲配備の実態を検討することで、在村鉄砲の役割が変質していく過程を明らかにしたい。

国元で郡奉行が「猪鹿逐話」を願ひ出たのとはほぼ同時期、江戸では大浦忠左衛門(郡方支配家老)が郷村での獣害対策を目的に猟師を増員したいと考え、幕府鉄砲改役に内談を持ちかけた。⁶⁸しかしその後、実弾使用願ひが優先されたため、新規猟師取り立て願ひは後回しとなった。一方、対馬島内では在郷給人・足軽に限って鉄砲の新規製造と修理に着手している。宝永二年には鍛冶の小田孫三郎を堺に派遣して技術を学ばせるとともに対馬府中に鉄砲細工所を設置し、⁶⁹同年六月には鉄砲製造を開始した。⁷⁰対馬藩は鉄砲の再生産を島内で完結させることで、在村鉄砲の維持を図ったのである。なお、新規製造の対象が在郷給人と足軽に限定されたのは、猟師の増員(＝改帳の内容変更)に際して幕府への伺いを必要としたためであった。

宝永六年正月に徳川綱吉が死去すると、諸国鉄砲改めの方針が見直されることになった。同年四月には幕府から新たな方針が示され、六月には国元の郡奉行に伝達された。⁷¹その方針は、獣害対策を目的とした実弾

体的には、「猪鹿逐話」の内容をイノシシが村里に出てこないように柵（「牆」）を設置し、そこにイノシシを「追込」むとし、イノシシが人間に対して害をなす場合に限って鉄砲で打ち留めると説明した。⁵⁷ 獣害発生時に獣を追うという行為（追いちらし）と獣が危害を加える場合に限って実弾を使用するという説明は元禄二年令に則っており、あくまでも諸国鉄砲改めの方針には抵触しないことを強調した。これに対して、丹羽は「百姓困窮仕候段至而大切成事」であるため、甲斐庄（幕府鉄砲改役）に伝えるには及ばないと返答した。

さらに、対馬藩は翌年に改めて獣害対策のための実弾使用を幕府鉄砲改役に相談した。⁵⁸ 元禄一四年七月二八日には阿部正武（月番老中）に実弾の使用願いを提出したことに對して、阿部家人から獣害が止み次第に鉄砲改役へ届け出て、初めての場合は打ち留めた獣の数を記した「数寄証文」を提出するよう指示があった。⁵⁹ 併せて、「遠国」の場合は願出不要であり、事後報告で構わないことが伝えられた。このように、幕府側は「遠国」での実弾使用になるべく干渉しない姿勢をみせたが、一方で対馬藩は事後報告で構わないという「遠国」の緩和規定を把握しながらも、イノシシ殲滅の風聞が広がる前にあえて幕府への報告を最小限度で行ったといえる。

江戸では上記の対幕交渉を展開した一方で、国元では「猪鹿逐話」初年の元禄一三年から実弾による狩猟が行われた。そして、翌年の九月二八日には郡奉行に対して幕府からの実弾の使用許可が伝えられるとともに、「従 公儀被 仰出趣」に則った壁書を渡された。

【史料五】⁶⁰

覚

一、荒猪・鹿打留之儀当九月より来四月迄打留、尤打候者ニ誓旨申付、目付役被相定、何郷何村ニ而何某何疋打留、其所ニ念入埋置候と之儀、其村々江書付置、当九月より来四月迄之分重而可被差出候事、

一、獵師渡世ニ打候分ハ御構無之候、乍然荒猪・鹿打留候節者獵師たりといふとも誓旨申付、目付相附、打留候猪・鹿其村々ニ念を入埋置、是又員数書付、右同前ニ可致差出候事、

右之通堅相守候様ニ可被申付候、以上、

巳

九月廿八日

大浦忠左衛門

平田類右衛門殿

陶山庄右衛門殿

一条目は、玉込鉄砲で「荒猪・鹿打留」（獣害対策を目的とした実弾使用）を行う際の規定である。「荒猪・鹿打留」は起請文をとって九月から翌四月までの期間で行わせ、その状況（場所・打ち留めた人物・頭数）と死骸の埋却を目付役に確認のうえ報告させた。二条目では、獵師は生業のために行う実弾の使用は例外だが、「荒猪・鹿打留」を目的とする場合は一条目と同様の対応をとるように定めた。諸国鉄砲改めによって、獣害対策には威鉄砲を用いることになったため、獵師の生業以外の場面で実弾を用いることは例外だった。そのため、獣害対策を目的とした実

まず、猟師のいない村に注目したい。元禄二年時点では、鉄砲改めによつて猟師がいなくなった村は一一六村であり(表3)、これに元々猟師のいない村を合わせると一一六村のうち二九村には猟師が存在しなかった(表1)。元禄一六年になると、一一一村のうち二三村は猟師が存在せず、そのうち在郷給人も足軽もいない村は二三村であった。数値だけを見ると、猟師の数が増えたように見えるが、これは廃村等で全体の村数が減つたため、猟師の新規取り立ては行われていない。これらの鉄砲所持者がいない村は府中が位置する与良郷に集中している。⁵¹

次に、表2と表3を合わせてみると、他村から猟師を派遣された犬吠村と久田村はいずれも鉄砲改めによつて在村鉄砲が没収されたことが分かる。さらに、両村とも在郷給人と足軽が存在しない村であった。つまり、両村とも鉄砲による獣害対策を自前で行うことができなかったために、他村からの派遣によつて初めて獣害対策を行うことができた。また、基本的には近隣の村から猟師を派遣することで対応したが、府中周辺の山では近隣の村々(南室村・小浦村・根緒村・久田村・尾浦村)に一人も鉄砲所持者がおらず、同郷でも少し距離の離れた雞知村・洲藻村・内山村、さらには他郷から猟師を呼び寄せることもあった。このような理由から、府中周辺の村や山では自前での獣害対策が難しく、郡奉行が直接対応したのである。

ここまでみてきたように、対馬藩では在郷給人・足軽の鉄砲を温存することで、村の獣害対策を担保した。しかし、島内各地では獣害が深刻化し、村の成り立ちを維持するためにも鉄砲を所持しない地域では郡奉

行の責務による獣害対策が行われるようになった。このような状況を背景に「猪鹿逐話」が計画されるのである。

三、「猪鹿逐話」と郷村への鉄砲配備

1 「猪鹿逐話」における鉄砲使用

本章では鉄砲使用の観点から「猪鹿逐話」を分析するとともに、その後島内で実施された郷村への鉄砲配備について、その連続性を明らかにしたい。まずは「猪鹿逐話」における鉄砲使用を対幕交渉の視点からみていくことにする。

元禄一三年一〇月六日、郡奉行の陶山庄右衛門と平田類右衛門は百姓からの求めであるとして「猪鹿逐話」の実施を願ひ出た。⁵³この件は家老間で検討され、「猪鹿逐話」の実施自体は問題ないが、イノシシを捕り尽くすとすれば「今時分自立」のため、風聞が広がる前にあらかじめ幕府に伝えておくべきという結論になった。⁵⁴一〇月九日には郡奉行に対して「猪鹿逐話」の許可が伝えられ、江戸屋敷への報告がなされた。⁵⁵そして、郡支配家老からは江戸からの返事を待たずに「猪鹿逐話」にとりかかるようにとの指示がなされており、一月には給人・百姓中に対して壁書を発行し、豊崎郷から順に「猪鹿逐話」を開始した。⁵⁶江戸からの返事を待たずに「猪鹿逐話」にとりかかったのは、元禄二年令によつて「遠国」では事後報告で構わないことが示されたためである。

一方、国元からの連絡を受け、江戸では「猪鹿逐話」の実施について、丹羽新左衛門(甲斐庄喜右衛門の用人)に「内々」の相談を行った。具

表3 対馬島内における鉄砲所持者数の推移と配備計画

(単位は人)

郷	村	元禄2年		元禄16年			鉄砲配備計画(宝永8年)				
		鉄砲改前	鉄砲改後	在郷給人	足軽	獵師	在郷給人	足軽	獵師	新獵師	
豊崎郷	豊村	15		2	-	15	3	2	15	10	
	泉村	2	1	2	-	1	2	-	1	13	
	西泊村	2		1	-	2	1	-	1	12	
	古里村	3		2	-	3	3	-	3	4	
	比田勝村	3		4	-	3	4	-	3	3	
	網代村	-		2	-	-	2	-	-	3	
	冨浦村	3		1	-	3	1	-	3	4	
	唐舟志村	5		4	-	5	4	-	5	6	
	津和原村*1	-		-	-	-					
	浜久須村	6	5	2	-	5	2	-	5	4	
	大增村	11		-	-	11	-	-	11	4	
	舟志村	22		6	-	22	6	1	22	12	
	五根緒村	7		6	-	7	6	-	7	-	
	鱒浦村	5		10	1	5	10	3	5	19	
	大浦村	6	4	7	1	4	9	1	4	3	
	河内村	1	-	4	-	-	5	-	-	9	
西津屋村	14		1	-	13	1	1	13	2		
(嶋ノ浦村)*2	1	-									
佐護郷	深山村	16		7	2	16	7	2	16	2	
	仁田内村	16		3	4	16	3	4	16	2	
	恵古村	22	19	3	3	19	3	3	19	11	
	井口村	10		5	1	10	5	1	10	3	
	友谷村	14		4	1	14	5	1	14	4	
	湊村	2	-	3	-	-	2	-	-	41	
	佐須奈村	46		2	3	46	2	3	46	16	
	久須村	7		4	1	7	4	1	7	-	
	伊奈村	21		1	2	21	1	2	21	2	
	志多留村	15	8	9	-	8	9	1	8	25	
伊奈郷	越高村	7		1	-	7	1	-	7	10	
	御園村	16		-	-	16	-	-	16	4	
	犬ヶ浦村	8	8	-	-	8	8	-	-	10	
	瀬田村	33	33	2	-	33	3	-	33	9	
	檜瀧村*3	19	15	6	-	15	6	-	15	19	
	飼所村	23	20	3	1	20	3	1	20	8	
	鹿見村	18		4	-	18	6	-	18	12	
	久原村	9		-	-	9	-	-	9	15	
	女連村	5		2	-	5	2	3	5	19	
	琴村	24	23	3	-	24	3	1	24	6	
	葦見村	9	8	-	-	8	-	-	8	7	
	一重村*4	8	7	-	-	7	-	1	7	10	
	小鹿村	18		1	-	18	1	-	18	5	
	中原村	9		1	-	9	1	-	9	4	
三根郷	三根村	43		5	2	43	5	2	43	12	
	吉田村	22		5	4	21	5	4	21	14	
	賀佐村	6		-	1	6	-	1	6	6	
	狩尾村	4	3	-	-	3	-	-	3	11	
	木坂村	5		-	-	5	-	-	5	7	
	青海村	6		-	2	6	-	2	6	7	
	津柳村	5		-	-	5	-	-	5	6	
	志多賀村	17	16	1	3	16	1	3	16	22	
	佐賀村	23		1	3	23	1	3	23	13	
	櫛村	4	2	-	-	2	-	-	2	8	
	仁位郷	仁位村	20		5	1	20	5	1	20	11
		田村	19		3	1	19	3	1	19	9
		銘村	1	-	-	1	-	1	-	-	4
小綱村		2		3	5	2	3	5	2	10	
大綱村		12		2	2	12	2	2	12	10	
志多浦村		5		-	-	5	1	-	5	4	
卯麦村		8		2	-	8	2	-	8	10	
佐保村		7		2	-	7	2	-	7	9	
貝口村		8	5	2	1	-	2	1	-	10	
唐洲村		4	-	3	2	-	3	3	-	14	
廻村		1	-	2	-	-	2	-	-	21	
佐志賀村		9		2	-	9	3	-	9	6	
嵯峨村		5		2	3	5	2	3	5	6	
貝鮎村		-		3	-	5	3	-	5	6	
糸瀬村		2		-	-	2	-	-	2	2	
曾村		6	3	6	6	6	3	6	6	4	
千尋藻村		5		1	-	5	1	-	5	11	
鏡川村		5		1	1	5	1	1	5	4	
与良郷		雞知村	5		16	3	5	17	3	5	20
		洲義村	9		5	1	9	6	1	9	16
		箕形村	-		-	-	-	-	-	-	9
		吹崎村	-		-	-	-	-	-	-	15
		賀志村	4		7	2	4	6	2	4	10
	尾崎村	3		9	1	3	9	1	3	15	
	屋浦村	-		-	-	-	-	-	-	9	
	嶋山村	1	-	1	-	-	1	-	-	10	
	大山村*5	4		3	-	4	3	-	4	10	
	犬吠村	1	-	-	-	-	-	-	-	5	
	小船越村	6		1	-	6	1	-	6	8	
	鴨居瀬村	7		1	-	7	1	-	7	17	
	蘆浦村*6	5		-	-	5	-	1	5	5	
	賀谷村	3		1	1	3	1	1	3	9	
	横浦村	8		1	-	8	1	1	8	4	
	濃部村	7		-	-	7	-	-	7	8	
	大船越村	5		1	-	5	1	-	5	19	
	久須保村	4		-	-	4	-	-	4	15	
	緒方村	4		-	-	4	-	-	4	16	
	竹鋪浦村	-		-	-	-	-	-	-	19	
	黒瀬村	-		-	-	-	-	-	-	14	
	根緒村	-		-	-	-	-	-	-	9	
	小浦村	-		-	-	-	-	-	-	8	
南室村	-		-	-	-	-	-	-	9		
久田村	1	-	-	-	-	-	-	-	19		
尾浦村	1	-	-	-	-	-	-	-	6		
安神村	2		-	-	2	-	-	2	11		
久和村	3		2	1	3	3	1	3	12		
内院村	6		4	-	6	4	2	6	9		
内山村	3		4	-	3	4	-	3	10		
佐須郷	檜根村	21		2	1	21	4	1	21	14	
	下原村*7	-		1	-	-	-	-	-	-	
	小茂田村	6		1	1	6	2	1	6	16	
	阿連村	8		2	-	8	2	1	8	20	
	今里村	11		2	-	11	2	-	11	13	
	椎根村	10		2	1	10	2	1	10	20	
	上槻村	2		1	-	2	1	-	2	8	
	久根村	11		6	1	11	6	1	11	24	
	瀬村	10		1	1	10	1	1	10	2	
	(銀山)	11	-								
豆殿郷	豆殿村	23		15	-	23	15	-	23	38	
	内院村	-		-	-	-	-	1	-	2	
	瀬村	-		1	-	-	1	-	-	5	

*1 宝永8年は唐舟志村に含む
 *2 元禄9年に廃村(『上対馬町誌』)
 *3 元禄2年は「下檜瀧村」
 *4 元禄2年は「一夜之浦村」、※元禄12～13年「一重村」に統一される(『上対馬町誌』)
 *5 元禄2年は「小山村」
 *6 元禄2年は「吉野浦村」
 *7 宝永8年は檜根村に含む

(出典) 元禄2年は「鉄砲改帳」(対歴宗家文書記録類Ⅲ-19-A-7)、元禄16年は「[対州郷村帳]」(川本家関係資料)、宝永8年は「鉄砲格式僉議条目」(対歴宗家文書記録類Ⅲ-19-A-12) 上対馬町誌編集委員会編『上対馬町誌』(上対馬役場、1985年)をもとに作成。

表2 「毎日記（郡奉行所）」にみえる獣害とその対応（元禄4年8月25日～元禄12年）

年	月日	場所	対応
元禄6年	2月6日	与良郷犬吠村	俵四郎左衛門、猪追出狩への狩人派遣を願出。嶋山村・大船越村・小船越村・久須保村・緒方浦村・大山村から派遣を命じる。
元禄8年	3月12日	与良郷久田村	久田山に猪・鹿が多く久田村には猟師がいないため、他村の猟師を雇って狩ることを願い出る。8月21日に許可。
元禄10年	12月21日	万松院上之山	猪荒のため、佐須郷から猟師を召し寄せて追う。
元禄11年	1月12日	上山	猪追のために鶏知村・須葉村の猟師が罷り登る。
	2月11日	上山	猪追狩を命じられたため、内山村猟師を召し寄せて追う。平田類右衛門を派遣。
	3月2日	下山	猪追狩のため、平田類右衛門を派遣。
	3月7日	上山	猪追のため、平田類右衛門を派遣。
	3月14日	上山	猪追のため、平田類右衛門を派遣。
	9月14日	与良郷賀志村周辺か	在郷給人と足軽による蕎麦畠の鹿追。 ※記事の主題は鉄砲事故
	9月18日	仁位郷千尋藻村周辺か	木庭の猪追。 ※記事の主題は千尋藻村での火事
	9月27日	佐須郷根根村・下原村周辺か	根根村・下原村から20人ほど猪鹿狩。 ※記事の主題は欠落者の目撃情報
	10月22日	上山	猪追のため、平田類右衛門を派遣。
	11月18日	上山	猪追狩のため、平田類右衛門を派遣。
	12月9日	(不明)	猪追のため、早田勘介・平田類右衛門を派遣。
	12月16日	久田山	猪追のため、平田類右衛門を派遣。
元禄12年	1月10日	上山	猪追のため、平田類右衛門を派遣。
	1月11日	久田山	猪追のため、平田類右衛門を派遣。
	1月21日	上山	猪追のため、平田類右衛門を派遣。
	1月22日	下山	猪追のため、平田類右衛門を派遣。
	1月晦日	上山	猪追のため、平田類右衛門を派遣。
	2月6日	上山	猪追のため、平田類右衛門を派遣。
	2月10日	下山	猪追のため、早田勘介を派遣。
	2月16日	下山	猪追のため、平田類右衛門を派遣。
			上山

(出典)「毎日記（郡奉行所）」(対歴宗家文書日記類 Ad-1-22～31) から作成。

在郷給人と足軽の鉄砲を没収したことにより、郷村では獣害が深刻化したため、在郷給人と足軽には鉄砲を返却して郷村の獣害対策を担わせることにした。これにより、地域社会において在郷給人と足軽が担う勸農の役割がより拡大したといえる。以上を念頭におき

ながら、次節ではその後の獣害への対応をみていきたい。

2 在村鉄砲の有無と獣害

【史料四】以降の獣害とその対応を「毎日記（郡奉行所）」から抽出したのが表2である。同表のなかで目立つのが、対馬府中周辺の山（久田山・「万松院上之山」・上山・下山）を対象とした郡奉行（平田類右衛門・早田勘介）主体の獣害対策である。府中周辺の山としての事例が初めて現れるのは元禄八年三月の久田山だが、この時は山に隣接する久田村が他村の猟師を雇うことを願い出て八月に許可が下りるといったあくまでも村主体の対応であった。しかし、その後は他村から猟師を「召寄」せており、元禄一一年からは猪追のために郡奉行を頻繁に派遣している⁵⁰。つまり、府中周辺の山では村を主体に獣害対策を行おうとしたものの猟師がいなかったため、郡奉行を主体に獣害対策をせざるを得なかった。さらに、同村には在郷給人と足軽もいないことから、村の獣害発生は在村鉄砲の有無に規定されていたことが推察される。この点を在村鉄砲の数からもう少し詳しく検討したい。

表3は元禄二年・同一六年における対馬島内全村の在村鉄砲の有無と鉄砲所持者の人数、さらに宝永八年の在村鉄砲配備計画を一覧にしたものである。なお、同表の単位は「人」で、村名は嶋ノ浦村と銀山を除いて元禄一六年時点のものである。また、元禄二年の数値は「鉄砲改帳」に示される鉄砲改め前後の猟師の人数で、在郷給人と足軽を含まない。

持していた鉄砲一挺が没収されたことから、村での獣害対策が困難となり、「百姓身上つふれ」のような状況になったと考えられる。さらに、追跡調査が行われたことによつて各地で獣害がより一層深刻化した。

【史料三】⁴⁶

於御屋敷田嶋十郎兵衛殿方被 仰付候者、去年田舎給人鉄砲被召上候処ニ、作所猪・鹿荒何レ茂難儀仕、其段江戸表江遂御案内候得者、則御公儀江被仰上候処ニ夫々ニ鉄砲御返し被成候間、玉不入ニおとし鉄砲ニ仕、曾而殺生不可仕候、他人ハ不及申兄弟ニ茂借シ不申様ニ被仰付候、依之御鉄砲掛手代壱人田舎江被差下、給人誓旨為被仕候間、郡掛所町手代方壱人差下候様ニ被 仰付候故、小田勝左衛門申付誓旨之趣左ニ記之、

起請文前書

私作所猪・鹿出作毛荒申候付差上置候鉄砲御断申上候ニ被返下候、此鉄砲玉込不申、畜類おとし可申候、おとしニ事寄殺生仕間敷候、此鉄砲他人者及申兄弟たりとも借中間敷候、自然給人之内相背者見聞仕候者、早速御案内可申上候、自分ニ相背候者如何様之癖事とも可被仰付候、以上、

追跡調査によつて在郷給人と足軽が所持する鉄砲が没収され、村々は「作所猪・鹿荒」に難儀するようになった。対馬藩はこの状況を幕府に伝えたところ、在郷給人から没収した鉄砲の返却を指示された。ただし、鉄砲の返却は獣害対策を名目としたため、実弾による殺生は

行わないこと、本人のみの使用であることが条件とされた。

幕府の回答を受けた対馬藩は役人を村々に派遣し、在郷給人と足軽に鉄砲を返却するとともに起請文を提出させた。起請文の書式【史料三】「起請文前書」以下には鉄砲の使用用途が獣害対策であること、実弾を使わず殺生はしないことが明記されている。つまり、在郷給人の鉄砲をそれまで対馬島内に存在しなかった獣害対策用の威鉄砲として返却し、村が自前で獣害に対応できるようにしたのである。

ところが、元禄二年令で威鉄砲の規制緩和がなされたように、空砲による獣害対策には限界があった。

【史料四】⁴⁸

於 御屋敷樋口孫左衛門殿・田嶋十郎兵衛殿被仰付候者、田舎作所猪・鹿荒し難儀仕由被聞召届候ニ付、弥猪・鹿荒し迷惑仕候者只今迄被差留置候給人・足軽之鉄砲被差許候間、猪・鹿・鳥類心次第ニ打候様ニ被仰付、依之給人・足軽ニ殺生不仕様ニと唐坊新五郎当夏誓旨被申付置候得共、右之通被仰出候故右之誓旨被差返候様ニ新五郎ニも被 仰渡候間、其通申付候様ニと被 仰付、

【史料四】は【史料三】から六ヶ月後の「毎日記（郡奉行所）」元禄四年八月二五日条である。在郷給人と足軽が「猪・鹿・鳥類心次第」に打ち留めることを許可し、三月に提出された起請文の返却を命じた。⁴⁹このような対応がとられたのは、空砲では獣害を防ぎきれなかったためである。

さらに、注目すべきは「侍・扶持人」による獣の殺生と在郷給人が所持する鉄砲の扱いについてである。前節で検討した江戸留守居の見解では武士の狩猟を認め、在郷給人の鉄砲は獵師鉄砲として登録する方針だったが、鉄砲改めでは在郷給人所持の鉄砲は対象とはならなかった。ところが、追跡調査では「侍・扶持人」も「畜類殺生」禁止の対象となり（三条目）、在郷給人と足輕の鉄砲はすべて没収する方針となった（四条目）。ただし、四条目の脇には朱書で「此ヶ条御除被成」とあるように、後にこの項目は削除された。これは在郷給人と足輕の鉄砲を没収したことによって村で獣害が深刻化したためである。次に、鉄砲改め後における対馬島内の動向を見ていくことで在村鉄砲と獣害の関係を検討したい。

二、在村鉄砲と獣害

1 諸国鉄砲改めと獣害の深刻化

諸国鉄砲改めによって鉄砲の所持者と使用用途が固定化されたことで、獣害が発生しても実弾による対策ができず、各地で獣害が深刻化した。そのため、幕府は緩和策を講じることになった。元禄二年六月に出された法令では、「生類あはれミの志」が重要であることを前提としたうえで、イノシシ・シカが田畠を荒らしたり、オオカミが人間・ウマ・イヌ等を襲ったりした際には入念に「追ちらし」、それでも止まない場合は日数を決めて起請文をとったうえで打ち留めさせ、その理由を帳面にして領主に提出するように定めた。³⁹ また、

その規定に則って獵師以外がイノシシ・シカを打ち留めた場合はその場に埋め、「商賈・食物」にすることはできないことも併せて触れられた。⁴⁰ 同法令は幕領のみならず大名領をも対象としたが、諸藩では法令の解釈をめぐる混乱が生じ、幕府の意図とは反して一切の殺生を停止する藩も存在した。⁴¹ また、諸藩からは問い合わせがなく、発砲の届け出も数件に限られたため、幕府は八月二十九日に改めて法令の詳細を説明した。⁴³ そこでは、獣害が発生した場合は獣を「追ちらし」、それでももしくは鉄砲で打ち留めるように指示された。そのうえで、「遠国」では幕府とのやりとりの間に獣害が深刻化しないように、領主の判断で日数を定めて発砲させ、幕府役人には事後報告でよいとした。このような緩和規定は諸国鉄砲改めによって各地で獣害が深刻化したことを示しており、対馬藩でも同時期から獣害が深刻化した。そして、上記の緩和規定（以下、元禄二年令とする）を根拠に「猪鹿逐詰」が実施されるのである。

前述のとおり、対馬島内の在村鉄砲はすべて獵師鉄砲に登録され、威鉄砲は存在しなかった。獵師鉄砲は名目上、狩猟用として村に預けられた鉄砲であったため、対馬島内には獣害対策用の鉄砲は存在しなかったこととなる。このような状況から、対馬藩では元禄二年令は直接的に効果がなく、獣害は深刻さを増していった。例えば、「鹿荒」によって「百姓身上つふれ」が発生した与良郷犬吠村を復興させるため、元禄三年二月二三日には俵四郎左衛門が同地を知行地として拝領することを願い出た。⁴⁴ 犬吠村では鉄砲改めによって唯一所

【史料二】³⁸

覚

一、鉄炮改之義、其方共ニ申付候間、精ニ入可相勤事、

一、從 公義被 仰出候生類あわれミの儀、忘却不仕様、毎度

委可申聞事、

一、畜類殺生之儀、獵師之外者差留候間、百姓者不及申、侍・

扶持人・下々ニ至迄堅相守候様可申付候、及無由段所々吟

味可仕事、

(朱書)「此ヶ条御除被成、」

一、田舎給人鉄炮之儀、獵師鉄炮ニ紛可申候間、奉役・村下知・

給人・足輕共ニ所持之鉄炮急度取上之、其方共方へ請取置

可申事、

一、獵師共鉄炮、他人は不及申、縦親子・兄弟たりとも鉄炮持

主之外余人へ借候儀、曾而以不仕候様堅可申付候、若相背

候ハ、何様之曲事ニも可申付之旨、鉄炮持主并其村之役

目之者ニも手形為仕可請取置事、

一、自今已後、無断鉄炮所持仕間敷旨堅可申付候、其趣其村々

役目人方方手形請取可申事、

一、当国并基肆・養父百姓鉄炮改之次第、委細帳面之通弥念入、

鉄炮之員数・玉目迄慥改之可申事、

一、所々役目之者方方手形請取之節、念入慥ニ書載可為致事、

右堅可申付候、若相背族も在之者、其方共迄可為越度者也、

元禄貳年己巳年九月晦日 御朱印

鳴雄八右衛門

唐坊新五郎

(朱書)「右之御書付、御隠居様御朱印ニ而御渡被置候付、同七

年甲戌二月朔日之日付ニ而御改 殿様御朱印御渡被遊、」

【史料二】は藩主の宗義真よしまねが鉄砲改役(嶋雄・唐坊)に発行した職

務規定で、発給日は鉄砲改帳の日付と同日であることから、追跡調

査の規定と分かる。【史料二】は宗義真(「御隠居様」)の朱印で発給

され、その後、義真の跡を継いだ宗義倫(「殿様」)が元禄七年六月

二七日に同史料を再発給した。【史料二】から追跡調査の方針を確認

したい。

対馬藩領(対馬島内・田代領)における追跡調査は引き続き嶋雄・

唐坊を中心に実施された(一条目)。在村鉄砲が提出された改帳どお

りの持主・員数・玉目になっているか確認し(七条目)、本人に限っ

ての使用が認められ(五条目)、無断で鉄砲を所持できなくなった(六

条目)。二条目で「生類あわれミ」の文言があるのは諸国鉄砲改めが

生類憐み政策の一環と認識されていたためで、「畜類殺生」は獵師鉄

砲を所持する者(「獵師」)に限定された(三条目)。なお、【史料一】

の⑦では隔年で鉄砲の調査を実施し、帳面の提出が指示されたが、

元禄二年以降提出した形跡はない。相続等の理由で改帳と実態との

齟齬が生じた場合は幕府へ伺いをたて、国元の帳面には付紙で変更

内容が記載された。

表1 対馬藩領における鉄砲改め（元禄2年）

項目（単位）	肥前国		対馬国							
	基肄郡	養父郡	豊崎郷	佐護郷	伊奈郷	三根郷	仁位郷	与良郷	佐須郷	豆酸郷
村数（村）	21	10	19	8	16	10	18	30	12	3
威鉄砲（挺）	14	4	—	—	—	—	—	—	—	—
獵師鉄砲（挺）	16	4	99	131	228	133	112	88	79	23
没収数（挺）	10	2	6	5	17	4	9	4	12	—
鉄砲不所持村（村）	14	7	5	1	—	—	5	12	4	2

※佐須郷は「銀山」も1村にカウントした。
 （出典）「鉄砲改帳」（対歴宗家文書記録類Ⅲ-19-A-7）から作成。

2 対馬藩における鉄砲改め

貞享四年一〇月二〇日、国元では「従 公儀 被 仰出候鉄砲御改」のために嶋雄八左衛門・唐坊新五郎を鉄砲改役に、永留五左衛門・木寺達右衛門・竹田甚五右衛門・永留甚八を手代に任命し、方針は後日伝えるとした。²⁹その後、対馬島内と田代領でそれぞれ鉄砲調査と基準を満たさない鉄砲の没収が行われ、その結果をもとに元禄二年九月晦日付で鉄砲改帳が作成された。

対歴宗家文書には、A対馬島内分の改帳三点、³⁰B田代領分の改帳一点、³¹C幕府へ提出した改帳の国元控（対馬島内・田代領）二点³²が残存する。対馬島内における鉄砲改めの結果をもとにAが、田代代官所からの報告をもとにBが作成され、³³最終的にはAとBを取りまとめて、Cと幕府提出分になったと考えられる。

これら改帳は基本的に、登録された鉄砲の情報（所持者・数量・玉目）、³⁴没収された鉄砲の情報（所持者・数量・玉目）、鉄砲を所持しない村の数、からなる。A〜Cのうち幕府へ報告した内容に最も近いと考えられる国元の控えの

原本³⁵から、対馬藩領における鉄砲改めの結果を一覧にしたのが表1である。

まず、鉄砲の種類をみると、威鉄砲は田代領のみにみられ、対馬島内の鉄砲はすべて獵師鉄砲として登録された。田代領では一村あたりの獵師鉄砲が約〇・六挺であるのに対して、対馬島内では一村あたりの獵師鉄砲は約七・七挺であることから、対馬島内には膨大な量の獵師鉄砲が残されたことが分かる。³⁶対馬島内の鉄砲がすべて獵師鉄砲に登録されたのは前節の照会どおりに鉄砲改めを実行したことを表しており、生業全体における狩猟の割合が小さい者からは鉄砲を没収した。その結果、獵師鉄砲を一挺も持たない村も現れた。田代領は全三一村のうち二一村、対馬島内は全一一六村のうち二九村が鉄砲を持たない村であったことから対馬島内にいかに多くの鉄砲が残されたかを知り得る。

次に、対馬島内の獵師鉄砲の数に大きな地域差がみられる。特に、佐護郷・伊奈郷・三根郷は獵師鉄砲の数が極めて多く、鉄砲を持たない村もほとんどない。これらは集落（村）同士が山によって隔てられる山深い地域であり、狩猟を中心に生活をする人々が多かったためであろう。また、獵師鉄砲を一つも持たない村は与良郷に多いことが分かる。

以上の鉄砲改めによって在村鉄砲の所持者と使用用途が改帳に登録された。さらに、改帳の内容を固定化するためにも鉄砲所持者の追跡調査がその後も継続して行われた。³⁷

鉄砲の製造は家職であるため、これまでのとおり細工を続けても構わないとしている(④)。⑤と⑥は百姓あるいは猟師の鉄砲についてである。以前から猟師として登録されている場合は猟師鉄砲の数を報告することとし(⑤)、わずかな土地を抱えて狩猟を「渡世営之たそく」にしている百姓の鉄砲は猟師鉄砲とした(⑥)。さらに、⑪では「侍并足軽・小人・中間ニ至迄扶持人」は鉄砲改の対象外とした。

そのほか、鉄砲改は隔年で実施し、その結果を帳面で提出すること(⑦)、鉄砲を所持しない村は鉄砲改帳に石高を記す必要はないこと(⑧)、領内に朱印地がある場合は「守護方」が鉄砲改めを行うこと(⑨)、鉄砲改めは念を入れて吟味し、遅れても構わないので帳面を提出すること(⑩)、請証文は阿部正武に提出すること(⑬)、といった基本方針が述べられている。

これを受けた対馬藩は加藤への照会や留守居組合での相談をすることで、諸国鉄砲改めを自領に適用させる準備を進めた。まず、対馬において最も問題とされたのは⑥の対応である。山が多く平地が少ない対馬にはイノシシやシカが多いことからほとんどの百姓が鉄砲を所持し、狩猟を生業の一部とすることで生活を維持していた。そのため、対馬藩は百姓が所持する鉄砲をすべて猟師鉄砲として登録したいと考え、加藤に確認をしたところ、生業全体における狩猟の割合の大きい者を猟師鉄砲に登録するようにとの回答があった。つまり、獣害対策用は威鉄砲、狩猟用は猟師鉄砲というように、用途をもとに鉄砲の種類を明確に区別したのである。これによって、

獣害対策(空砲)と狩猟(実弾使用)が区別され、鉄砲の用途は大きく「武器」・「農具」・「猟具」に分けられることになった。²⁸しかし、空砲のみでは獣害に対して効果がなく、各地では獣害が深刻化したことから、後に獣害対策を目的とした実弾使用禁止については全国的に緩和されることとなる。

次に、⑦と⑧に関連して、対馬は田島が少なく石高表示できないため、鉄砲改帳に記載する村毎の石高をどうすればよいかという点を加藤に照会した。これに対して加藤は、鉄砲改帳の提出時に改めて確認するとうえで、飛地の田代領では郷村帳どりに石高を記載するようにと指示した。

最後に、⑪の規定について、対馬藩は「侍并足軽・小人・中間ニ至迄扶持人」による狩猟は問題ないかを加藤に確認しようとした。しかし、田嶋十郎兵衛(江戸留守居)は留守居組合での相談をふまえて、最終的には加藤に照会する必要はないと判断した。そして、家老には在郷給人の狩猟が止まれば「迷惑」であるため、在郷給人が所持する鉄砲も猟師鉄砲に加えてはどうかと提案した。在郷給人は村にとって貴重な鉄砲所持者であるため、藩は在郷給人の鉄砲を猟師鉄砲に登録して、維持しようとしたのである。

以上のように、対馬藩は諸国鉄砲改めの解釈をめぐって幕府鉄砲改役と留守居組合に交渉・相談しながら、自領における方針を定めていった。次に、対馬藩が行った鉄砲改めの実態をみていきたい。

伝えられた。

【史料二】²⁶

- 一、鉄炮打ニ而為稽古町を打、或者小目当を打、弟子を取指南仕候浪人、何某所持之鉄炮何挺と帳面ニ記之、御書付之通ニ奥書被成、隔年ニ可被差出候、右之浪人他国江罷越候節者浪人何某何国江鉄炮持参仕候と之儀、御在国之節者御状を以兵助方江可被仰越候、右御断之御状之御報相達候を御待被成ニ不及、右之仁鉄炮持参候様ニ可被成事(①)、
- 一、他国方入来ル浪人、縦年久敷其所ニ住居候共取上ケ可被置候、右之仁他国江罷越候者、其趣兵助方江以御状可被仰聞候、御報相達候を御待不被成、右之鉄炮御渡可被成候、是又御在国之節之儀候事(②)、
- 一、町人商売為用持居鉄炮、当年者何百挺何某所持仕候と帳面ニ御書付可被差置候、其節持主方方差出候手形之認様并帳面ニ奥書之被成様等御差図可申候、商売鉄炮之事ニ候者、年々過不足可有之候、此届茂隔年ニ可被成事(③)、
- 一、鉄炮をはり商売仕候儀、家職之事ニ候間、以前之通細工可仕候、少茂御構無之事(④)、
- 一、古来方獵師罷在所者獵師鉄炮何挺と帳面ニ案文之通御書載可被差出事(⑤)、
- 一、百姓纔之地面を抱居年貢相納候者、余力ニ殺生致し渡世當之たそくニ仕候者ハ、獵師鉄炮ニ可被相極事(⑥)、

- 一、惣而鉄炮改之儀隔年ニ被成帳面可被差出事(⑦)、
 - 一、鉄炮無之村者物成之高書付ニ不及事(⑧)、
 - 一、御領内ニ御朱印之寺社領有之者、守護方方鉄炮改被成、帳面可被差出候、縦御領たりとも其所之守護ニ手前之所ハ守護方方可被相改候、尤御領ハ御代官之衆江被申談、宜可被相計事(⑨)、
 - 一、鉄炮改之儀 上方御急キ不被成候間、随分被入御念御吟味之上帳面可被差出候、及延引候段者不苦候事(⑩)、
 - 一、侍并足輕・小人・中間ニ至迄扶持人所持之鉄炮者改ニ不及候事(⑪)、
 - 一、町人所持之鉄炮可被取上事(⑫)、
 - 但、商売鉄炮者各別之事、
 - 一、今度御渡被成候御書付御請之儀、阿部豊後守殿江御宛、御在国之御面々者御飛札、御在府之衆者御使者を以御勤可被成候、兵助方江之御届御無用ニ候事(⑬)、
- 鉄砲所持の認可については、身分毎にその基準が定められた。①と②は浪人所持の鉄砲についてである。家綱政権期に關東で実施された鉄砲改めは浪人の武装解除を目的に行われ、諸国鉄砲改めでもその方針は引き継がれた。²⁷ここでは、鉄砲稽古の実施または弟子を持つ浪人に限って鉄砲の所持を認め、浪人所持の鉄砲を把握することを意図した。③と⑬は町人の鉄砲についてである。町人所持の鉄砲については商売用のみを認め、それ以外は没収するとした。また、

れぞれの所領統治の必要に応じて対処したためとした。¹⁷これを前提に諸藩の事例が報告されているが、諸国鉄砲改めが藩政に及ぼした影響を検討したものはみられない。¹⁸なお、対馬藩の在村鉄砲についても塚本氏の言及がある。¹⁹ここでは、対馬藩が諸国鉄砲改めに対して猟師数の届出によって対応したこと、「猪鹿逐詰」を実施するとともに藩で鉄砲を製造して郷村に配備する方針を推進したことを指摘した。さらに、郷村への鉄砲配備については国境地域における「民兵構想」とし、その方針にいたった要因を対馬藩の地理上の位置とその民政担当者（＝陶山庄右衛門）の治世策に求めた。鉄砲配備は国境における軍事編成の視点からも言及されてきたが、²⁰これも諸国鉄砲改めからの一連の流れに位置づける必要がある。

そこで、本稿では諸国鉄砲改めから「猪鹿逐詰」、さらには郷村への鉄砲配備を一連の流れとみることで上記の①を検討する。また、諸国鉄砲改めは生類憐み政策の一環だったことから、諸国鉄砲改めと「猪鹿逐詰」の接続を図る過程で②の課題も解決できると考えられる。分析対象としては、対馬宗家文書のうち対馬と江戸で作成・保管された史料を主に用いる。²¹国元と江戸の動向を並行して分析することで、元禄～宝永期における対馬藩の在村鉄砲と「猪鹿逐詰」の実態を明らかにしたい。

一、諸国鉄砲改めと対馬藩

1 諸国鉄砲改めの展開

本章では諸国鉄砲改めを対馬藩がどのように受容したのかを検討する。まず、対馬宗家文書の視点から諸国鉄砲改めの展開を整理したい。綱吉政権による諸国鉄砲改めは、それまで関東で実施していた鉄砲改めを全国に拡大させた施策である。全国拡大に先立って貞享四年（一六八七）には関東で鉄砲改めが実施されたが、関東の村々で認められた鉄砲は次の三種類であった。²²

(1)用心鉄砲：「物騒」な地域に限って預けられた鉄砲。

(2)威鉄砲：^{ちぞし}獣害対策のために預けられた鉄砲で、鳥獣を音で威嚇することしかできず、実弾の使用は認められなかった。これには月を限定して使用を許可されるもの（「月切鉄砲」）と一年を通して使用できるものがあった（「断鉄砲」）。

(3)猟師鉄砲：狩猟で生活する者のみに認められた鉄砲で、実弾の使用が許可された（「断鉄砲」）。

貞享四年一二月朔日、対馬藩は河野権右衛門（幕府大目付）から鉄砲改めの書式を渡された。²³同書式は(1)～(3)の分類に則ったものであることから、幕府は関東の基準をもとに全国で鉄砲改めを行おうとしたことが分かる。さらに、同六日には阿部正武（月番老中）の屋敷にて鉄砲改めを「向後諸国一同ニ」行うにあたっての証文等は河野権右衛門と加藤兵介（幕府鉄砲改役）に伺うように指示があった。²⁴これを受けた対馬藩は加藤に鉄砲の認可基準を伺い、翌五年正月二日には加藤屋敷にて貞享四年一二月の書式一通と浪人鉄砲に関する書式二通を渡され、²⁵次の認可基準で鉄砲改めを実施するよう

【研究論文】

元禄〜宝永期における対馬藩の在村鉄砲と「猪鹿逐詰」

丸山 大輝

はじめに

対馬藩は元禄一三年（一七〇〇）から宝永六年（一七〇九）にかけて実施した大規模な狩猟によって、対馬島内に棲息していたイノシシを全滅させた。この「猪鹿逐詰」¹についてはイノシシの全滅という結果の異質性も相まって戦前には既に他分野にわたる研究がみられ、戦後も主に農業史³を中心に膨大な研究が蓄積されてきた。⁴これらの研究は多角的な視点から「猪鹿逐詰」を位置づけてきたといえるが、「猪鹿逐詰」の実態そのものを検証した研究は少なく、いずれも次のようなエピソードを前提としてきた。⁵

元禄期の対馬ではイノシシとシカによる農業被害が増加し、島内の村々は困窮した。これを憂いた郡奉行の陶山庄右衛門（訥庵）はイノシシの殲滅を藩に建議したが、五代將軍徳川綱吉の時代であったために藩内からは反対の声があがった。陶山は決死の覚悟でこれを断行することに決め、幕府には「猪鹿の追詰め」であるという名目で許可を得ることに成功した。こうして、対馬藩は九年間の歳月をかけた「猪鹿逐詰」を実施し、島内のイノシシを全滅させることに成功した。

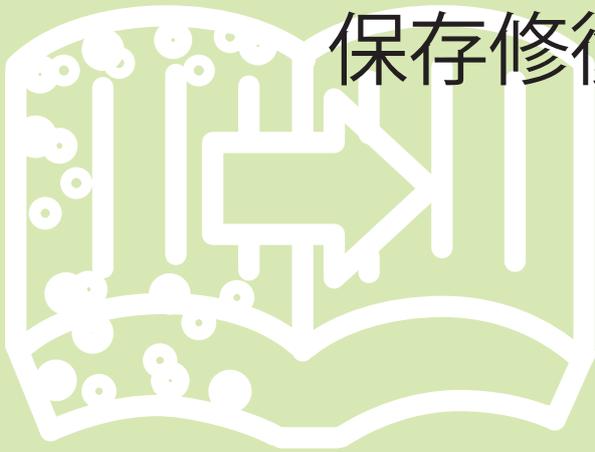
このような「猪鹿逐詰」のエピソードは陶山が作成した計画書のほか、後世に編纂された伝記⁷を典拠としている。また、対馬宗家文庫史料の整理が進むとともに「毎日記」を用いた実証的な検討がみられるようになったものの、未だ十分とはいえない。⁹

本稿では「猪鹿逐詰」の見直しを図るために、①「猪鹿逐詰」の背景とされる獣害が深刻化した要因¹⁰、②生類憐み政策との関係¹¹、の二点を課題に設定して一次史料を用いた検証を行う。これらの課題を検討するうえで重要となるのが在村鉄砲¹²の問題である。江戸時代の村には多くの鉄砲が存在し、それらは獣害対策に用いられていた。¹³そのような在村鉄砲の在り方に大きな変革をもたらしたのが、綱吉政権期に実施された諸国鉄砲改め¹⁴である。鉄砲改めとは、鉄砲を調査して登録もしくは没収することで、¹⁵綱吉政権はそれまで関東で行われた鉄砲改めを全国に拡大させた。この諸国鉄砲改めによって、全国各地で不要な鉄砲が没収されるとともに獣害対策としての実弾使用も制限された。さらに、生類憐み政策による殺生厳禁の風潮も相まって、関東の山村では深刻な獣害が生じたことが明らかにされている。¹⁶つまり、全国を対象とした諸国鉄砲改めを契機に全国規模で獣害が深刻化し、その延長で対馬藩では「猪鹿逐詰」が実施されたと思定できるのである。

一方、諸藩が諸国鉄砲改めにどう対応したのかについては塚本学氏によって大きな見通しがなされている。塚本氏は領主によって諸国鉄砲改めへの対応が異なることを明らかにし、これを各領主がそ

II

保存修復



「維持管理行為」と「本格修理」の2本柱で、 重要文化財「対馬宗家関係資料」の修理に取り組んでいます。

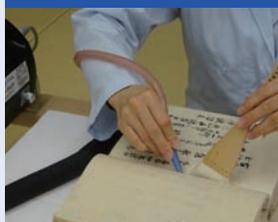
維持管理行為

維持管理行為とは、クリーニング（ホコリ払い）、フラットニング（折れ・シワ伸ばし）、ブリッジ（繕い）を主とするメンテナンス行為の総称です。損傷度の低い史料を対象としており、平成21年（2009）度から実施しています。

原則として、国の指定文化財（国宝・重要文化財）は、選定保存技術を有し、国立博物館の修理室を利用できる専門業者が修理を行うこととなっています。しかし、対馬の地理的特性や、「対馬宗家関係資料」の膨大さが考慮され、現地・対馬での維持管理行為が文化庁（国）から認められています。国の指定文化財の維持管理行為が認められているのは、全国でも当センターのみとなっています。

維持管理行為は文化庁、修理工房 幸匠株式会社^{ざいしょう}の指導のもと行われています。なお、表紙の修理、綴じなどの史料の審美（見た目）に関わるものや、大量の水を用いた修理など、維持管理行為の範疇を超えた修理は、現地研修の際に専門の技師によって行われます。日記類（毎日記）1冊を修理するのに、長いもので6ヶ月かかります。維持管理行為は、それほど忍耐力と集中力が必要な作業なのです。

クリーニング



史料の表面や綴じ部分（ノド）に溜まったチリやホコリ、虫の死骸、糞などを柔らかい刷毛で取り除いていきます。刷毛では取れない場合には、文化財専用ミュージアムクリーナー（吸引器）を使います。

フラットニング



電気コテ（電気アイロン）と、コントロールという温度を調節する道具を使用して、高温になりすぎないように注意しながら、折れやシワを一枚ずつ伸ばしていきます。

ブリッジ



虫害によって生じた穴は、史料の更なる裂けや破れを生じさせる原因になります。ブリッジは、穴よりも一回りほど大きな和紙を使って繕っていく作業で、工程の中でも特に時間と根気が必要です。

現地研修の様子



作業箇所の確認、表紙の修理、綴じなどが行われます。また、作業を保留にしておいた部分についても指導を仰ぎます。修理の仕様については都度協議し、より完成度の高い修理を目指していきます。

本年度は「表書札方毎日記」12点（日記類 Aa-1-283・285～295）を修理しました。

BEFORE



日記類 Aa-1-293 修理前

AFTER



日記類 Aa-1-293 修理後

総表紙（表・裏）茶表紙で、裏表紙は一部欠損していました。ヨレやシワが全体的に見られ、十二月小括冊子は小さな断ち損じが多く、フラットニング・ブリッジの工程に多くの時間を要しました。

BEFORE



日記類 Aa-1-291 修理前

AFTER



日記類 Aa-1-291 修理後

表見返しは、もともと2枚重ねだったと考えられます。2枚重ねの表見返しのうち、外側の丁は折り曲げ箇所断裂し、さらに丁の表部分が大破していました。外側の丁を補修して一丁の状態に戻した後、処置後の表紙と貼り合わせました。

修復室豆知識

毎日記のクリーニング作業をしていると、チリやホコリに混じっているいろいろなものが出てきます。日記が書かれた時、あるいはのちに開かれた時に入ったものだと思われます。運よく(?)現代まで毎日記に挟まれたまま形状を保っていました。これらの異物は史料に対して悪影響を及ぼす可能性がありますので、除去しています。



ハエ目の死骸と種子



小石



カエデ属の種



樹皮片・木くずなど



毛髪(?)



ネズミのフン

対馬宗家関係資料の本格修理

維持管理行為では対処できないほど損傷の激しい史料は、選定保存技術を有する国宝修理装飾師連盟加盟工房である修理工房 幸匠株式会社に委託して修理を行っています。

当センターでは平成 27 年（2015）度から「対馬宗家関係資料」の本格修理を開始し、令和 2 年（2020）度から第 2 期修理計画（2020～24 年度）を実施しています。

なお、修理は国・県および対馬市の補助金のほか、平成 29 年（2017）度から令和 4 年（2022）度までの 6 ヶ年間は、修理費用の一部を公益財団法人朝日新聞文化財団から文化財保護助成を受けています。令和 4 年度の本格修理では下記の資料（計 16 点）を修理しました。

奉書類（二代藩主・宗義成の時代に幕府から発給された奉書を卷子にしたもの）

- ・老中連署奉書（老中奉書 1～11）
- ・老中連署奉書（老中奉書 12～22）



老中奉書 1～11 修理前



老中奉書 1～11 修理後

☆表紙・見返しは損傷が大きかったため新調しました。



老中奉書 12～22 修理前



老中奉書 12～22 修理後

☆縁裂と墨書の重なりを調整して墨書きが見えるようにしました。

日記類（江戸で作成された毎日記）

- ・江戸毎日記（日記類 Ba-33）
- ・毎日記（日記類 Ba-34）



日記類 Ba-34 修理前



日記類 Ba-34 修理後

☆漉嵌を施したことで、虫損と丁の固着が解消されました。

☆墨書きが見えるように 2 箇所（小口と背）の補修紙を取り除きました。

記録類（幕府から拝借金を獲得するための交渉記録・通信使に関する記録等）

- ・御大願御成就記録 貞 但往復書状控(檜垣 -1) ・御大願御成就記録 元(檜垣 -15)
- ・御大願御成就記録 利(檜垣 -27) ・御大願御成就記録 亨(檜垣 -28)
- ・信使之儀二付朝鮮江被仰渡控 九番(記録類Ⅱ -23-A-1) ・朝鮮信使記録 卷一(記録類Ⅱ -23-A-2)
- ・宝曆信使記録 狼煙之覚書(記録類Ⅱ -23-A-77) ・御用真文控(記録類Ⅱ -23-H-2)

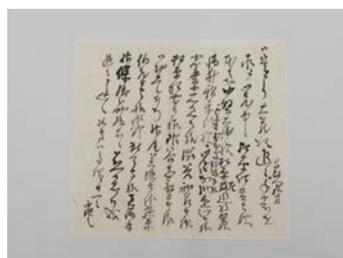
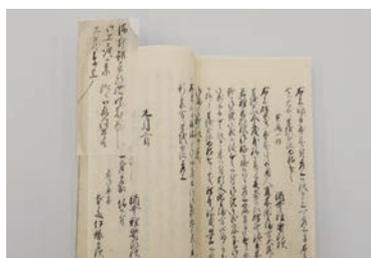


檜垣 -27 修理前

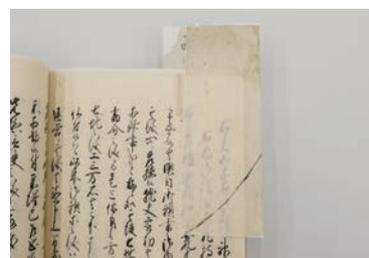


檜垣 -27 修理後

☆漉嵌を施したことで、甚大な虫損が解消されました。



全て檜垣 -15 修理後



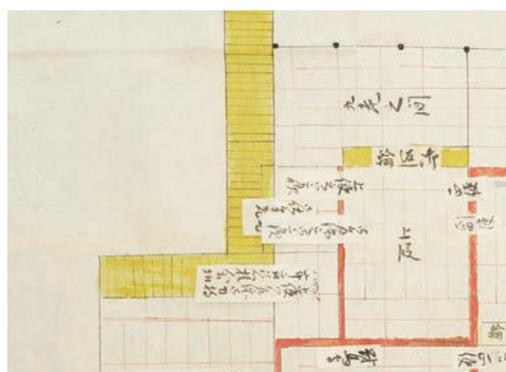
☆資料内部から記録類の編纂過程を示すと思われる挟み込み紙が数点発見されました。

絵図類（朝鮮通信使に関する図面）

- ・朝鮮王書翰御請取御礼式之絵図(絵図類 V-21-1) ・御返翰御渡御礼式之絵図(絵図類 V-21-2)
- ・[信使方丈座割図](絵図類 V-55) ・両使御饗応之節御屋敷内取設絵図(絵図類 V-57)



絵図類 V-21-2 修理前



絵図類 V-21-2 修理後

☆物理的の痕跡や関連資料をもとに付箋があった本来の場所を特定し、貼り直しました。

※いずれも（ ）内は対馬宗家文庫史料の目録番号

「対馬宗家関係資料」の第2期修理計画

R2(2020) 日記類 2点+記録類 8点+典籍類 10点+絵図類 5点
 R3(2021) 日記類 2点+記録類 7点+一紙物 23点+絵図類 4点
 R4(2022) 日記類 2点+記録類 8点+奉書類 2点+絵図類 4点

R5(2023) 日記類 2点+記録類 13点+絵図類 2点【予定】
 R6(2024) 日記類 2点+記録類 22点+絵図類 4点【予定】

「高麗版一切経」の本格修理

対馬歴史研究センターは、^{たくずだま}多久頭魂神社から重要文化財「高麗版一切経」の寄託を受けていることから、本格修理への技術的支援を行っています。

なお、保存修理にあたっては、国・県及び対馬市の補助金のほか、公益財団法人 住友財団の文化財維持・修復事業助成を受けています。

修理概要

令和4年度は第2期修理計画の2年目にあたり、解体された本紙の性質・色調・厚み等に応じた適切な補修紙を作製し、本紙の欠失部を補修していく作業が行われています。

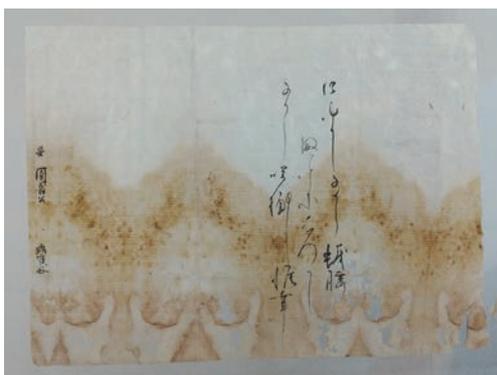
令和4年11月15日、九州国立博物館の文化財修復施設に、所有者・文化庁担当者・修理業者・県市の行政担当者が集まり、修理監督が行われました。修理担当者からは、進捗状況の説明とともに、^{ふくろと}袋綴じから古文書が見つかったという報告がありました。来年度の修理完了にむけて、今後どのように修理を進めていくのか全員で協議を行いました。

第2期修理計画概要

事業主体／宗教法人 多久頭魂神社
事業年度／令和3年度～令和5年度（3ケ年）
修理対象／高麗版一切経のうち3巻 146冊
施工業者／修理工房 宰匠株式会社



修理監督の様子



袋綴じから発見された古文書



^{すきぼめ}漉嵌が終わった経典
このあと周囲を裁ち落とし、冊子に仕立てる

高麗版一切経とは

高麗王朝が11世紀に作製した仏典の集大成である一切経の版木はモンゴル軍のために焼失したが、間もなく版木が再造され、現在は韓国・^{ヘインサ}海印寺所蔵。本経は15世紀に印刷され、宗氏によってもたらされて対馬の地に長く伝来した。（文化庁ホームページ 国指定文化財等データベースより抜粋）

III

国内外の研究 機関との連携



国内外の研究機関との連携

対馬歴史研究センターでは、令和元年度から令和4年度（2019～2022）まで、東京大学史料編纂所・鶴田啓教授を研究代表者とする科学研究費補助金基盤研究（A）「分散型大規模大名家史料群の高度学術資源化と地域還元」による共同研究を進めてきました。

最終年度にあたる令和4年度は、これまでの研究成果を発表し、対馬藩に関わる最新の研究の一端を紹介するため、「広がる！対馬歴史研究—対馬藩から見る江戸時代の日本」と題してシンポジウムを開催しました。

【シンポジウムの概要】

- 1 日時 令和4年12月10日（土）13：00～15：20
- 2 会場 対馬市交流センター3階 大会議室
- 3 主催 科学研究費補助金基盤研究（A）
「分散型大規模大名家史料群の高度学術資源化と地域還元」
- 4 共催 東京大学史料編纂所・長崎県対馬歴史研究センター
- 5 参加者数等 54名＋ライブ配信視聴者
- 6 会次第 13：00
挨拶・趣旨説明 鶴田啓（東京大学史料編纂所教授）
13：05～13：25
報告1 丸山大輝（対馬歴史研究センター学芸員）
「宗家文書データベースの構築とその意義」
13：25～13：55
報告2 古川祐貴（弘前大学人文社会科学部助教）
「対馬に帰ってきた宗家文書—宗義成・宗義質口宣案の流転」
14：05～14：35
報告3 木村直樹（長崎大学多文化社会学部教授）
「目撃された朝鮮の人々—長崎・長崎街道—」
14：35～15：05
報告4 荒木裕行（東京大学史料編纂所准教授）
「対馬藩史料から解明する綱吉将軍就任の政治変動」
15：05～15：15
質疑応答
15：15～15：20
閉会挨拶 外園利之（対馬歴史研究センター所長）



鶴田教授による開会挨拶



会場の様子



外園所長による閉会挨拶

◆丸山大輝「宗家文書データベースの構築とその意義」

対馬宗家文書は倭館(朝鮮)・対馬藩庁・江戸屋敷の3拠点で保管されていた記録で、現在は国内外7施設に収蔵されている。そのため、宗家文書を研究するには各地を飛び回って調査をしなければならず、研究を進めるうえでの大きな課題となっている。そこで、各施設が整備を進めているのが宗家文書のデータベース化であり、その現状を紹介した。さらに、実際の事例を示しながら、分割された宗家文書の実態と3拠点すべての史料を網羅することの重要性を指摘した。後者では、対馬宗家が徳川將軍家へ献上した朝鮮鷹の研究事例を紹介した。3拠点の史料を検討すると、朝鮮鷹の輸入・献上の一方で対馬島内ではニワトリ不足が発生していたことが明らかとなった。この事例が示すように、ある事象に対して偏った評価をしないためにも3拠点の史料を網羅しなければならない。このような宗家文書研究における課題を改善し、可能性を広げるためにもデータベースの構築が必要である。



◆古川祐貴「対馬に帰ってきた宗家文書—^{よしなり}宗義成・^{よしかた}宗義質口宣案の流転」

長崎県対馬歴史研究センターは、令和2年(2020)に新たに宗家文書2点を古書店から購入した。この2点とは宗義成(2代藩主)口宣案と宗義質(11代藩主)口宣案であり、ともに江戸時代において京都の朝廷より受領したものである。宗家文書内の口宣案はまとめて48点が九州国立博物館に伝来しているが、新たに購入された2点は別の流れを経て現在に至ったと思しい。

この流れについて報告者は、大正時代に口宣案全体が朝鮮総督府への「売却」のためソウルに渡った後、昭和時代の対馬返却に際して48点と2点に泣き別れになった事情を想定した。口宣案2点は戦後に至ってもソウルに留まり続けたが、何らかのタイミングで日本へ流出することとなり、古書店が入手したものと考えられる。このたびの購入によって口宣案2点は実に140年ぶりの里帰りを果たすことができたのであり、宗家文書を最も所蔵する機関として“あるべき姿”を提示することができたように思われる。



◆木村直樹「目撃された朝鮮の人々ー長崎・長崎街道ー」

江戸時代、対馬藩は日本と朝鮮との間の国際交流に大きな役割を果たしたが、安定した日朝関係を持続するため、対馬藩は、釜山倭館や対馬以外にも日本各地に領地や拠点をもっていた。それら拠点の間では、人・モノ・情報が活発に往来し、往還する街道や港町などの人々にも対馬藩の活動が深く印象付けられることとなった。

今回の報告では、近年オランダで発見されオンラインでも公開が始まった1836年ごろの長崎港の様子を描いた屏風に、対馬藩が長崎に設けていた蔵屋敷やそこに収容された朝鮮人漂流民の様相が書き込まれ、さらにその漂流民たちが長崎街道牛津宿（現佐賀県小城市）を通過した時の記録を紹介し、一つの出来事に多様な史料が残っていることがわかった。このように、対馬を研究する上で、宗家史料以外の史料にも多くの対馬や関係する人々の史料があり、それらを用いると、幅広い対馬の歴史の見方ができる可能性を示した。



◆荒木裕行「対馬藩史料から解明する綱吉将軍就任の政治変動」

延宝8年(1680)の対馬藩「江戸藩邸毎日記」から、対馬藩と幕府役人の大名・旗本との関係を分析した。対馬藩は幕府奏者番松平正信・幕府留守居大久保教勝を通して、幕府との関係を構築していた。松平や大久保は、大老への贈り物の指示を行うなど、幕府と対馬藩との関係を円滑に保つために行動していた。しかし家綱から綱吉へ将軍が交代すると幕府政治構造が変化する。大久保は政治的な地位を低下させ、幕府中枢部では大老酒井忠清に代わり、老中堀田正俊が中心的な権力者となった。対馬藩は堀田からの賄賂などの要求に応じていくことで、幕府との関係を良好に保とうと腐心するようになった。従来、綱吉が将軍になると幕府役人と大名との私的な関係は制限されたと理解されてきたが、本報告の分析から、これまでの説は誤りであり、綱吉は堀田正俊を中心とする私的な関係を大名との間に構築しようとしていたことが明らかになった。



新型コロナウイルス感染症拡大によって思うように現地調査等ができないなど、研究の進展に影響がありましたが、最後に対馬市での研究成果報告のシンポジウムを開催することができました。会場からは熱心な質問も寄せられ、好評のうちにシンポジウムの幕を閉じました。

IV

情報発信



令和4年度企画展

「修理のあゆみ～対馬宗家文書修理30年の歴史～」概要報告

山口 華代

はじめに

令和4年(2022)4月30日に対馬博物館が開館した。文化財の宝庫である対馬は、昭和47年(1972)には長崎県に対して県立博物館分館の開設を要望する陳情書が提出される¹など、早くから文化財収蔵施設の設置が望まれる土地柄であった。陳情書提出からちょうど50年にあたるこの年、対馬博物館が開館したことは感慨深い。

長崎県対馬歴史研究センターは、令和2年4月に県立対馬歴史民俗資料館から組織改正し、博物館の開館に先駆けて、博物館2階で業務を開始した。その基本理念として、「貴重な歴史資料を適正に保存管理し、人類共有の遺産として次世代に継承する」ことを掲げ、資料の価値を顕在化する「調査研究」と、資料の「保存修復」の二つを主要な機能に位置づけている。

令和4年度、長崎県対馬歴史研究センターでは、対馬博物館のオープニング・イヤーを飾るイベントとして、令和4年7月30日(土)から9月25日(日)までのおよそ2ヶ月間の会期で、企画展「修理のあゆみ～対馬宗家文書修理30年の歴史～」を開催した。センターの前身である対馬歴史民俗資料館時代から30年にわたり取組んできた宗家文書の修理の歴史をふりかえるとともに、国指定重要文化財「対馬宗家関係資料」のなかから修理でよみがえった史料を初公開した。センターの主要機能である「保存修理」に焦点をあてた企画展であり、本稿はその概要報告である。

1 企画展の趣旨及び概要

1.1 企画展の趣旨

企画展の趣旨については、外園利之所長の挨拶文から一部抜粋して紹介する。

当センターが所蔵する対馬宗家文書は、対馬藩宗家伝来の総数約8万点におよぶ史料群で、現存する大名家文書の中でも国内最大規模を誇ります。また、対馬藩が朝鮮国との外交・貿易に従事していたことから、江戸時代の日朝関係史を知る上で欠かせない史料と評価されています。平成24年(2012)と平成27年(2015)には、国の重要文化財に指定されました。(指定点数:51,946点)²

長崎県では、これら国際性に富む貴重な史料群を次世代に継承するために、平成4年(1992)以来、30年にわたり対馬宗家文書の修理に取り組んできました。

本企画展では、江戸時代における対馬宗家文書の管理・修理の実態を紹介するとともに、長崎県がこれまで実施してきた「裏打ち」・「維持管理行為」・「本格修理」といった修理のあゆみと、「朝鮮国信使絵巻」や「毎日記」などの修理の成果について紹介いたします。本企画展をとおして、対馬宗家文書の価値や文化財修理の必要性を感じていただけたら幸いです。

企画展の趣旨を理解するためにも、ここで対馬宗家文書の修理の歴史についてまとめておきたい。

対馬歴史民俗資料館では、平成4年度から、宗家文書の裏打ち修理(本紙の裏に補修用の薄い和紙を糊で接着し、欠損箇所をふさぐ修理技法)を進めてきた。しかしながら、なぜこの時期に、裏打ち修理

による古文書修理が始められたのかについては、当時の資料等もないため、よく分かっていなかった。今回の企画展開催にあたって、当時の状況を知る方々にヒアリングしたところ、長崎県議会の一般質問で取り上げられたことが契機ではないかとの貴重な情報が得られた³。

平成3年(1991)長崎県議会第3回定例会において吉見信喜議員は、「韓国との交流促進」に関する質問のなかで、「対馬歴史民俗資料館の施設及び機能の抜本的改善整備」とともに「かけがえのない宗家文書」が損傷している惨状にふれ、早急な対策として4項目の要望をあげた。その最初の項目に「損傷が著しい古文書類を直ちに裏打ち補修すること」があがっている。これに対して、清浦義廣県教育長は「今後、宗家文書の補修につきましては、虫くいなどで損傷の著しい資料が約一千百冊程度あると推定されますので、継続的な裏打ち補修の措置を講じてまいりたいと考えております。」と答弁している⁴。ここで「裏打ち修理」という具体的な修理方法に言及しているのは、県内の先行事例として県立長崎図書館が裏打ち修理を実施していたからであろう⁵。

こうして平成4年度から、修理作業のための人員1名が配置され、県立長崎図書館の裏打ち修理の技術を取り入れるかたちで、宗家文書の裏打ち修理が開始された⁶。平成9年度(1997)には2名が増員され、史料調査補助員として3名体制となる。その後も修理専門家を招聘しての技術研修⁷や島外の修理工房視察⁸などを重ねながら、裏打ち修理を進めていった。

平成20年度頃から、それまで行ってきた宗家文書修理の流れが大きく変わる。国の文化財指定をみずえて、これまでの修理方法を見直すこととなったのである。平成20年度に、史料の解体や大量の水

を使用するなど、史料の現状を大きく変える裏打ち修理を中止し、平成21年度から毎日記を解体せずにメンテナンスを中心とした作業へ移行することとした。これを「維持管理行為」と呼んでいる。

平成24年及び平成27年に「対馬宗家関係資料」として国重要文化財に指定されると、平成27年度からは維持管理行為では取り扱えない損傷の激しい史料について、専門の修理業者に委託しての修理を開始した。これを「本格修理」と呼んでいる。

なお、本格修理にあたっては、国(文化庁)からは補助金をいただき、対馬市からも応分に費用を負担いただいている。また、公益財団法人朝日新聞文化財団からも宗家文書修理の意義に御賛同いただき、平成27年度から継続的にご支援をいただいている。ここに記して感謝を申し上げたい。

1.2 企画展の概要

企画展名

修理のあゆみ～対馬宗家文書修理30年の歴史～

会期

令和4年7月30日(土)～9月25日(日)

※木曜日休館、木曜祝日の場合は翌日休館

開催場所

対馬博物館 特別展示室1・2

主催

長崎県対馬歴史研究センター・対馬市

観覧料

平常展示の観覧料又は年間観覧券の提示が必要

協賛企業

株式会社 コミュニティメディア

修理工房 ざいしやう 宰匠株式会社

本企画展は企画・運営を対馬歴史研究センターが行ったが、展示施設及び設備については対馬市が管

理することから、県と市主催で実施した⁹。

展示史料はいずれも重要文化財「対馬宗家関係資料」であり修理後初公開にあたる。とくに全長約17mの朝鮮国信使絵巻（文化度）については、前期（7月30日～8月24日）・後期（8月26日～9月25日）で巻き直しを行った。あわせて、一部史料の展示替えも行った。

1.3 展示構成及び展示レイアウト

企画展示の構成は、3章立てとして、次のとおりとした。

- 第1章 宗家文書を守り伝える
～江戸時代の管理・修理～
- 第2章 宗家文書修理のあゆみ
- 第3章 よみがえった宗家文書
～本格修理の成果～

特別展示室は2室に分かれており展示室入口から入場して右回りに順路を設けた。特別展示室1には第1章及び第2章を、特別展示室2には第3章および映像ブースを設けた。なお、1章・2章は筆者が、3章は丸山学芸員が展示を担当し、展示パネル等は若松事務補助員が作成した（図1）。

2 展示解説

ここでは、章ごとにおもな展示史料の解説や見どころにふれながら、展示内容を概説する。なお、巻末に展示史料リストを付しているののであわせて御覧いただきたい。

2.1 「第1章 宗家文書を守り伝える～江戸時代の管理・修理～」

第1章は、対馬藩における藩政文書の管理や修理の実態を観覧者に伝えることをねらいとするもので、冒頭の解説パネルで対馬歴史研究センターが所蔵する対馬宗家文書の概要を説明し、代表的な史料である表書札方^{おもてしょきつがた}毎日記を紹介した¹⁰。

対馬藩の業務日誌である表書札方毎日記は、寛永年間（1630年代）から幕末・明治初年まで約250年間分の記録が残っており、おおむね1か月分の日記を1冊にまとめ、それを6冊（閏月がある場合は7冊）すなわち半年分にまとめ、渋表紙を付して一括している（写真1）。厚さ20cmを超える毎日記のヴィジュアルは、江戸時代を通じて日々の出来事を書き綴ってきた対馬藩の営為を効果的に伝えることから導入部分で紹介した。

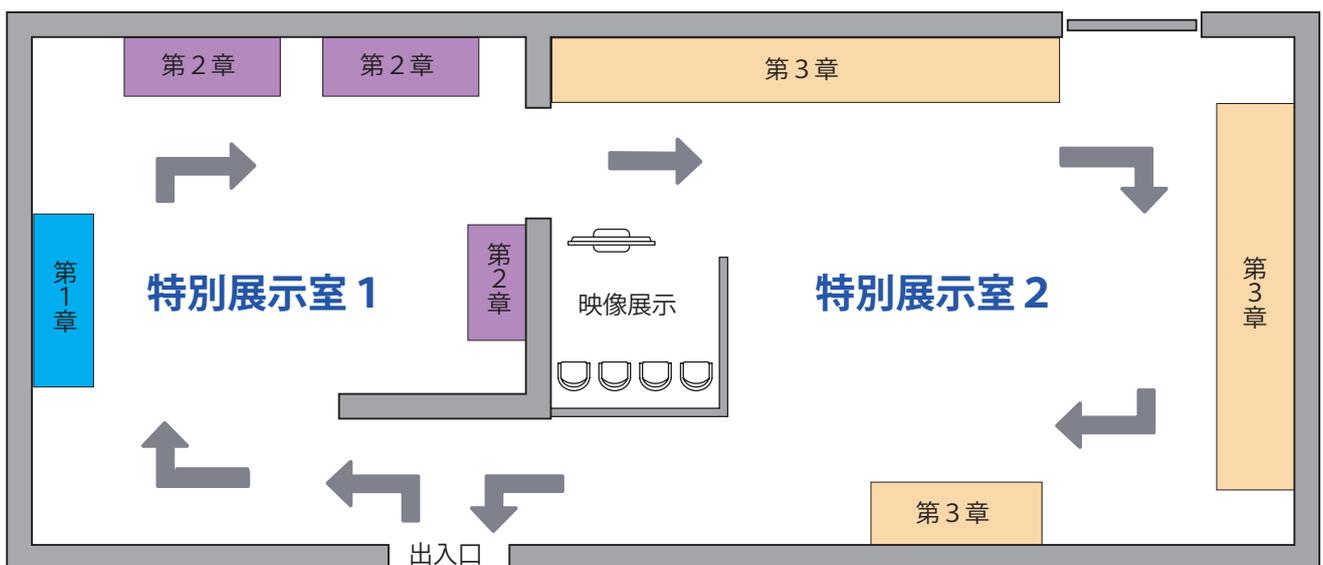


図1

藩では毎日記のような記録を作成するだけでなく、定期的な虫干しや蔵書点検などの管理を行っていた。嘉永4年(1851)と嘉永5年(1852)の2冊を綴じる御書物御修補日記(No.1)は、御文庫に保管されていた典籍類の修理記録である。日記形式の勤務記録で損じた表紙や綴じ糸を替えるといった簡易的な修理を行うなどの御文庫管理の実態が読み取れる。また、諸記録不見記帳(No.2)は、虫干方むしかたによる藩政文書の所在確認の記録である。この記録からは、虫干しの機会を利用して保管文書の点検を実施する記録管理の様子が記されている。こうした藩役人たちの不断努力によって、膨大な藩政記録や蔵書などが現代に伝えられことを示した(写真2)。

2.2 「第2章 宗家文書修理のあゆみ」



写真1

第2章前半部では、平成4年度から平成19年度まで対馬歴史民俗資料館において実施していた裏打ち修理について、修理方法の説明や修理成果品を紹介した。

裏打ち修理とは、虫害等によって損傷した史料に補修用の薄い和紙(裏打ち紙)を糊で貼り、欠損箇所をふさぐとともに、史料自体を補強する修理技法である。史料を面的に修理・補強することができるため、損傷個所を一か所ずつ手繕いで修理するよりも効率的である。裏打ち修理の工程については、資料館時代に撮影した実際の作業写真をもとに復元し、説明パネルにした。(写真3)

裏打ち修理が完了した御留守毎日記(No.3)は、本紙の綴じ部周辺や史料下部に虫喰いによる破損がみられていたが、修理によってしっかりと補修紙が入っている状況を確認することができる(写真4)。



写真3

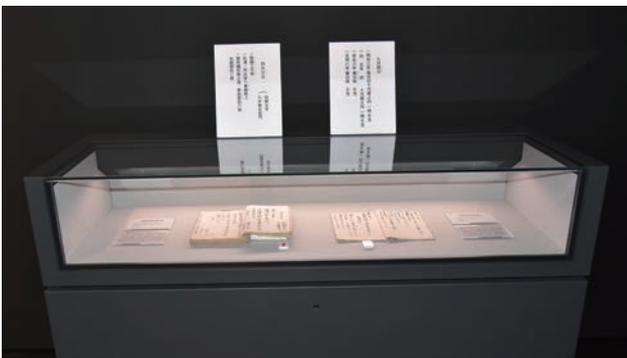


写真2



写真4

裏打ち修理は、効率的に古文書修理を進めることができる一方、修理によるデメリットも指摘されていた。一つは、裏打紙の分だけ厚さが増してしまうため、800丁前後の毎日記の場合、修理後の冊子の厚さ（高さ）がオリジナルの2倍近くなること。もう一つは、本紙よりも裏打紙をやや大きく裁断することから、修理後には毎日記の特徴のひとつでもある小口にある墨書が見えなくなる。いずれも、毎日記本来の姿を大きく変えてしまうという点が問題視された。

このような裏打ち修理のデメリットについて修理方針の見直しを行い、平成21年度からは宗家文書の維持管理行為へ移行して行くのであるが、第2章後半ではその維持管理行為に関する展示を行った。維持管理行為では、解体を伴う修理が必要な史料に比べて損傷度は低いものの

手当が必要な史料を対象とし、クリーニング・フラットニング・ブリッジの主に3つの作業を組み合わせながら、史料状態の健全化を図っている。

維持管理行為の完了した寛保3年（1743）の御留守毎日記（No.5）は、維持管理行為のうちブリッジの成果（写真5）を展示した。当該史料は、冊子全体にシバンムシ類が穿孔したために生じた虫損がみられる。とくに、本紙の端に生じた欠失・欠落は、冊子を開ける際に手が触れやすく更なる劣化・損傷を招くことが懸念されることから、ブリッジの対象としている。ブリッジは、欠損箇所よりもやや大きめの補修紙を切り出し、袋綴じの裏側から必要最小限の量の糊で貼る。欠失箇所の数だけこの作業を繰り返し行うため、維持管理行為のなかでも最も時間と集中力を必要とする。（写真6および図2）

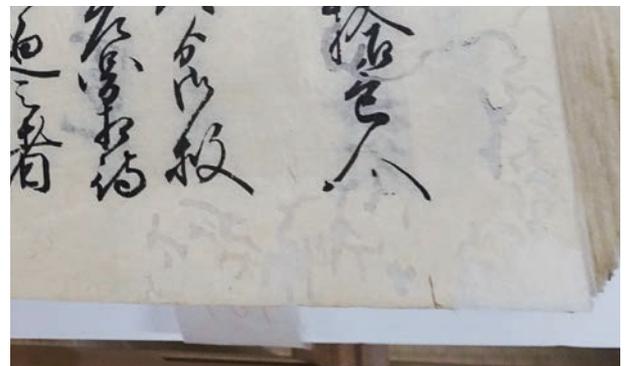
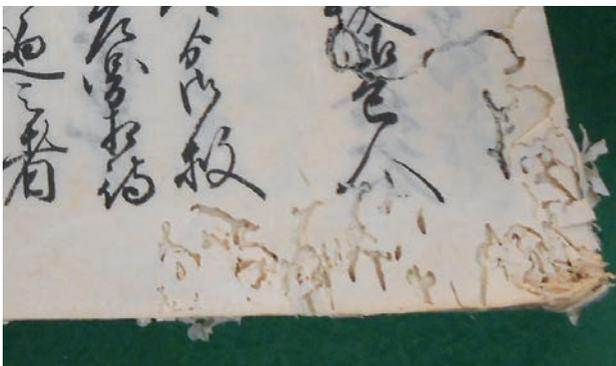


写真5 (No.5 御留守毎日記のブリッジ作業前・作業後)



写真6

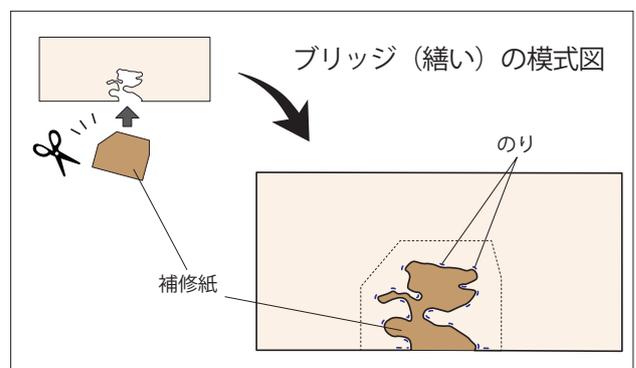


図2

なお、表書札方毎日記1冊の維持管理行為は、原則、一人の史料調査補助員が担当する。史料の損傷具合にもよるが、約800丁にもおよぶ毎日記の場合、維持管理行為の完了までに、約2か月から長いもので半年近くかかるという。

コラム展示として、裏打ち修理の際に使用していた刷毛や木杓子など修理の道具¹¹の一部を展示した(写真7)。修理の工程ごとに素材の異なる刷毛を使い分けており、古文書修復には繊細な作業が求められることを示した。また、表書札方毎日記のクリーニング作業中に冊子のあいだから出てきた異物について写真パネルで紹介した。長い年月のなかで、ホコリ、虫の死骸やネズミの糞、樹皮片、人毛などの多様な異物が古文書に付着すること、それらを除去することの重要性を認識してもらう展示とした(異物写真は本所報の「修復室豆知識」で紹介しているので、そちらをご覧ください)¹²。

2.3 「第3章 よみがえった宗家文書～本格修理の成果～」

第3章では、平成27年度から実施している本格修理について、冊子(日記類・記録類・典籍類)・絵巻・一紙物・絵図類といった多様な形態ごとに、

修理成果の展示を行った¹³。

本格修理で取り扱う史料は、冊子装の綴じを外すなど解体をとまなう修理が必要となるほど劣化・損傷が進行したものである。国指定文化財であることから、文化庁の指導・助言にもとづき、高い装潢修理技術(絵画、書跡・典籍、歴史資料といった美術工芸品を中心とした文化財の保存修理のこと)をもつ国宝修理装潢師連盟¹⁴へ修理を依頼している。なお、平成28年度からは上記連盟の加盟工房である修理工房 宰匠株式会社に修理を委託している。

① 冊子の修理

本センターが所蔵する対馬宗家文書のうち江戸藩邸毎日記は、もっとも劣化・損傷のはげしい史料群である。折れ・虫損・水損だけではなく、なかには固着(紙同士がくっつくこと)がみられ、ひどいものは板状になっている。書籍や古文書などの紙資料に穿孔して食害するシバンムシ類は、その糞やかじり屑を唾液で固めたり、蛹室を作ったりするのでページの貼りつきを生じさせる。¹⁵ 御在国毎日記(No.8)は、こうした損傷状況にあったことから、最優先して本格修理を行っている。



写真7

修理方法としては、^{すきばめ}漉嵌法と呼ばれる修理方法を採用している（写真8および図3）。漉嵌とは、本紙と同質の繊維原料を分散させた水溶液を、サクシオンテーブルを用いて流し込み、下から吸引することで、繊維原料のみが欠失部に入り補修する方法である。この方法での修理は、本紙の厚みを増すことがない仕上がりとなる。漉嵌めの際には本紙を保護するため^{たがみ}足し紙をつ



写真8

けるが、毎日記の特徴である小口書きがある史料については、本紙下辺ギリギリで足し紙を裁ち落とすことで、墨書きが判読できるように仕上げる工夫をした（写真9）。

郡方毎日記（No.11）についても、虫損が著しく開披が困難であったため、漉嵌による修理を行った。元禄13年（1700）から宝永6年（1709）にかけての猪鹿逐詰（イノシシ・シカの駆除政策）に関する記事が記載されている毎日記であり、郡奉行として事業を遂行した陶山庄右衛門（訥庵）の名も見える。陶山訥庵は郷土の偉人として対馬島内の子どもたちにも親しまれていることから来館者の関心を集めた。

なお、展示室の一角には、映像展示ブースを設けて、宗家文書の本格修理の様子を放映した。修理工房 宰匠株式会社及び株式会社コミュニティメディアによる協力のもと、普段は見ることのできない文化財修理の現場や漉嵌修

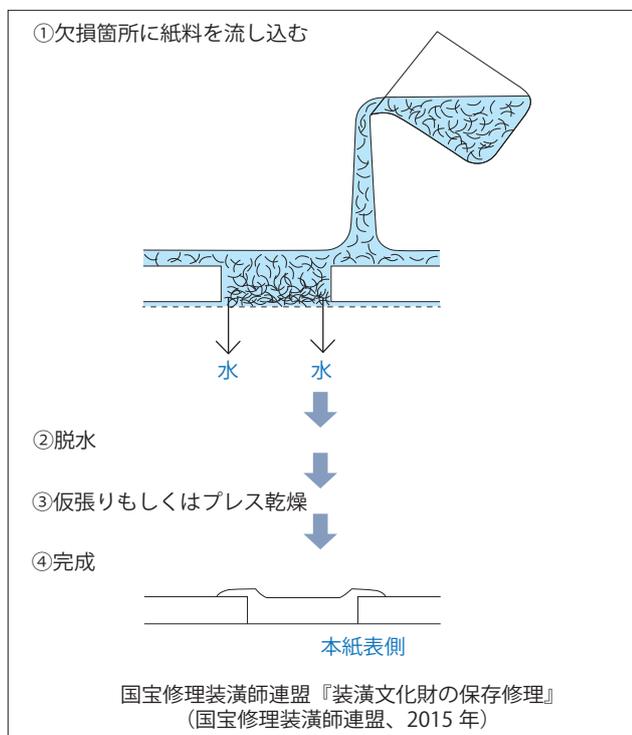


図3

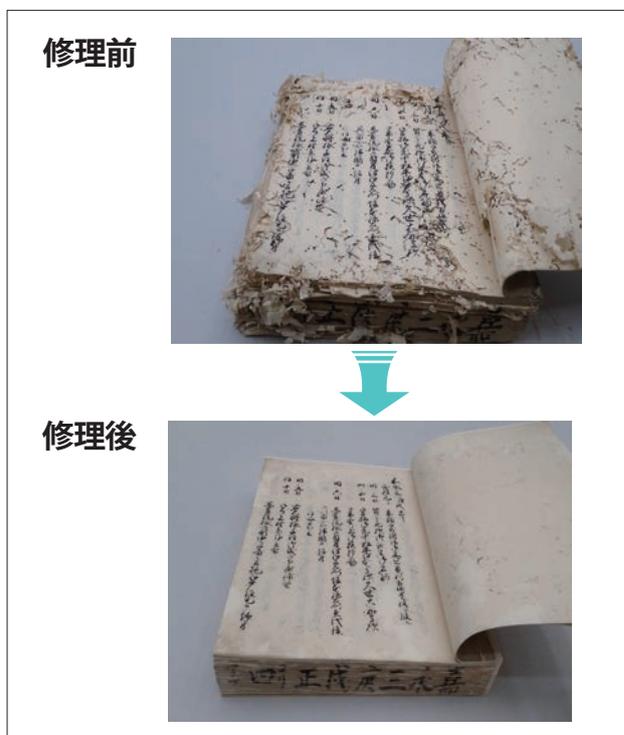


写真9（No.8 御在国毎日記の漉嵌修理前・修理後）

理の様子などを多くの方々に見てもらう機会とした¹⁶。

② 絵巻の修理

朝鮮国信使絵巻 (No.7) は、文化8年 (1811) に対馬で執り行われた朝鮮通信使来聘 (いわゆる易地聘礼) の際の通信使行列図である。ふんだんに絵の具が使用された宗家文書のなかでも数少ない絵画資料となる。卷子表紙の裂地なども傷んでいたため、修理は装丁の解体をともなう本格修理を行うこととした。

絵巻は、本紙全体に折れのほか、経年による汚れや染みがみられた。絵の具も、膠 (鹿・牛・兎・魚・蝶鮫などの皮や骨などから抽出した接着剤) の接着力が低下し、絵具層の剥落 (はがれおちること) が生じていた。そのほか、糊の接着力も低下しており、継ぎの外れや裏打紙の糊浮き等が生じていた。

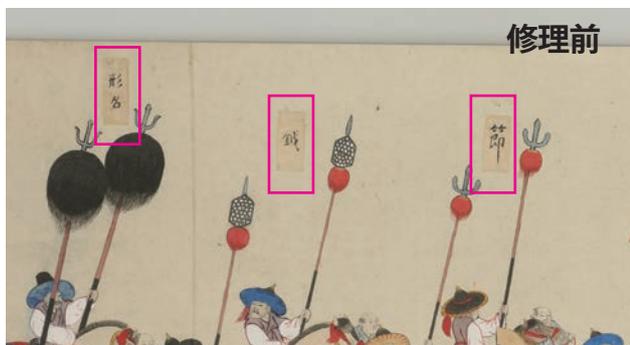


写真 10 (No.7 朝鮮国信使絵巻の修理前・修理後)

修理では卷子装を解体し、汚れの除去、絵具層の剥落止めを行ったのちに、裏打ちを除去、本紙と同質の補修紙を用いて本紙天地に足し紙をつけ、新たに裏打ちを行い、表紙・見返し・紐・中軸・八双等を新調、軸首は再使用し、元の卷子装に仕立てた。

本絵巻の画中には、朝鮮使臣や対馬藩士の役名や道具などの名称を記した付箋が貼付されている。伝来の過程で脱落した付箋が貼り直されているのだが、内容的に誤った箇所に戻されているものもあった。こうした付箋については、文化庁の立会いのもと、付箋の糊の痕跡を探し、付箋内容と描画対象とが合致していることを確認したうえで、元の位置に貼り戻した (写真 10)。

本格修理後、初披露となった本絵巻であるが、ユネスコ「世界の記憶」に登録された「朝鮮通信使の記録」¹⁷の構成資料でもある。会期中の8月6日 (土)・7日 (日) には対馬厳原港まつりが開催されたが、新型コロナウイルス感染症拡大により朝鮮通信使の再現行列が中止となり、展示室の通信使絵巻との共演はかなわなかった。しかしながら、今回の修理によって新調された装丁や200年前に描かれたとは思えない鮮明な色を、多くの来館者に直接御覧いただいた。

③ 絵図の修理

ごへんかんわたしならびにおいとまのせつえずめん 御返簡渡并御暇之節絵図面 (No.16) は、文化8年 (1811) の対馬易地聘礼に関する絵図で、同年6月15日に対馬藩主の居所であった棧原屋敷 (さきぎばら) において徳川家斉からの返翰を朝鮮使臣へ渡した際の屋敷図である¹⁸。本史料は、9紙を継ぎ合わせて縦79.6cm、横114.8cmの大判紙に仕立てたものである。本紙の継ぎ箇所のうち、文字や線のズ

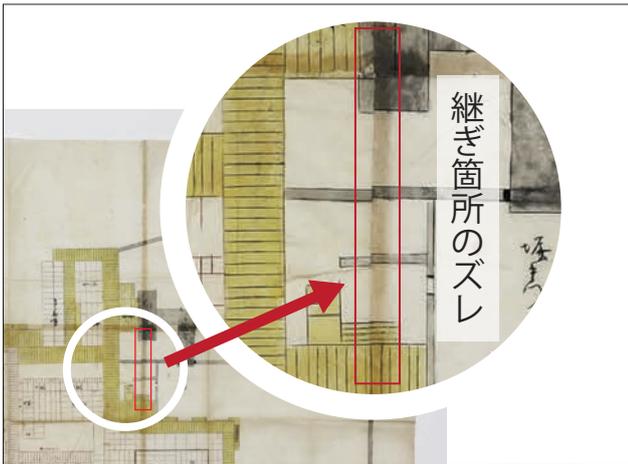


図4 (No.16 修理前)

レが確認された箇所については継ぎを取り外し、適切な位置で継ぎ直しを行った。(図4)

絵図類の修理では、剥がれてしまった付箋等を元の位置に貼り戻す処置を行ったが、戻した付箋等に隠れてしまう情報も発生することから、株式会社コミュニティメディアの技術協力を得て、付箋等を戻す直前に高精細画像による撮影を実施した。細かい文字や紙の風合いまでを画像データとして残すことができた。

④ 一紙物の修理

〔書契〕(即位参判使差遣に付)(No.15)は、朝鮮国王の即位を祝賀するため、対馬藩から派遣された外交使節が持参するはずであった外交文書(書契)である。料紙には金箔による美しい装飾がほどこされており、照度を落とした展示室内でもひと際輝く、国王即位を祝うにふさわしい外交文書であった(写真11)。

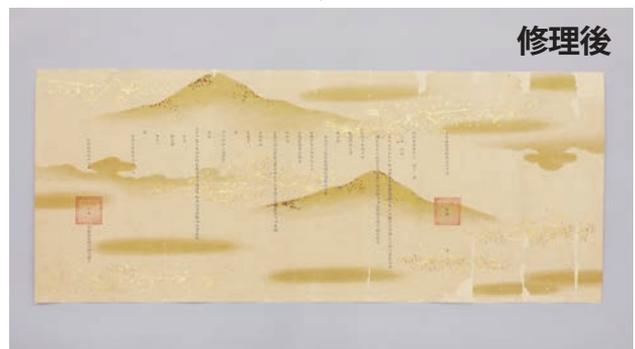
本史料は経年劣化によって料紙がもろくなり、折り部分を中心に亀裂が生じ、断片5点も別置き保存された状態であった。絵画や墨蹟などは、絵の具や墨が紙にしみ込みすぎないように「にじみ止め」のために紙に^{どうさ}磬水(膠^{にかわ}の水溶液に^{みょうばん}明礬を加えたもの)を塗布する。また、当該史料の

ように金箔の接着などにも磬水を用いる。明礬は酸性であるため紙の劣化を早め、本史料もその影響を受けたものと考えられる。

修理方法としては、今後の保存と活用、左端から折り畳むという形態等を考慮して、料紙そのものを補強する裏打ち修理を採用した。なお、裏打ちの補修紙を選択するにあたっては、次の二点に配慮した。一つ目は、補修紙の素材である。本史料には、他の日朝間の外交文書同様に、竹紙(竹を原料に作った紙)が用いられていた。修理にあたっては、楮と竹の繊維を7:3の割合で混合した補修紙を使用することで、オリジナルと修復部分との差異が大きく生じることのないようにした。もう一つは、補修紙の厚みである。本史料は、裏側にも文字や封印があったため、本紙を維持することができ、かつ裏に書かれた文字や割封印が透過して視認できる厚みの補修紙を選択した。



修理前



修理後

写真11(No.15 書契の修理前・修理後)

おわりに

企画展「修理のあゆみ」の概要は以上である。8月には新型コロナウイルス感染症の拡大、9月には台風11号及び14号の相次ぐ接近により開館後初の臨時休館を経験するなど、さまざまな出来事が発生したが、会期を通して2,379名の方にご来場いただいた。

対馬宗家文書の修理のあゆみという、専門的かつマニアックなテーマではあったものの、来場者の方々からは、宗家文書を保存管理していくことの社会的意義に対して御理解いただき、また本センターの事業にも好意的かつ温かな言葉を頂戴した。「昔の家では、年に一度、大切な着物や蔵書など風通しをやっていた」など、直接的な反応をいただくこともできた。一方で、展示している「くずし字が読めない」「現代語訳をつけてほしい」など、くずし字に興味・関心を持つ意見も多くいただいた。今後の展示や情報発信等に活かしていきたい。

また、本企画展が、対馬歴史研究センターそのものを御披露目する機会となったことも付け加えておきたい。センターは令和2年度に開所したものの、令和3年度末まで博物館建設工事が進行中であり、またセンターの利用も宗家文書の資料閲覧など一部研究者に限られていたため、対馬市民の方々と接する機会がほとんどなかった。そうしたなか、本企画展の開催を通じて、対馬歴史研究センターの「保存修復」機能を伝えることのできる絶好の機会となった。

全国的にみても、国指定文化財の維持管理行為が認められているのは、現在、本センターのみである。平成21年度から維持管理行為に移行することとなったが、文化庁や修理技術者からの指導を正しく理解し、的確に再現できたのは、平成4年度から文化財修理にあっていた史料調査補助員の技術的基礎があったからにほかならない。今後も、刻々と変化する文化財修理の技術や情報を吸収しながら、

必要な手当てを待っている膨大な宗家文書の修理を継続していかなければならないと強く感じた。

最後に、企画展の開催にあたり、展示作業等に町田一仁館長をはじめ対馬博物館の学芸員に多大なご協力をいただいた。ここに記して感謝を申し上げたい。

(やまぐち・かよ 長崎県対馬歴史研究センター係長)

- 1 昭和47年に対馬の自然と文化を守る会から長崎県知事及び県教育長あてに「県立博物館（分館）の建設について」の陳情書が提出されたことを皮切りに、各団体から博物館施設の建設を要望する陳情が続いた。永留久恵『対馬国志 第3巻 近代・現代編 戦争と平和と国際交流』108～109頁（交隣社出版、2009年）、対馬歴史研究センターホームページ「沿革」参照。
- 2 平成24年9月26日付けで16,667点が国重要文化財に指定され、平成27年9月4日付けで35,279点が追加指定された。
- 3 今回ヒアリングを実施したのは、長崎歴史文化博物館富川敦子氏、阿比留徳生氏（対馬歴史民俗資料館・元館長）、椎葉徳子氏（対馬歴史民俗資料館・元史料調査補助員）である。県議会で宗家文書の裏打ち修理が取り上げられたことについては、阿比留氏から御教示いただいた。
- 4 長崎県議会事務局編『長崎県議会会議録 平成3年 第3回定例会』（長崎県議会事務局、1991年）。
- 5 長崎県郷土資料センターの山口保之指導主事からの御教示によると、県立長崎図書館における古文書修理の歴史については、図書館館報にあたる「ながさき図書館」（第27号、1963年）には「資料課・昭和37年の歩み」として「貴重資料の裏打ち」の項目があり、2,000点を目標に10年計画で整備することにしたが、本年6月に追加予算で委託料が認められたという記述がある。同図書館における裏打ち修理に関しての確認できうる最も古い時期の記述であり、この頃から継続的な古文書修理が開始されたものと考えられる。

- 6 平成4年4月に事務嘱託として椎葉徳子氏が採用され、同年9月16日～18日の日程で富川敦子氏を対馬へ招聘し、裏打ち修理の技術指導を受けた（椎葉氏からの聞取りによる）。
- 7 平成9年9月に尾立和則氏（東京文化財研究所修復技術部主任研究官・当時）が対馬歴史民俗資料館を訪問したことを契機に、尾立氏から直接裏打ち修理の技術指導を受けるようになったことは大きな画期となった。尾立氏は、その後、長崎図書館にも赴き、富川氏に対しても古文書修理の技術指導に当たった（富川氏からの聞取りによる）。
- 8 たとえば、平成10年（1998）2月1日～3日に京都国立博物館の文化財保存修理所及び墨仙堂へ、同年2月8日・9日の両日で熊本県の富永米山堂への視察及び裏打ち修理の技術研修を実施している。そのほか、県立長崎図書館で開催された古文書補修講習会や文化財保存修復学会への参加など、文化財修復に係る技術及び知識の研鑽に努めた。
- 9 所有者が管理する国指定文化財の公開にあたっては、文化財保護法による規制はない（これを所有者公開という）。しかしながら、対馬市の管理する展示施設及び設備での展示となるという特殊事情を考慮し、文化庁からの指導・助言を仰いだ。文化庁は、次のような見解を示した。すなわち、①長崎県・対馬市ともに主催に入るとともに、展示に係る協定書を策定すること。②文化財管理指導官及び部門調査官へ展示資料リストを提示すること。③文化財管理指導官及び部門調査官へ展示室及び展示ケースの温湿度及び空気環境測定結果を事前に提示すること、この3点を満たす場合において所有者公開とみなすというものである。今回の企画展では、文化庁の指導にもとづき、主催に県・市がともに入り、企画展に係る協定書を取り交わす等して開催にいたった。
- 10 当初の展示計画では、行灯型展示ケースに表書札方毎日記を展示する予定であったが、ケース内の空気環境が整わず、展示公開は見送りパネルに切り替えての展示とした。
- 11 展示した道具は、木杓子・付け回し刷毛・水刷毛・糊刷毛・撫刷毛・噴霧器の6点である。
- 12 展示にて紹介した毎日記から異物は、史料調査補助員である権藤安子氏がクリーニング作業を行うなかで個人的に蒐集・保管していたものを撮影しパネルにした。なお、異物のうち植物片や昆虫の死骸等の同定にあたっては、対馬博物館の谷尾崇学芸員（自然史担当）から専門的な御意見をいただいた。
- 13 第1期修理計画（平成27年度～令和元年度、5ケ年）では日記類を毎年7点ずつ、計35点の修理を完了した。また、平成30年度・令和元年度には朝鮮通信使関係絵巻3件4点を修理した。つづく第2期修理計画（令和2年度～令和6年度）では、毎日記などの冊子形態の史料だけではなく、多様な形態の史料を対象に修理を進めている。第2期修理の概報を『対馬歴史研究センター所報』創刊号（2021年）、2号（2022年）に掲載している。
- 14 絵画、書跡・典籍、歴史資料といった美術工芸品を中心とした文化財の保存修理を専門に行う技術者の集団で、平成7年（1995）に装潢修理技術が国の選定保存技術に選定され、国宝装潢師連盟はその保存団体に認定された。
- 15 選定保存技術保存団体一般社団法人 国宝修理装潢師連盟編『装潢文化財の保存修理 東洋絵画・書跡修理の現在』国宝修理装潢師連盟、2015年。
- 16 映像メニューの内容は、①漉嵌による修理、②修理監督、③絵図の撮影、④修理資料の納品と修理工程が分かる。あわせて、令和3年度に行った対馬の児童・生徒による「対馬版」朝鮮通信使絵巻メイキングの様子も放映をした。
- 17 平成29年10月31日にユネスコ「世界の記憶」に登録された「朝鮮通信使に関する記録」は、111件333点の資料で構成されている（日本所在資料は48件209点、韓国所在史料は63件124点）。対馬歴史研究センター所蔵の宗家文庫史料からは、本文中で紹介した朝鮮国信使絵巻（文化度）のほか、朝鮮国信使絵巻（上・下巻）、七五三盛付繰出順之絵図の3件が登録されている。
- 18 三宅英利『近世日朝関係史の研究』（文献出版、1986年）604～605頁。

修理のあゆみ～対馬宗家文書修理 30 年の歴史～展示史料リスト

No.	資料名	員数	形態	材質等	法量 (cm)	作成等	時代・年代・世紀	修理等 年度	展示期間		宗家文庫史料 管理番号
									前期	後期	
1	御書物御修補日記	1 綴	縦帳綴	紙本墨書 楮紙	24.8 × 17.0	御文庫	江戸時代 嘉永 4 年 (1851) ～同 5 年 (1852)	—	●	●	記録類 2-24 -D-11
2	諸記録不見記帳	1 冊	縦帳	紙本墨書 楮紙	25.4 × 17.0	虫干方	江戸時代 文久 2 年 (1862) 閏 8 月	—	●	●	記録類 3-21-35
3	御留守毎日記	1 冊	袋綴冊子装	紙本墨書 楮紙	26.5 × 19.7	表書札方	江戸時代 貞享 5 年 (1688) 7 月～12 月	H9	●	●	日記類 Aa-1-67
4	毎日記	1 冊	袋綴冊子装	紙本墨書 楮紙	25.0 × 19.7	表書札方	江戸時代 元禄 8 年 (1695) 正月～6 月	H9	●	●	日記類 Aa-1-79
5	御留守毎日記	1 冊	袋綴冊子装	紙本墨書 楮紙	24.6 × 18.8	表書札方	江戸時代 寛保 3 年 (1743) 正月～6 月	H28	●	●	日記類 Aa-1-189
6	御在国毎日記	1 冊	袋綴冊子装	紙本墨書 楮紙	26.2 × 19.2	表書札方	江戸時代 文政 10 年 (1827) 7 月～12 月	H23	●	●	日記類 Aa-1-355
7	朝鮮国信使絵巻 (文化度)	1 巻	卷子装	紙本著色	27.3 × 1657.4	—	江戸時代 19 世紀	R1	●	●	絵巻 3
8	御在国毎日記	1 冊	袋綴冊子装	紙本墨書 楮紙	26.7 × 19.3	江戸表 書札方	江戸時代 嘉永 3 年 (1850) 正月～4 月	H28	●	●	日記類 Ba-499
9	郡方毎日記	1 冊	袋綴冊子装	紙本墨書 楮紙	26.3 × 19.8	郡方支配 家老	江戸時代 元禄 15 年 (1702)	H30	●	●	日記類 Ad-2-2
10	極上人参御伺 始終之記録	1 冊	縦帳	紙本墨書 楮紙	27.9 × 18.3	支配方	江戸時代 享保 7 年 (1722)	R3	●	●	記録類 2-2-A ② -8
11	新編纂圖増類群書 類要 事林廣記 三	1 冊	袋綴冊子装	紙本墨刷 竹紙	20.7 × 13.8	—	中国・元代	R2	●	●	典籍類 2-C-4
12	新編纂圖増類群書 類要 事林廣記 六	1 冊	袋綴冊子装	紙本墨刷 竹紙	20.7 × 13.8	—	中国・元代	R2	●	●	典籍類 2-C-4
13	〔書契〕(即位参判 使差遣に付)	1 通	縦紙	紙本墨書 竹紙	52.5 × 126.8	拾遺対馬 州平方誠	江戸時代 享保 5 年 (1720) 9 月	R3	●		一紙物 1005-1-2
14	御返簡渡并御暇之 節絵図面	1 鋪	折畳装	紙本墨書 楮紙	79.6 × 114.8	—	江戸時代 19 世紀	R3		●	絵図類 V -70

前期展示：令和 4 年 7 月 30 日 (土) ～ 8 月 24 日 (水) 後期展示：8 月 26 日 (金) ～ 9 月 25 日 (日)

展示パネル一部紹介

修理による新たな発見①

読めるようになった記事から分かること

修理を施すとこれまで読めなかった部分を読めるようになります。修理した史料を解説することはこれまで明らかでなかった事実を解明することにつながります。ここではその一例を紹介します。

「猪鹿逐詰」の実態

対馬藩では元禄 13 年 (1700) から宝永 6 年 (1709) にかけて「猪鹿逐詰」と呼ばれる大規模な猪・鹿狩りを実施しました。その結果、対馬藩は島内の猪を全滅させ、農作物への被害を減らすことに成功しました。平成 30 年に修理した郡方毎日記 (No.11) にはこれまで明らかにされてこなかった「猪鹿逐詰」の狩猟実態を解明するために重要な情報が記載されていました。

2 月 26 日条には伊奈郷、3 月 13 日条には三根郷で仕留めた猪と鹿の記事があります (写真と翻刻文は伊奈郷の一部)。これとみると、地域を「狩坪」という単位に区切り、坪毎に仕留めた猪と鹿の頭数を把握したことが分かります。これらの情報を集計して、伊奈郷では猪 380 頭と鹿 1130 頭が、三根郷では猪 278 頭と鹿 256 頭が仕留められたことが明らかになりました。ここから、獣の生息状況 (猪と鹿の比率) とそれによる獣害も地域によって異なっていたと考えられます。

(元禄十五年二月二十六日条)	
伊奈郷狩坪拾七之内式拾坪二而 旧冬以来打留猪鹿之覚	
一、猪鹿二十八 猪十七 鹿十一	一、同五十四 猪十三 鹿十四
右者浦坪	右者平坪
一、同五十五 猪十四 鹿十四	一、同六十五 猪廿
右者河内坪	右者めづる坪
一、猪鹿八十六 猪十七 鹿六十九	一、同八十 鹿六十八
右者立坪	右者大坪
(以下省略)	



展示中の 6 月 29 日条では、郡奉行の陶山庄右衛門 (つづみ) と平田類右衛門が郡方支配家老に提出した「猪鹿逐詰」の進捗報告に関するページを開いています。ここからは、「猪鹿逐詰」を指揮した郡奉行が郡方支配家老に対して、仕留めた頭数のほか、死骸の埋却を確認した人物までを報告したことが分かります。

これらの記事は、「猪鹿逐詰」の実態を明らかにするとともに、それに挑む人々の姿や江戸時代の自然との向き合い方を考える上で貴重な史料にもなります。このように、史料から新たな事実を発見し、研究を進めるためにも修理は必要なのです。

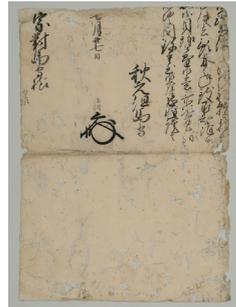
修理による新たな発見②

表紙裏から発見された古文書

毎日記の本格修理を進めていくなかで、表紙の補強材として使用されていた反故紙の中から古文書がみつかりました。修理した宝暦 8 年 (1758) の毎日記の表紙から出てきた古文書を調べると、江戸幕府の老中「秋元但馬守涼朝」が宗家当主宛に送った書状でした。

※秋元涼朝は、延享 4 年 (1747)～西の丸老中、但馬守、宝暦 10 年 (1760)～明和元年 (1764) 本丸老中

表紙裏から見つかった老中書状



宗対馬守様
御報

七月廿七日
秋元但馬守
涼朝(書判)

〔前欠〕 着、依之御札被被
〔前欠〕 使者預示之趣致承知候、随而
〔前欠〕 御目録被懸御意忝次第候、弥
〔前欠〕 堅固珍重至御座候、恐惶謹言、

毎日記の表紙の形にあわせて裁断されているため断片的な文字情報しかありませんが、書止文言 (書状の末尾に書く文言) が「恐惶謹言」であること、宛名が「様」付であること、宛名の左下 (脇付) に「御報」 (=返事) と記されることから、私的な性格の強い書状であると考えられます。

一方、宗家では老中から出された公的な性格の強い老中奉書書を巻子に仕立てて保管しました。今回発見された書状は同じ老中が出した文書ではありますが、巻子に仕立てられていません。巻子となる古文書にはどのような性格があったのか、事例を積み重ねながら今後も検討していく必要があります。

表紙から古文書が見つかった毎日記 (修理前)



会場の様子



維持管理行為



本格修理 (冊子)



本格修理 (絵巻)



本格修理 (絵図)



本格修理 (一紙物)



釜山文化財団・下関市文化振興課による視察

対馬版 朝鮮国信使絵巻を作りました

対馬博物館開館を記念して、対馬の子どもたちが描いた「対馬版」朝鮮国信使絵巻を展示・公開しました。
(作成についての詳細は所報No.2 参照)

令和4年度は、抽選で選出された小学生以下の塗り絵作品 80 枚、中学生以上の模写作品 80 枚を、2巻の絵巻に仕立てて、対馬博物館2階の対馬歴史研究センター前にて、展示・公開しました。

あわせて、抽選からもれた作品については、データ画像をセンター前にて映像にて紹介しました。対馬の子どもたちの自由な発想で描かれた朝鮮通信使を、たくさんの来館者に観てもらうことができました。



完成した絵巻（上：小学生以下 下：中学生以上）



展示の様子（手前のモニターにてスライドショー上映）

**「対馬版」朝鮮国信使絵巻
展示中！**

原画1140点も
デジタル画面にて
同時公開中！

長崎県対馬歴史研究センターは **2階** です。
階段を上って、右手の渡り廊下を渡ってください。

至 対馬歴史研究センター →

原画スライドショー上映中！

静止画でゆっくりご覧になりたい場合は、
お名前、学校名などをお知らせいただければ
ご希望の原画をモニターに表示できますので、
右奥事務所内の職員に声をおかけください。

設置していた案内

宗家文書ワークショップ

を開催しました

対馬博物館の開館を記念して、5月3日(火)、4日(水)、14日(土)、15日(日)に、対馬市内の小・中学生の親子を対象にした宗家文書ワークショップを開催しました。

対馬歴史研究センターの主な業務である調査研究機能・保存修復機能をモチーフにした、くずし字プレート作り・古文書修復体験・朝鮮通信使オリジナルTシャツ作りの3つのプログラムを実施しました。

たくさんの方に御参加いただき、滅多にふれることのないくずし字や古文書、朝鮮通信使絵巻に親しんでいただく機会となりました。

開催日程

5月3日(火)、5月4日(水)、5月14日(土)、5月15日(日)

参加者数(延べ)109名

内訳	くずし字プレート作り&古文書修復体験	59名
	通信使行列Tシャツ作り	50名

くずし字プレート作り

江戸時代の宗家文書にも使われていた「くずし字」をモチーフに、独自にデザインしたプラスチック製のキーホルダーを作成しました。



古文書修復体験

対馬歴史研究センターで行っている^{はけ}刷毛や電気コテを用いて、古文書のほこり落とし（クリーニング）やシワのばし（フラットニング）を体験しました。また、和本の綴じ方を学びながら、メモ帳を作成しました。



朝鮮通信使オリジナルTシャツ作り

朝鮮通信使の行列絵巻を線画にしたデジタルデータに、タブレットで色をつけたり、文字を書いたりして、オリジナルTシャツを作成しました。



出前講座

令和4年7月14日(木) 対馬高校国際文化交流科 「学芸員の仕事と歴史研究」

令和4年10月24日(月) 九州博物館協議会 学芸員・事務職員研修会「対馬宗家文書について」

令和5年2月9日(木) 対馬振興局職員研修会 「対馬の歴史について」



対馬高校国際文化交流科 出前講座



九州博物館協議会 学芸員・事務職員研修会



対馬振興局職員研修会

研修・体験等受入

令和4年8月24日(水)～26日(金) 社会体験研修 厳原中学校 大浦教諭

令和4年10月16日(日) 維持管理行為体験 日韓未来塾(県国際課事業)

令和4年11月14日(月)～16日(水) 就労体験実習 虹の原特別支援学校高等部対馬分教室(1名)

令和5年2月23日(祝・木) 研修受入 旅と学びの協議会 in 対馬

「対馬宗家文書と対馬歴史研究センターの取組」

勉強会受入(毎月1回)

対馬古文書研究会



日韓未来塾 維持管理行為体験



旅と学びの協議会 in 対馬

視察・施設見学・展示解説など

令和4年4月6日(水) 視察 長崎県市長会 (27名)

令和4年8月7日(日) 企画展「修理のあゆみ」展示解説 釜山文化財団・下関市文化振興課 (5名)

令和4年8月16日(火) 企画展展示解説 衆議院内閣委員会 (30名)

令和4年9月16日(金) 企画展展示解説 巖原北小学校5・6年生 (17名)

令和4年9月21日(水) 企画展展示解説 九州大学未来共創育成リーダープログラム

(教員2名・職員1名・学生13名)

令和4年10月4日(火) 施設見学 鶏知小学校4年生(児童50名・教諭4名)

令和4年10月14日(金) 視察 長崎大学浜田久之副学長ほか

令和4年10月19日(水) 視察 平田修三長崎県副知事ほか

令和4年10月25日(火) 施設見学 九州博物館協議会研究会

令和5年1月27日(金) 施設見学 壱岐対馬事務職員研修

令和5年2月22日(水) 視察 大石賢吾長崎県知事ほか



巖原北小学校 企画展展示解説



九州大学 企画展展示解説



鶏知小学校 施設見学



長崎大学浜田久之副学長ほか 視察



平田修三長崎県副知事ほか 視察



大石賢吾長崎県知事 視察

取材協力・掲載分

当センターでは、各種メディアへの取材協力や所蔵資料を刊行物等に掲載するにあたっての依頼に協力しています。



申請者	資料名	番組名・書籍名等
対馬市教育委員会	「金石城図」	
山川出版社	「朝鮮国信使絵巻（上・下巻）」	
株式会社アーテファクトリー	「朝鮮国信使絵巻（下巻）」	
文部科学省 国際統括官付国際戦略企画官	「朝鮮国信使絵巻（文化度）」	
対馬 STORY	「朝鮮国信使絵巻（文化度）」	
荒木和憲	「小田家文書」	「対馬宗氏の経典施入とその政治的意義」
横内裕人	センター寄託経典類	『長崎県対馬市所在高麗版経目録』
横内裕人	センター寄託経典類	『対馬の渡来版経』
株式会社アーテファクトリー	「朝鮮国信使絵巻（下巻）」	
対馬市役所文化交流課	「朝鮮国信使絵巻（文化度）」※イラストデータ	
株式会社天夢人	「朝鮮国信使絵巻（下巻）」	『歴史と人物 新装版 江戸五百藩』
株式会社婦人之友社	「朝鮮国信使絵巻（文化度）」	『明日の友 259号』
特定非営利活動法人 著作権利用等に係る教育 NPO	「朝鮮国信使絵巻（下巻）」	
対馬市文化交流課	「朝鮮国信使絵巻（文化度）」	
対馬博物館	「朝鮮国信使絵巻（上巻）」「朝鮮国信使絵巻（下巻）」 「朝鮮国信使絵巻（文化度）」「七五三盛付繰出順之絵図」	特別展「対馬の外交Ⅱ 朝鮮通信使」図録
東京法令出版	「朝鮮国信使絵巻（文化度）」	
NHK メディア総局 第3制作センター	「朝鮮国信使絵巻（文化度）」	NHK「プラタモリ」対馬編 10月15・22日 放映
Ryu 企画	「朝鮮国信使絵巻（文化度）」	
株式会社かみゆ	「朝鮮国信使絵巻（下巻）」	『だからわかるシリーズ 江戸時代』
株式会社コミュニティメディア	「元禄対馬国絵図」	NCC 主催地域紹介イベントでの対馬ブース展示物利用
株式会社講談社	「朝鮮国信使絵巻（文化度）」「義和」印	「現代ビジネス（週刊現代）対馬紀行」
株式会社かみゆ	「宗義智肖像」	『だからわかるシリーズ 江戸時代』
株式会社悠工房	「朝鮮国信使絵巻（文化度）」	
木山口町まちづくり協議会	「田代領図」	「木山口町歴史まちづくり構想」（パンフレット）
株式会社 NHK エデュケーショナルコンテンツ制作開発センター教育グループ（事業展開）	「朝鮮国信使絵巻（上・下巻）」	
岡崎市	「朝鮮国信使絵巻（下巻）」	
株式会社アーテファクトリー	「朝鮮国信使絵巻（下巻）」	
株式会社アトール	「朝鮮国信使絵巻（上巻）」 「朝鮮国信使絵巻（下巻）」 「朝鮮国信使絵巻（文化度）」	『地球の歩き方 島旅シリーズ 対馬』
長崎県教育庁義務教育課	「朝鮮国信使絵巻（文化度）」他寄託資料2点	『ふるさと長崎県』（Web版）
クロスロード文化研究所	「田代領図」	
株式会社ユニフォトプレスインターナショナル	「朝鮮国信使絵巻（文化度）」	
山川出版社	「朝鮮国信使絵巻（上・下巻）」	
対馬博物館	「宗義和図書」	
福山市	「朝鮮国信使絵巻（文化度）」	水野勝成藩主時代朝鮮通信使来訪 400年直前 鞆を行列した通信使の記憶展
長崎文献社	「朝鮮国信使絵巻（文化度）」	『長崎歴史100人事典』
徳竹由明	「獲虎実録」	中京大学『文学部紀要』第57巻第2号
対馬博物館	「宗義和図書」「朝鮮国信使絵巻（文化度）」 「朝鮮国信使絵巻（上巻）」「朝鮮国信使絵巻（下巻）」	
古川祐貴	「宗義和図書」	「対馬藩主図書考」

※ は放映、 は利用。その他は全て掲載

県立長崎図書館郷土資料センターの下記企画展に協力しました。

- ・企画展示4 対馬市ゆかりの資料

会期：令和4年12月6日（火）～令和5年2月26日（日）



写真：郷土資料センター提供



寄贈図書 (2022.4.1 ~ 2023.3.31)

◆刊本

図書名	寄贈者・発行者
県政 150 周年記念事業記念誌	長崎県
越後文書宝翰集 三浦和田氏文書Ⅲ 河村氏文書 小田切氏文書	新潟県立歴史博物館
友好交流を求めて 大和塾を巡る旅～歴史に埋もれた人々の足跡をたどる	ふくろう出版
史料で読み解く日本史4 近世日記の世界	福田千鶴 / 藤實久美子編 ミネルヴァ書房
人の一生 安曇野 一滴の水	全 円子 安曇野市教育委員会 安曇野市豊科郷土博物館
江戸時代大百科 5 江戸時代の外交と貿易	株式会社ポプラ社
分類紀事大綱Ⅵ 一対馬島宗家文書資料集 7-1	國史編纂委員会
分類紀事大綱Ⅶ 一対馬島宗家文書資料集 8-1	國史編纂委員会
天草、このお城がおもしろい! 史跡 棚底城跡	天草市・天草市教育委員会
中世の外国人専用港 対馬・矢櫃 (奇跡の港)	大江正康 対馬国界クラブ
対馬の渡来版経一護り伝える東アジアの至宝	横内裕人編 勉誠出版株式会社
もういちど読みとおす山川新日本史 上	株式会社 山川出版社
歴史と人物 江戸五百藩 ご当地藩のすべてがわかる!	中央公論社
大奥を創った女たち	福田千鶴 吉川弘文館
日本現存朝鮮本研究 集部	藤本幸夫 京都大学学術出版会
テーマ別だから政治も文化もつかめる 江戸時代 (だからわかるシリーズ)	朝日新聞出版
樂旅長崎	株式会社イーズワークス

◆報告書

守れ! 文化財～モノとヒトに光を灯す～ 2021 年度報告書	「守れ! 文化財～モノとヒトに光を灯す～」事業実行委員会
相国寺旧境内・公家町遺跡発掘調査報告書 - 同志社大学致遠館建替え工事の伴う発掘調査 -	同志社大学歴史資料館
かつて、大野の町にアメリカがあった。	大野城市教育委員会
鹿児島国際大学ミュージアム調査研究報告 第 19 集	鹿児島国際大学国際文化学部博物館実習施設・鹿児島国際大学ミュージアム
明治大学博物館+南山大学人類学博物館合同シンポジウム報告書 2019 - 2020	明治大学博物館 南山大学人類学博物館
令和 3 年度 国宝修理装こう師連盟 オンライン研修会報告集「絹と装こう文化財」	一般社団法人 国宝修理装演師連盟
九州国立博物館 文化財修理報告 平成 23 - 24 年度	九州国立博物館
長崎県対馬市所在 高麗版経調査報告書	京都府立大学文学部歴史学科
竹島資料勉強会報告書「明治 10 年太政官指令」の検証	公益財団法人日本国際問題研究所
静岡県の朝鮮通信使	静岡県朝鮮通信使研究会会長天野一
愛娘への手紙 - 貞姫宛て鍋島直正書簡集 -	公益財団法人鍋島報効会

◆目録

磯砂版大蔵経目録 第十冊	公益財団法人 武田科学振興財団
長野県立歴史館収蔵文書目録 21	長野県立歴史館
熊本博物館収蔵 陶磁器資料目録	熊本博物館
三宅家文書	熊本博物館
増補 東洋文庫朝鮮本分類目録	国立国会図書館支部 東洋文庫
磯砂版大蔵経目録 第十一冊	公益財団法人 武田科学振興財団

◆図録

企画展示「中世武士団」一地域に生きた武家の領主一	国立歴史民俗博物館
布 うつくしき日本の手仕事	公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団
横浜の大名 米倉家の幕末・明治「日記」が伝える武州金沢藩、激動の 4 年	公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団
日本・モンゴル外交関係樹立 50 周年記念特別展邂逅する写真たちモンゴルの 100 年前と今	国立民族学博物館
はたらくアート	筑後アートファーム計画実行委員会
対馬博物館 平常展示図録	対馬博物館
仁淀川流域の歴史と文化	高知県立高知城歴史博物館
廃藩置県 150 年企画展 藩が消えた日一四国の廃藩置県一	高知県立高知城歴史博物館
土佐の焼き物 尾戸焼	高知県立高知城歴史博物館
北斎 日新除魔図の世界	九州国立博物館
陸蒸気を海に通せ! - 大隈重信が挑んだ日本初の鉄道建設 -	佐賀県立佐賀城本丸歴史館
能楽伝承～熊本の能文化～	熊本博物館
没後 350 年記念展 明国からやって来た奇才仏師 范道生	九州国立博物館
皇室の名宝 - 皇室と九州を結ぶ美 -	西日本新聞社、T V Q九州放送、日本経済新聞社
海幸山幸 祈りと恵みの風景	西日本新聞社、T V Q九州放送
伝教大師 1200 年大遠忌記念特別展 最澄と天台宗のすべて	読売新聞社
石井筆子と近代の群像	大村市歴史資料館
山伏 佐久の修験 大井法華堂の世界	長野県立歴史館
厠、トイレになる	仁川広域市立博物館 北九州市立自然史・歴史博物館

図書名	寄贈者・発行者
官宮八幡製鐵所開業 120 年 鉄の都のものがたり—釜石と八幡—	北九州市立自然史・歴史博物館
対馬の外交Ⅱ 朝鮮通信使—江戸登城・淀川上り・文化交流	対馬博物館
生業絵巻尽—ひらけ！江戸の産業図鑑—	新潟県立歴史博物館
伽耶—古代東アジアを生きた、ある王国の歴史—	国立歴史民俗博物館
長府毛利家遺品	下関市立歴史博物館
アトウイ—海と奏でるアイヌ文化	公益財団法人アイヌ民族文化財団
町人と百姓の江戸時代—私たちの歴史がここにある—	八代市立博物館未来の森ミュージアム
諏訪と武田氏	長野県立歴史館
キリスト教美術をみとく イエス・キリスト、聖母マリア、諸聖人	西南学院大学博物館
近代のいんばん手—その意匠と時代背景—	橋本美美子
宇佐神宮	大分県立歴史博物館
高遠藩の遺産—最後の藩主が残したモノ—	長野県立歴史館
考古学からみた筑前・筑後のキリシタン 掘り出された祈り	西南学院大学博物館

◆複製資料

十七世紀初頭対馬外交僧の系譜に関する一考察—宿願俊岳をめぐって—	顧明源「佛教史學研究」第 63 卷第 2 号抜粋
近世戒律復興運動の祖師 俊正明忍の対馬における奇瑞・臨終瑞相をめぐって	高松世津子 第 17 回派骨賞奨励賞 ほか明忍律師関係資料
叡尊と近世前期律僧における舍利信仰—『悲華經』と記述された奇跡をめぐって—	高松世津子 「日本宗教文化史研究」第 26 卷第 1 号 抜刷
月潭道漱自筆資料—「明忍律師塔銘」「西明寺鐘銘」翻刻と解題	関口静雄・高松世津子 「學苑」昭和女子大紀要 970 号 抜刷
照葉樹林西端域における植生変遷に関する花粉分析学的研究—長崎県杵岐・対馬両島を例にして—	内山隆・野井英明・志知幸治 「千葉経済論叢」第 68 号 抜刷

◆逐次刊行物

世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」研究紀要第 1 号	長崎県
長崎市長崎学研究所紀要 長崎学 第 5 号	長崎市長崎学研究所
REKIHAKU 005 ファッション×博物館・006 人工知能の現代史・007 歴史の匂い	国立歴史民俗博物館
白山史学 第 57 号	白山史学会
民具マンスリー 第 54 巻 10～12 号・第 55 巻 1～9 号	神奈川大学日本常民文化研究所
歴史と民俗 38	神奈川大学日本常民文化研究所
朝鮮通信使 JOSEON TONGSINSA JOURNAL・2021 冬号～2022 冬号	姜 東秀 (財) 釜山文化財団
長崎歴史文化博物館研究紀要 第 16 号	長崎歴史文化博物館
新潟県立歴史博物館研究紀要 第 22 号	新潟県立歴史博物館
東洋大学文学部紀要 第 75 集 史学稿篇第 47 号	東洋大学
能楽資料叢書 7 近世諸藩 能役者由緒書集成 (下)	野上記念法政大学能楽研究所
山口県史研究 第 30 号	山口県
国立歴史民俗博物館研究報告 第 233～237 集	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館
三井文庫論叢 第 55 号	公益財団法人 三井文庫
歴史研究の最前線「自然科学からみる歴史資料」	総研大 日本歴史研究専攻 国立歴史民俗博物館
調査研究書 第 46 集	佐賀県立博物館・佐賀県立美術館
福岡市総合図書館 研究紀要 第 22 号	福岡市総合図書館
東京大学史料編纂所附属 画像史料解析センター通信 96～98 号	東京大学史料編纂所
嶽南風土記 第 29 号	有家史談会
西南学院大学博物館研究紀要 第 10 号	西南学院大学博物館
長野県立歴史館 研究紀要 第 28 号	長野県立歴史館
高知県立高知城歴史博物館 研究紀要 第 4 号	高知県立高知城歴史博物館
大分県立歴史博物館 研究紀要 22	大分県立歴史博物館
佐賀県立佐賀城本丸歴史館 研究紀要 第 17 号	佐賀県立佐賀城本丸歴史館
九州歴史資料館 研究論集 47	九州歴史資料館
東風西声 九州国立博物館紀要 第 17 号	九州国立博物館
日本學論集 44	グローバル琉球沖繩研究所&慶熙大学大学院日本学研究会
東京大学史料編纂所附属 画像史料解析センター通信 97 号～99 号	東京大学史料編纂所
昭和のくらし研究 第 20 号	昭和館
伝承文学研究 第 67 号・第 69 号	伝承文学研究会
伊能忠敬記念館年報 第 23 号	伊能忠敬記念館
北九州市立自然史・歴史博物館研究報告 B 類 歴史 第 19 号	北九州市立自然史・歴史博物館
訳官使・通信使とその周辺 5	「訳官使・通信使とその周辺」研究会
新建築 2022.11	株式会社新建築
東京大学史料編纂所研究紀要 第 32 号	東京大学史料編纂所
東京大学史料編纂所報 第 57 号	東京大学史料編纂所
大阪歴史博物館年報 令和 3 年度	大阪歴史博物館
史料館研究紀要 第 27 号	大分県立先哲史料館
馬の博物館研究紀要 第 21 号～第 23 号	公益財団法人馬事文化財団・馬の博物館

長崎県対馬歴史研究センター所報 3号

2023年3月 発行

編集・発行 長崎県対馬歴史研究センター

〒817-0021

長崎県対馬市厳原町今屋敷668-2

(対馬博物館2階)

Tel/0920-52-3687

Fax/0920-52-1816

 s40470@pref.nagasaki.lg.jp

 <https://tsushima-hrc.jp>

